

奥多摩町地域防災計画

(令和6年度修正)



奥多摩町防災会議

目 次

第1編 総則編

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1
------------	---

第2章 防災機関の業務大綱	4
---------------	---

第2部 町の災害環境

第1章 地域の災害危険性と過去の災害	11
--------------------	----

第2章 被害の想定	17
-----------	----

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくり	25
----------------	----

第2章 防災知識の普及・啓発等	28
-----------------	----

第3章 地域防災力の向上	30
--------------	----

第4章 火災の予防	35
-----------	----

第5章 情報収集・伝達体制の整備	38
------------------	----

第6章 土砂災害の予防	39
-------------	----

第7章 生活関連物資等の確保	41
----------------	----

第8章 避難体制の整備	43
-------------	----

第9章 災害時の医療確保	48
--------------	----

第10章 町の防災対応力の向上	49
-----------------	----

第2部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢	53
------------	----

第2章 災害情報の収集・伝達	60
----------------	----

第3章 応援要請	65
----------	----

第4章 消火・救助・救急活動	71
----------------	----

第5章 危険物施設等応急対策	75
----------------	----

第6章 医療救護	80
----------	----

第7章 避難	87
--------	----

第8章 輸送	95
--------	----

第9章 障害物の除去	99
------------	----

第10章 飲料水・食料・生活関連物資の供給	100
-----------------------	-----

第11節 災害廃棄物処理	103
--------------	-----

第12章 行方不明者の搜索、遺体の処理・火葬	105
------------------------	-----

第13章 住宅対策	108
-----------	-----

第14章 ボランティア活動	113
---------------	-----

第15章 文教施設の応急対策	115
----------------	-----

第16章 ライフライン施設の応急対策	117
--------------------	-----

第17章 土砂災害対策	118
-------------	-----

第18章 災害救助法の適用	119
---------------	-----

第3部 災害復旧・復興計画	
第1章 災害復旧事業	121
第2章 災害復興	124
第3章 被災者等の生活支援	125
第4部 南海トラフ地震防災対策	
第1章 基本方針	129
第2章 南海トラフ地震に関連する情報	130
第3章 町の防災対応	132

第3編 風水害等対策編

第1部 災害予防計画	
第1章 風水害に強いまちづくり	135
第2部 災害応急対策計画	
第1章 応急活動態勢	137
第2章 災害情報の収集・伝達	139
第3章 避難	142
第3部 災害復旧・復興計画	
第4部 火山災害対策	
第1章 火山情報の収集・報告	147
第2章 降灰への対策	149

第4編 大規模事故等対策編

第1部 災害予防計画	
第1章 火災予防対策	151
第2部 災害応急対策計画	
第1章 応急活動態勢	153
第2章 危険物事故の応急対策	154
第3章 大規模事故発生時の応急対策	161

第5編 雪害対策編

第1部 雪害予防計画	
第1章 雪に強いまちづくり	165
第2部 雪害応急対策計画	
第1章 応急活動態勢	167
第2章 除雪対策	168
第3章 孤立対策	170

資料編

1 奥多摩町防災会議条例	171
2 奥多摩町防災会議委員	173
3 奥多摩町災害対策本部条例	174

4	応援協定	175
5	避難所	177
6	要配慮者利用施設	179
7	被害程度の認定基準	180
8	警報・注意報発表基準	183
9	災害救助法による救助の内容等	184

第1編 総則編

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

奥多摩町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、奥多摩町防災会議が作成する計画である。

本計画は、奥多摩町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、各防災機関等がその有する全機能を有効に発揮して住民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、防災に関する基本的かつ総合的な計画であり、自助・共助・公助の理念に基づいて、奥多摩町、防災関係機関、町民、自主防災組織等及び事業所等の防災に関する責務を明確にするとともに、各機関等の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画、東京都地域防災計画、防災関係機関の防災業務計画等との整合及び関連性を有するとともに、地域の特性及び災害環境にあわせた独自の計画である。

第3節 計画の基本方針

1 計画の基本方針

本計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものであるが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。そのため、災害発生時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害発生時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくことを基本方針とする。

なお、防災対策にあたっては、女性及び子供、性的マイノリティ、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者への配慮、男女共同参画の視点を取り入れることが重要となっている。

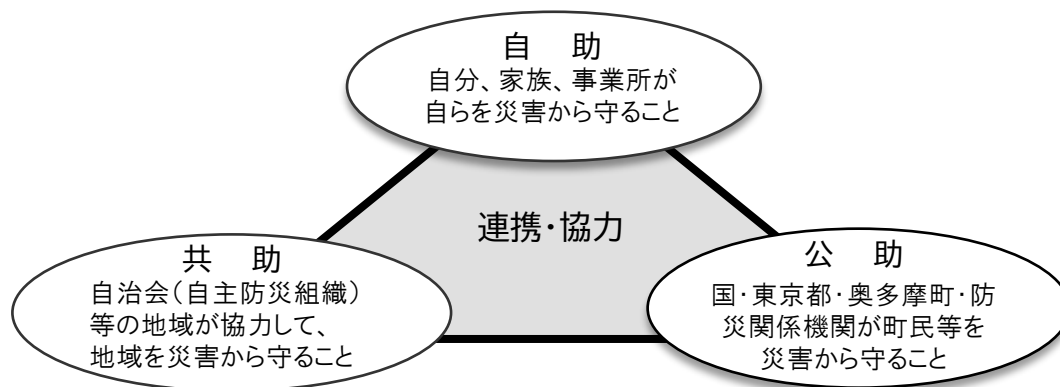
そのため、近年の災害教訓や国、東京都の方針を踏まえ、地域と一体となった防災体制を確立する。

2 自助・共助・公助による対策推進

防災は、奥多摩町、東京都、防災関係機関のみならず、町民、自治会（自主防災組織）等の地域が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づくことが重要である。

過去の災害では、災害直後に「自分・家族」、「住民相互」の助け合いによって、多くの命が救われており、長期にわたる避難生活等においても、地域のつながりが支えとなっている。

このため、本計画の推進においては、「町民・事業所」、「町民で組織する自治会（自主防災組織）」、「行政」の3者による連携により、それぞれの役割をもって協力する「自助・共助・公助」を基本とする。



〈自助・共助・公助の連携・協力〉

第4節 計画の構成と内容

本計画の構成は、次のとおりである。

奥多摩町地域防災計画		
第1編 総則編	目的、業務大綱、想定災害	
第2編 震災対策編	直下地震、南海トラフ地震への対策	
第3編 風水害対策編	風水害・土砂災害・火山災害への対策	
第4編 大規模事故等対策編	危険物事故・大規模事故への対策	
第5編 雪害対策編	大雪への対策	
資料編	各種資料・様式・条例等	

なお、第2編・第3編は、それぞれ、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画で構成される。

その内容は、概ね次のとおりである。

災害予防計画	災害の発生を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害を軽減するために、平常時において実施すべき対策に関する計画
災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の奥多摩町の態勢、人命救助、避難、被災者の生活支援等の対策に関する計画
災害復旧・復興計画	被災した施設の復旧、被災者の生活の復旧、災害復興等に関する計画

第 5 節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

各防災関係機関等は、その所掌する事項について修正を必要とする場合は、計画修正案を奥多摩町防災会議に提出する。

第2章 防災機関の業務大綱

第1節 奥多摩町

- 1 奥多摩町防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 緊急輸送の確保に関すること。
- 5 避難指示等及び誘導に関すること。
- 6 消防及び水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 外出者の支援に関すること。
- 9 応急給水に関すること。
- 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 13 公共施設の応急復旧に関すること。
- 14 災害復興に関すること。
- 15 防災に係る知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- 16 自主防災組織の育成に関すること。
- 17 事業所防災に関すること。
- 18 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2節 東京都

- 1 東京都防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 7 緊急輸送の確保に関すること。
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- 9 人命の救助及び救急に関すること。
- 10 消防及び水防に関すること。
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。

- 12 外出者の支援に関すること。
- 13 応急給水に関すること。
- 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 17 公共施設の応急復旧に関すること。
- 18 災害復興に関すること。
- 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 20 防災に係る知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- 21 事業所防災に関すること。
- 22 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 23 その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第3節 指定行政機関

関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。

	3 食品の需給・価格動向の調査に関する事。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10 被害農業者に対する金融対策に関する事。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。 2 鉦山における保安に関する事。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 2 通信施設等の整備に関する事。 3 公共施設等の整備に関する事。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 豪雪害の予防に関する事。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関する事。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんにに関する事。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事。 4 災害時における輸送用車両のあっせんにに関する事。

東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第4節 自衛隊

陸上自衛隊 (第1師団 第1施設大隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
------------------------	--

第5節 指定公共機関

日本赤十字社東京 都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（奥多摩町は、原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本放送協会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
東日本旅客鉄道株式 会社	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
日本貨物鉄道株式 会社	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。
東日本電信電話株式 会社	1 電気通信設備の建設及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
日本郵便株式会社 （羽村郵便局）	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事。 （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （3）被災地宛救助用郵便物等の料金免除

	(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
KDDI 株式会社、株式会社NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

第6節 指定地方公共機関

一般社団法人東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
公益社団法人東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
公益社団法人東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること。
民間放送機関	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
一般社団法人東京都バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること。

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
一般社団法人東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること。
一般社団法人日本エレベーター協会関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

第7節 協力機関

自治会	1 災害時における救助、救急活動の実施・協力に関すること。 2 避難者の誘導、避難所の設営及び運営の協力に関すること。 3 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に対する協力に関すること。 4 被害状況調査等・災害対策業務全般についての協力に関すること。
一般社団法人奥多摩建設業協会	1 災害時における建設復旧、除去活動の協力に関すること。
奥多摩商業協同組合	1 災害時における食糧及び生活必需品調達の協力に関すること。
西多摩医師会	1 災害時における応急治療の実施に関すること。
西多摩歯科医師会	2 医療及び助産活動の協力に関すること。
西多摩薬剤師会	3 防疫の協力に関すること。

第2部 町の災害環境

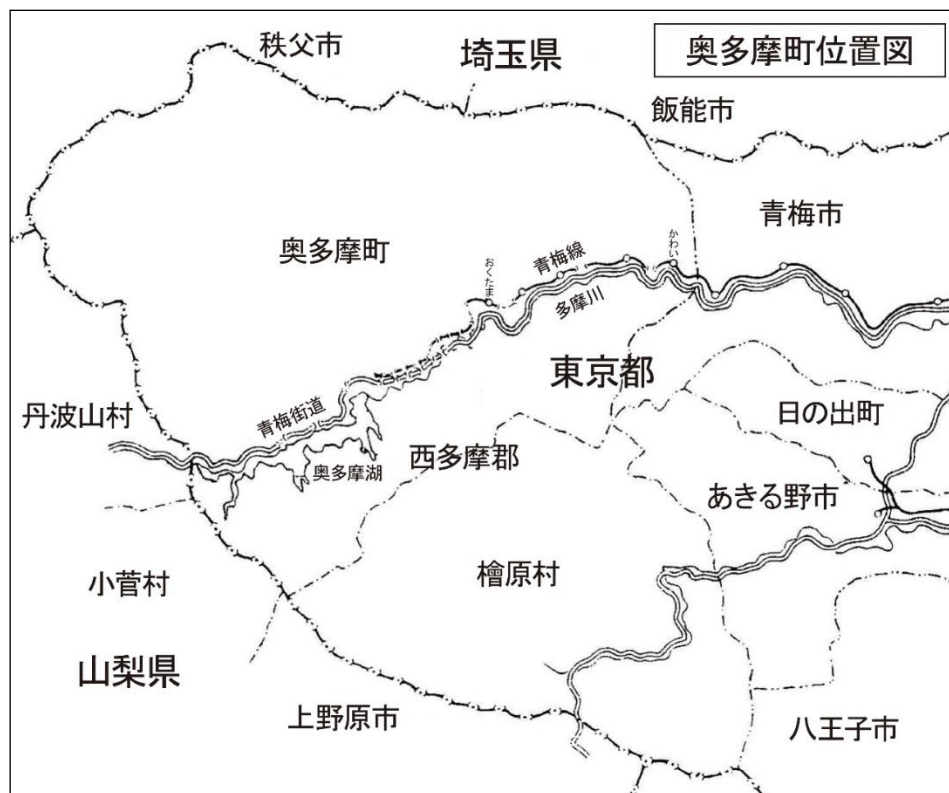
第1章 地域の災害危険性と過去の災害

第1節 自然条件

1 位置及び面積

奥多摩町は、東京都の西北端に位置し、東経 139 度 6 分、北緯 35 度 48 分（奥多摩町役場の位置）にあり、東西 19.5km、南北 17.5km、面積 225.53km² に及ぶ東京都第一の面積を有する自治体である。

町の東は青梅市に、西は山梨県北都留郡丹波山村及び小菅村に、北は埼玉県秩父市及び飯能市に、南は檜原村及びあきる野市に接し、周囲を標高約 1,000m～2,000m の山地に囲まれている。



〈奥多摩町の位置〉

2 地形

奥多摩町は、関東山地東南部に位置し、大部分は山地、段丘及び河川からなる。

本地域は急峻な山岳地形を成し、最高峰は奥多摩町西縁の雲取山（2,017.1m）で、これより南東方に連なる山稜は、多摩川及び日原川に挟まれた地域に位置する鷹ノ巣山（1,736.6m）に至り、北東方に延びた山稜はその方向を東方に転じて町の北縁を成している。南部の最高峰は南西端に位置する三頭山（1,527.5m）で、これより東方に連なる山稜は大岳山（1,266.4m）に至り、本町の南縁を成している。

主な河川は多摩川及び日原川である。多摩川は町の中央を西から東に向かって貫流し、これ

を堰き止める小河内ダムがある。多摩川の支流である日原川は、西北部から流れ出て町の中央部で多摩川に合流している。

その他の主な支流としては、峰谷川、大丹波川、海沢川等がある。これらの河川は深い谷を刻み、急峻な地形を形成している。

段丘は多摩川に沿って形成されており、段丘面は比較的狭い。段丘崖は多摩川の河床と30m前後の標高差がある。集落の大部分はこの段丘上にある。

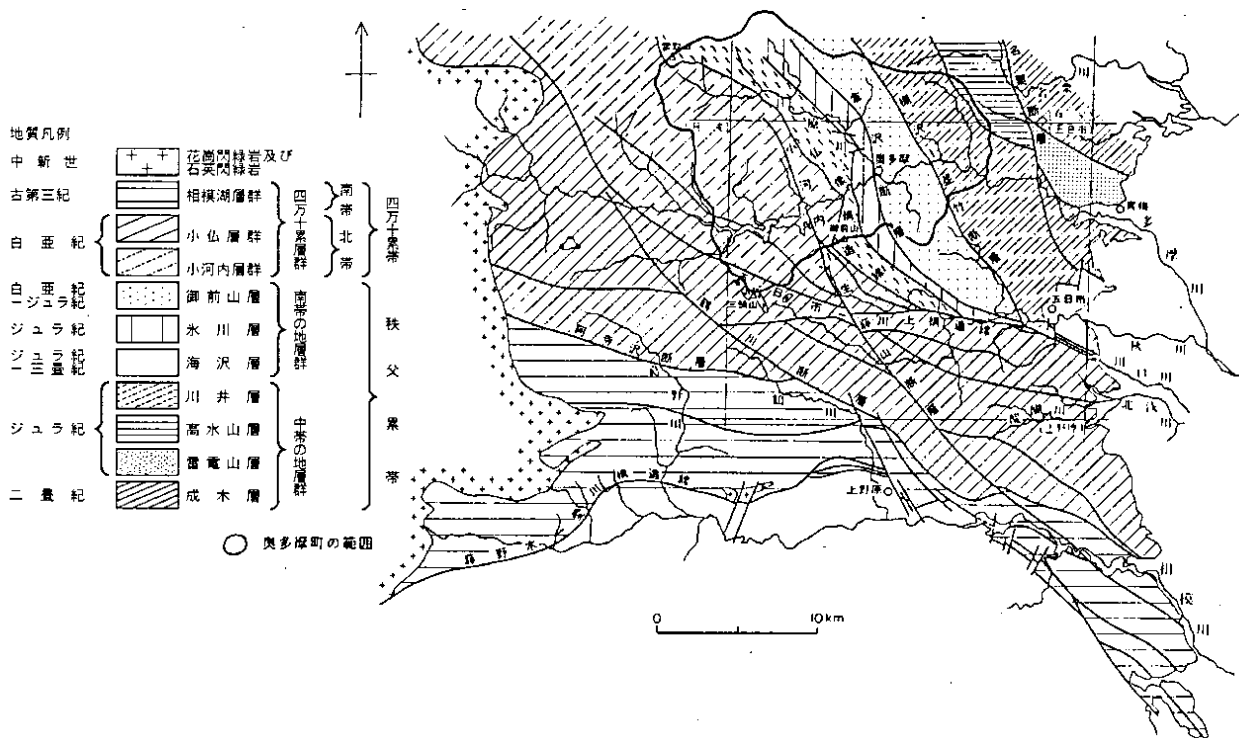
3 地質

奥多摩町の地質は、東部のジュラ系の秩父累帯に属する中・古生層と、西部の白亜系の四万十帯に属する四万十累層群とに分けられる。両者は仏像構造線で接している。

秩父累帯は北、西－南東方向の棚沢－星竹断層で中帯と南帯に分けられる。中帯の地層は、ジュラ紀の雷電山層、高水山層及び川井層であるが、奥多摩町内にはこのうちの川井層が分布する。これらの地層はすべて北西方向に傾斜した逆断層で接しており、主として含礫泥岩、砂岩、砂岩泥岩互層から成っている。

一方、南帯の地層は海沢層、氷川層及び御前山層である。これらの地層は、いずれも北東方に傾斜した逆断層で接している。海沢層は、砂岩、砂岩泥岩互層、チャート及び石灰岩から成る。氷川層は、砂岩及び砂岩泥岩互層から成る。御前山層は、砂岩及び含礫泥岩、チャート、石灰岩及び塩基性火山岩から成る。

町の東部には、白亜紀の四万十累層群の中の小河内層群が分布する。小河内層群は下位から中山層、雲取山層、青岩谷層及び鴨沢層に区分される。中山層は砂岩及び含礫泥岩、雲取山層は主として千枚岩質泥岩、青岩谷層は泥岩及びチャート、石灰岩及び含礫泥岩、鴨沢層は主として砂岩泥岩互層から成る。

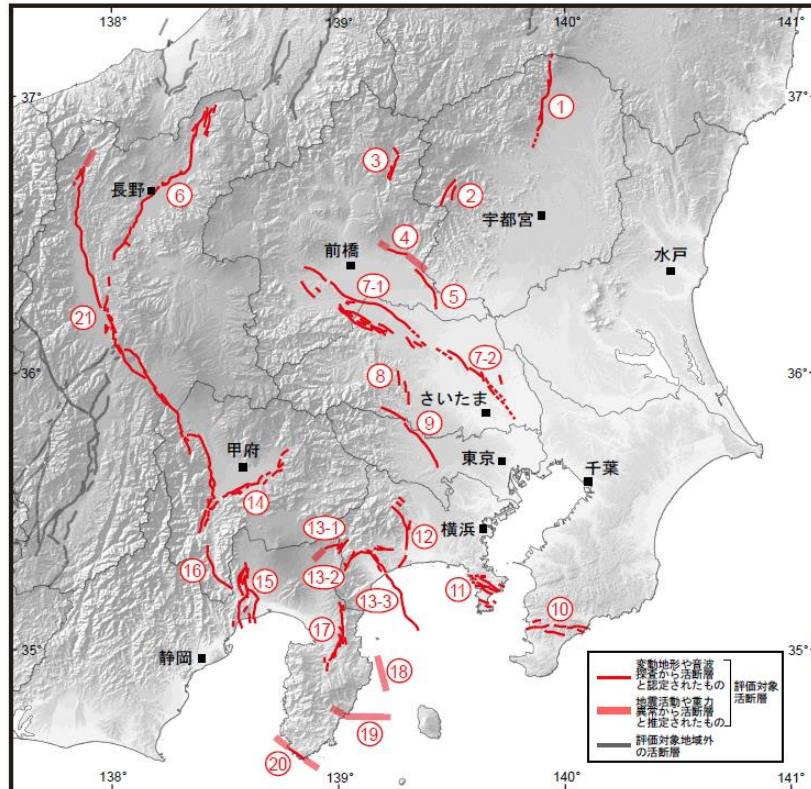


〈奥多摩町周辺の地質〉

4 活断層

関東地方周辺の活断層は、次のとおりである。

このうち、奥多摩町周辺に存在する断層は、越生断層（下図⑧）、立川断層帯（下図⑨）である。



〈活断層の分布（地震調査研究推進本部による。）〉

※地震調査研究推進本部（文部科学省）が評価対象とした活断層の分布（社会的・経済的に大きな影響を与えられ、マグニチュード(M7)以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯）

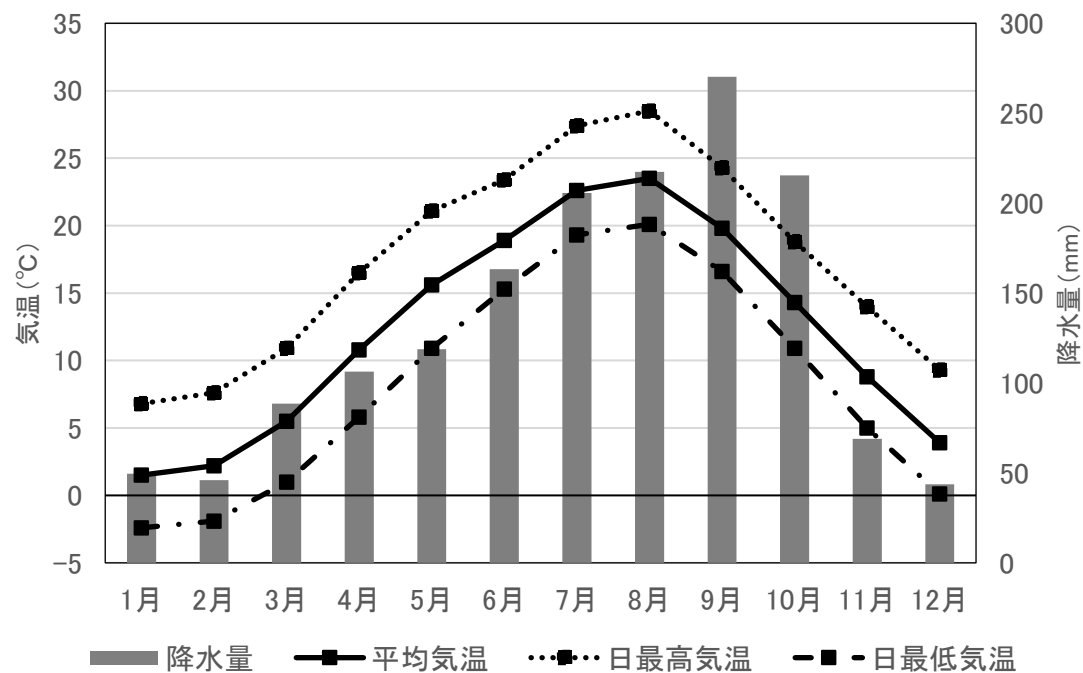
立川断層帯は、埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る断層帯で、全体の長さは約 33km、概ね北西－南東方向に延びている。本断層帯は北東側が相対的に隆起する断層で、北西部では左横ずれを伴う。立川断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.2－0.3m/千年程度と推定される。本断層帯の最新活動時期は約 2 万年前以後、約 1 万 3 千年前以前で、平均活動間隔は 1 万－1 万 5 千年程度であった可能性がある。

なお、越生断層は、西側隆起の逆断層で、平均的なずれの速度、過去の活動時期等は、不明となっている。

5 気象

奥多摩町は、全国規模では比較的温暖で湿潤な気候にある。降水は、梅雨期及び台風の時期に多くなる傾向にある。冬の時期は、冬型の気圧配置の影響で最も降水量の少ない時期となる。

気象庁の小河内観測点において、過去 30 年間(1991 年～2020 年)の年平均気温は約 12.3℃、年降水量は 1,603mm である。気温は、8 月頃が最も高く、1 月頃が最も低くなる。



〈降水量、気温の変化（小河内観測点における過去30年の平均）〉

第2節 社会条件

1 人口

奥多摩町の人口は4,575人、世帯数は2,499世帯（令和6年6月1日現在）である。

年齢別の人口構成は、0歳から14歳が7.10%、15歳から64歳が42.11%、65歳以上が50.79%（2020年国勢調査）となっており、65歳以上の高齢者人口の割合が非常に高くなっている。

2 土地利用

奥多摩町の土地利用は、森林がほとんどを占めている。

〈奥多摩町の土地利用〉

合計(ha)	宅地	その他	公園、運動場等	未利用地等	道路等	農用地	水面・河川・水路	森林	原野
22,534.3	172.0 (0.8%)	195.3 (0.9%)	22.6 (0.1%)	17.9 (0.1%)	155 (0.7%)	96.7 (0.4%)	499.8 (2.2%)	21,341.6 (94.7%)	33.5 (0.1%)

「東京の土地利用 令和4年多摩・島しょ地域」による。

3 交通

道路は、国道411号、国道139号、主要地方道45号線及び184号線が多摩川及び小菅川沿いに、都道204号線が日原川沿いに、都道202号線が大丹波川沿い、また、都道206号線（奥多摩周遊道路）が檜原村へと通じている。

鉄道は、JR 青梅線が多摩川に沿って氷川まで通っており、町内に5駅が存在する。

第3節 過去の災害

1 地震災害

奥多摩町においては、近年、地震災害は発生していない。

1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大地震によって、東京都中心部は壊滅的な被害を受けたが、多摩地区での被害は比較的軽かった。

当時の内務省の調査による「大正震災志・内編」によれば、古里村において住宅全壊1棟及び半壊3棟、氷川村において住宅全壊2棟及び半壊2棟、両村とも死者・負傷者0人となっている。

2 風水害

奥多摩町での風水害として、1982年（昭和57年）6月21日の大雨では、床上浸水3棟の被害が発生した。

2019年（令和元年）10月12日の台風第19号の大雨では、小河内観測所で580mmの24時間降水量を観測した。この大雨により8棟の被害が発生した他、道路施設、河川、観光施設、山葵田等に甚大な被害が発生した。

特に、都道204号線（日原街道）においては道路崩落が発生し通行不能となった上、道路下に埋設されていた水道管が破断し、氷川地区・古里地区の約2,600戸が約10日間断水した。都道は1週間後に仮設歩道設置、道路の片側開放は約6か月後となった。

3 土砂災害

奥多摩町では、大雨時にたびたび土石流による道路の被害や、日原、小河内地区で大規模な崩落が発生している。

1991年（平成3年）8月20日の台風第12号による大雨では、留浦地区で土砂崩れにより旅館1棟、住宅2棟が倒壊、死者3名、行方不明者1名等の被害が発生した。

2019年（令和元年）10月12日の台風第19号の大雨では、日原街道で大規模道路崩落があり、日原地区の孤立や町内広範囲での断水を引き起こした他、各所において林道、山葵田に甚大な被害が発生した。

2021年（令和3年）7月18日には、直近の降雨が無い状況で小河内地区留浦で岩盤崩落が発生し、国道411号（青梅街道）の片側開放まで約10日間を要した。

4 雪害

2014年（平成26年）2月8日及び14日の大雪により、大量の積雪、雪崩が発生し、国道・都道が寸断され、また、JR 青梅線も14日以降不通となり、町内各所で孤立地域が発生した。

第 1 編 総則編 第 2 部 町の災害環境
第 1 章 地域の災害危険性と過去の災害

このため、奥多摩町では、初めて自衛隊の災害派遣要請を行った。町、関係機関、災害ボランティアなどにより連日除雪作業を行ったが、孤立地域の解消までには約 1 週間を要した。

第2章 被害の想定

第1節 地震被害の想定

地域防災計画の前提は、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月東京都防災会議）及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月東京都防災会議）による被害とする。それらの概要は、次のとおりである。

1 首都直下地震による被害

（1）想定地震

奥多摩町に大きな影響を及ぼす次の2地震を想定地震とする。

地震名	多摩東部直下地震 (フィリピン海プレート内の地震)	立川断層帯地震
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.3
発生確率	30年以内に70% (南関東地域における確率)	30年以内に0.5～2%

（2）想定シーン

地震発生の時間帯により人々の活動状況は異なるため、人的被害の様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。

このため、東京都は、次の3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定して、被害想定を実施している。

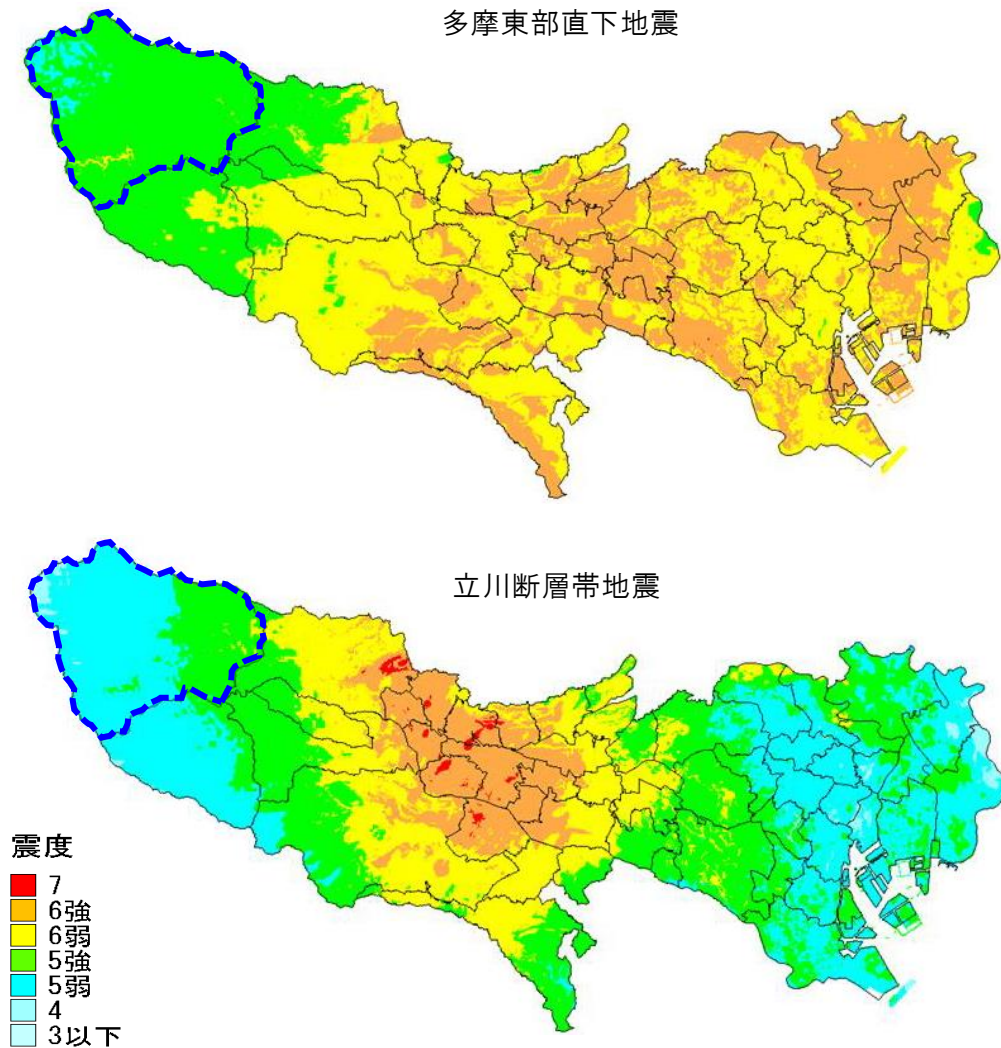
なお、東京都が想定した季節は冬季であるが、夏季の観光シーズンにおいては、奥多摩町に多くの登山客等の行楽客が来訪するため、公共交通機関の途絶による帰宅困難者の発生が想定される。

冬・早朝 5時	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18時	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。

- 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(3) 地震動

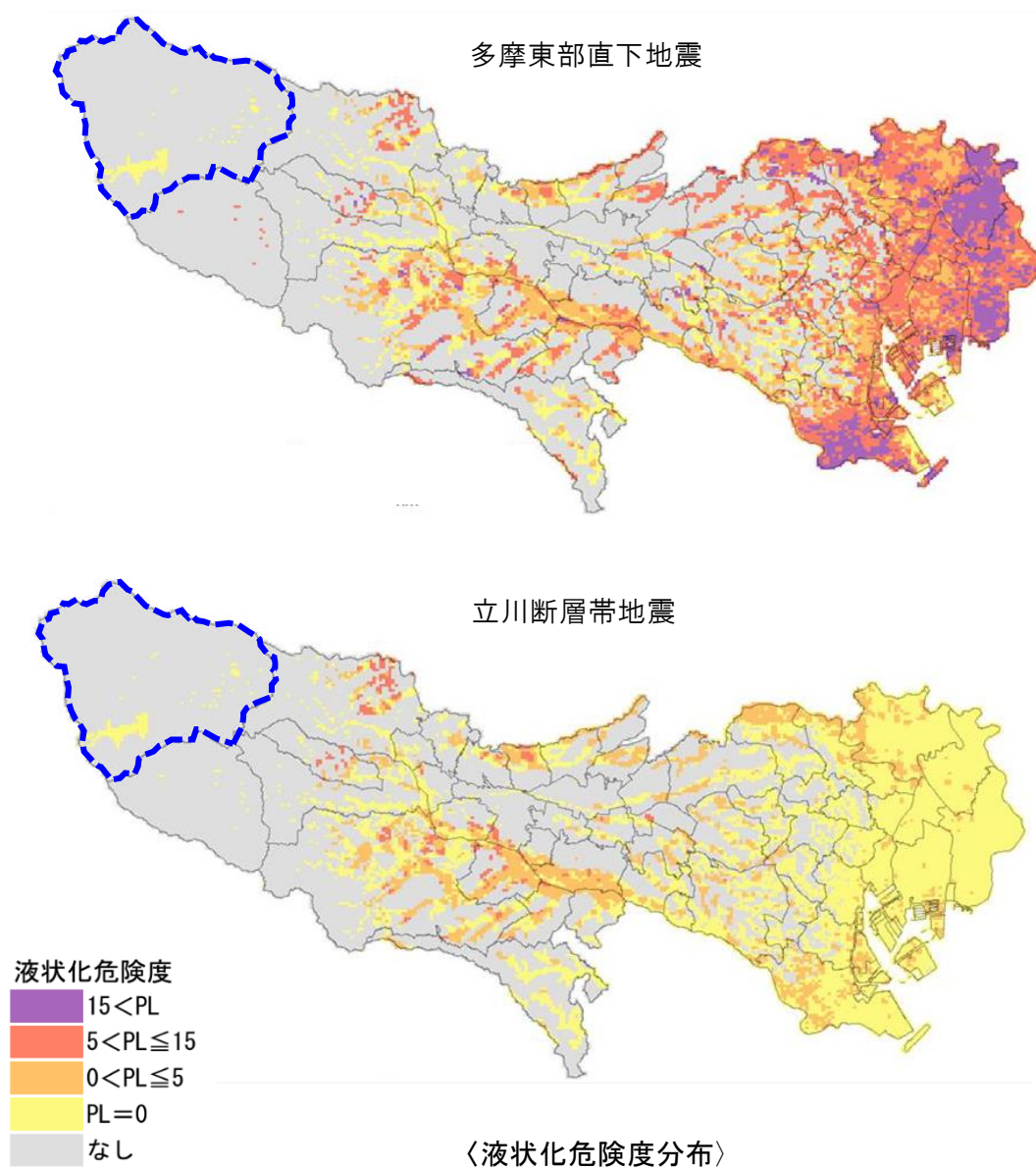
多摩東部直下地震は最大震度が6弱で概ね町の全体が震度5強、立川断層帯地震は最大震度が6弱、町の東側で震度5強、西側で震度5弱が想定されている。



〈震度分布〉

(4) 液状化危険度

液状化危険度は、2つの地震ともに一部で「液状化危険度は低い」、ほとんどが「危険度なし」と想定されている。



(5) 被害

奥多摩町において想定される被害は、次のとおりである。

想定地震		多摩東部直下地震 (M7.3) 最大震度：6 弱			立川断層帯地震 (M7.4) 最大震度：6 弱		
項目		冬・早朝	冬・昼	冬・夕方	冬・早朝	冬・昼	冬・夕方
時刻・時期							
風速		8m/s	8m/s	8m/s	8m/s	8m/s	8m/s
死者		5 人	4 人	4 人	5 人	3 人	4 人
	ゆれ建物被害	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人	3 人
	火災	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
負傷者		8 人	6 人	6 人	8 人	6 人	7 人
	ゆれ建物被害	2 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	5 人	4 人	5 人	6 人	6 人	4 人
	火災	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
(うち重傷者)		3 人	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人
	ゆれ建物被害	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	2 人
	火災	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
避難者		222 人	223 人	223 人	210 人	210 人	211 人
帰宅困難者		—	935 人	935 人	—	935 人	935 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
自力脱出困難者		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
災害廃棄物		1 万 t	1 万 t	1 万 t	1 万 t	1 万 t	1 万 t
建物全壊棟数		66 棟	66 棟	66 棟	59 棟	59 棟	59 棟
	ゆれ	2 棟	0 棟	0 棟	2 棟	2 棟	2 棟
	液状化	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	58 棟	66 棟	66 棟	58 棟	58 棟	58 棟
建物半壊棟数		166 棟	166 棟	166 棟	166 棟	166 棟	166 棟
	ゆれ	32 棟	12 棟	12 棟	32 棟	32 棟	32 棟
	液状化	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	134 棟	153 棟	153 棟	134 棟	134 棟	134 棟
(うち大規模半壊)		29 棟	29 棟	29 棟	29 棟	29 棟	29 棟
	ゆれ	5 棟	2 棟	2 棟	5 棟	5 棟	5 棟
	液状化	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	24 棟	27 棟	27 棟	24 棟	24 棟	24 棟
火災	出火件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	焼失棟数	1 棟	1 棟	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟
	倒壊建物を含む 棟数 倒壊建物を含まない	1 棟	1 棟	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟
電力停電率		0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.3%
通信不通率		0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
上水道断水率		4.0%	4.0%	4.0%	4.4%	4.4%	4.4%
下水道管きよ被害率		1.9%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%

※建物棟数は総務省「令和 2 年度固定資産の価格等の概要調査」、夜間人口は総務省「令和 2 年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成 27 年国勢調査」により作成

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※上表の「避難者」には、避難所以外（知人宅、宿泊施設等）への避難者も含まれる。

※上表の「帰宅困難者」とは、町外から町に来訪した際に災害に遭い、帰宅困難となった者をいう。

2 南海トラフ巨大地震による被害

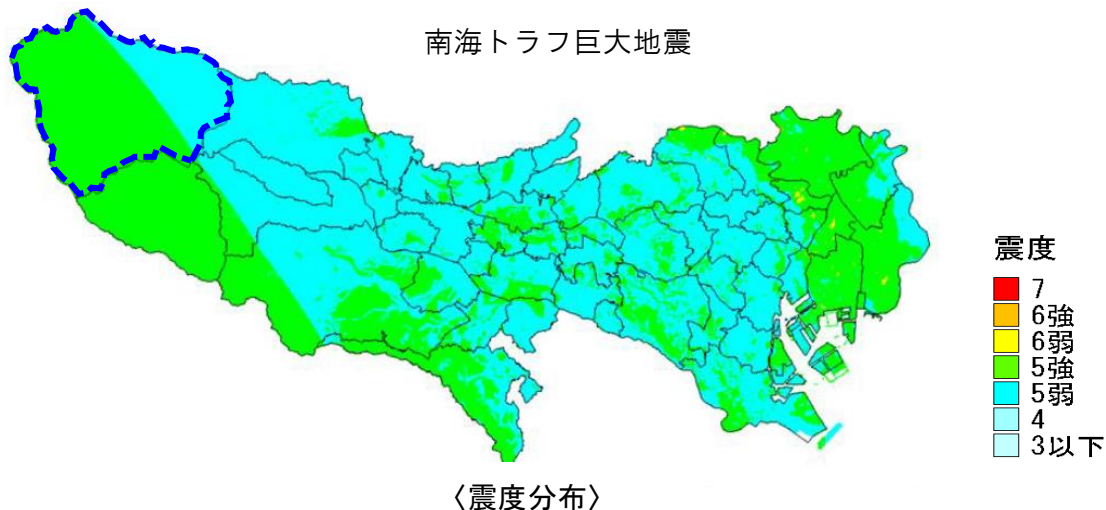
(1) 想定地震

国が示した複数の震源モデルのうちから、東京都において最もゆれが大きくなるモデル（マグニチュード9）を用いて、震度分布を想定している。

(2) 震度・液状化

奥多摩町の震度は、震度5強～5弱と想定されている。

また、液状化危険度は低いと想定されている。



(3) 被害の様相

全体的に次のように被害が想定されている。

- 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害や屋外転倒物等の発生は限定的である。
出火件数も限定的であるが、木造建物の多い地区で出火すると、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。
- ブロック塀や自動販売機等の倒壊、屋外の看板等の落下、家具の転倒・落下、ガラスの破損等が発生するものの、被害は限定的である。
- 死傷を伴う被害は限定的である。
- 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者、徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。
- ライフラインの被害及び交通施設の被害は限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。
- 買いだめ、買い急ぎ行動により小売店舗の食料品及び生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下、生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。
- 関連企業及び取引先企業の被災、サプライチェーンの寸断による経済・企業活動への影響は甚大となる可能性がある。

第2節 風水害等の想定

1 浸水

東京都が「霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図」（令和2年8月）を公表し、外水氾濫及び内水氾濫を包括して示している。

2 土砂災害

大雨による斜面の崩壊、道路の寸断、ライフラインの途絶等を想定する。

土砂災害の危険箇所については、東京都が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの危険がある箇所を「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定している。

なお、奥多摩町内の指定箇所は、「土砂災害警戒区域」が889箇所、うち「土砂災害特別警戒区域」が858箇所となっている（令和6年6月21日現在）。

3 火山災害

奥多摩町には、活火山に定義される火山は存在していないため、生命に危険を及ぼす火山現象は想定されていない。しかし、富士山が噴火した場合、風向及び風の強さによっては、降灰により交通、農作物、生活等に影響がでることが予想される。

「富士山ハザードマップ」（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月富士山火山防災対策協議会））によれば、数cm程度の降灰が予想されている。



〈富士山ハザードマップ（降灰の可能性マップ）〉

第 3 節 大規模事故等の想定

大規模事故等として、次の災害を想定する。

(1) 危険物事故^{※1}

(2) 大規模事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故災害、CBRNE 災害^{※2}）

※1 危険物等の対象は、危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条）、火薬類（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条）、毒物劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条）及び放射線（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条）に規定されるものとする。

※2 C B R N E（シーバーン）とは、化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害（C（chemical））、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害（B（biological））、放射性物質に関する災害・核・放射能兵器による災害（R（radiological））、核物質（N（nuclear））、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害（E（explosive））の総称である。

第 4 節 雪害の想定

2014 年（平成 26 年）2 月 8 日及び 14 日に発生した雪害と同様に、大雪による道路の寸断、孤立地区の発生を想定する。

第2編 震災対策編

第1部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくり

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 道路・橋りょうの整備	環境整備課	東京都（西多摩建設事務所）
第2節 建築物の耐震不燃化	総務課、環境整備課、施設を所管する課	東京都（多摩建築指導事務所）、奥多摩消防署
第3節 ライフライン施設の耐震化	総務課、環境整備課	東京都（水道局）、東京電力パワーグリッド株式会社、通信事業者

第1節 道路・橋りょうの整備

1 道路の整備

（1）幹線道路の整備促進

奥多摩町は、幹線道路の整備として、多摩川南岸道路の早期完成、国道411号及び主要都道の改修について、東京都に働きかける。

（2）町道の整備

奥多摩町は、宅地造成可能な地域を中心に生活道の新設及び行き止まり路線の解消等の整備を進める。

また、町道は現在337路線あるが、高齢者や障害者が利用しやすいように道路拡幅等の改修、災害防除施設の設置、道路の路面及び排水等の維持、補修を計画的に行う。

2 橋りょうの整備

奥多摩町は、「奥多摩町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対象となる橋りょうについて、予防保全型の計画的な維持管理、補修、耐震化等の補強、架け替え等を推進する。

また、それ以外の橋りょうについても、日常的な点検、清掃等の管理、定期点検、危険箇所等の補修、補強等を実施する。

第2節 建築物の耐震不燃化

1 公共施設の耐震化

奥多摩町は、「奥多摩町耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の点検・診断等を実施し、危険性の認められた公共施設等のうち、住民生活において必要性が高い施設等について、修繕を実施し安全性を確保する。

2 住宅等の耐震化

奥多摩町は、「奥多摩町耐震改修促進計画」、「東京都耐震改修促進計画」等に基づき、多摩建築指導事務所と協力して、住宅等の耐震化を促進する。

また、緊急輸送道路の通行を確保するため、「奥多摩町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱」、「奥多摩町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱」等に基づき、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震改修、建替え又は除却に補助金を交付する。

3 室内の安全確保

（１）天井等の落下防止

奥多摩町は、町施設の天井、照明器具、ガラス等の非構造部材の落下防止対策を進める。

（２）家具類の転倒・落下・移動防止対策

奥多摩町は、パンフレット、町ホームページ、防災訓練等の機会を通じ、家具類の固定等について、知識の普及・啓発を行う。

（３）エレベーター対策

奥多摩町は、公共施設においてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置に努める。

4 屋外の安全確保

（１）ブロック塀等の安全対策

奥多摩町は、パンフレット、町ホームページ、防災訓練等の機会を通じ、ブロック塀等の安全対策について、知識の普及・啓発を行う。

また、多摩建築指導事務所と協力して、ブロック塀の実態の把握に努め、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行う。

（２）屋外広告物に対する規制

東京都は、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時に指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

（３）自動販売機の転倒防止

東京都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

5 建築物の不燃化

多摩建築指導事務所及び奥多摩消防署は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請及び消防法第7条に基づく建築同意制度の運用により、建築物の新築、増築等の段階で防火防災の観点から安全性を確保する。

6 文化財施設の安全対策

文化財の所有者・管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。

また、消防用設備及び防災設備等の点検・整備、文化財防災点検表による自主点検を行う。

第3節 ライフライン施設の耐震化

1 上水道

東京都は、水道施設の耐震化及び管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

奥多摩町は、簡易給水施設について、日常的に状況を把握し水質の安全安定供給のため水源及び浄水場施設の維持管理に努める。

2 下水道

奥多摩町は、老朽管を中心に、適切な点検診断を実施し、改修が必要となる施設については、改修更新等の実施に努める。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、耐震設計基準に基づき電気施設を設置している。

また、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

4 通信施設

通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第2章 防災知識の普及・啓発等

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 防災知識の普及・啓発等	総務課、教育課	奥多摩消防署
第2節 防災訓練	総務課、奥多摩町消防団	奥多摩消防署、施設管理者

第1節 防災知識の普及・啓発等

1 防災知識の普及・啓発

奥多摩町及び奥多摩消防署は、ハザードマップ、防災パンフレット等の作成及び配布、町ホームページへの防災情報の掲載、防災訓練等、あらゆる機会を通じて、住民へ防災知識の普及・啓発を行う。

なお、防災知識の普及・啓発においては、性別等による視点の違いに配慮する。

2 防災教育

(1) 児童・生徒に対する防災教育

小中学校は、安全教育ポータルサイト、安全教育の教材等を活用し、児童・生徒等への防災教育を実施する。

(2) 町職員に対する防災教育

奥多摩町は、職員研修等を通じて、次の防災教育を実施する。

- 災害についての一般的知識に関すること。
- 町の災害対策の現状と課題に関すること。
- 地域防災計画の内容に関すること。
- 各職員が果たすべき役割に関すること。 等

また、応急危険度判定、住家被害認定等の研修会への職員の参加、行動マニュアルの作成等により災害対策従事者としての対応力の向上を図る。

第2節 防災訓練

1 総合防災訓練

奥多摩町は、防災関係機関と連携し、町民、自治会等が参加する総合的な防災訓練を実施する。

2 地域の訓練

奥多摩町は、奥多摩消防署及び奥多摩町消防団と連携して、自治会（自主防災組織）が中心

となった、避難、初期消火、応急手当等の防災訓練を実施する。

3 施設等での訓練

要配慮者利用施設等の管理者は、避難、初期消火、応急手当等の防災訓練を実施する。

第3章 地域防災力の向上

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 自助の備え		
第2節 自主防災組織等の育成・強化	総務課	
第3節 事業所の防災力の向上		奥多摩消防署
第4節 消防団の活性化	総務課、奥多摩町消防団	奥多摩消防署
第5節 災害ボランティア活動体制の整備	総務課	奥多摩町社会福祉協議会、奥多摩消防署、青梅警察署、日本赤十字社東京都支部

第1節 自助の備え

住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を自らが推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器及び感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止、窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- 水、食料（最低3日間分、推奨1週間分）の備蓄、医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品及び簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難及び連絡方法の確認
- 買い物、片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 町が行う防災訓練及び防災事業への積極的な参加
- 自治会（自主防災組織）等が行う地域の相互協力体制の構築への協力
- 「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害発生時に備えた避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2節 自主防災組織等の育成・強化

1 自主防災組織の結成

奥多摩町は、地域の防災力の向上を図るため、自治会を単位として自主防災組織を結成する。

なお、自主防災組織の役割、災害時の措置及び組織例は、次のとおりである。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	情報の収集・伝達 報告活動
消火班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路（所）・標識点検	避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水、食料等の配分 炊き出し等の給食・給水

〈組織の基本的な班編成例（自主防災組織の手引（消防庁）による）〉

2 自主防災組織への支援

奥多摩町は、次のとおり、自主防災組織の活動への支援を検討する。

（１）自主防災活動の環境整備

自主防災活動のための資機材及び倉庫等の整備を支援する。

（２）リーダーの育成

自主防災組織のリーダーを育成するために、東京都が行う防災市民組織リーダー研修への参加促進、防災士の取得促進、東京防災学習セミナーの開催要請等を行う。

（３）自主防災訓練

奥多摩町消防団等と連携して地域の訓練に関する支援を行う。

3 地区防災計画の策定支援

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画である。

奥多摩町は、地区防災計画の作成を希望する自主防災組織等への支援を行うとともに、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、当該計画を地域防災計画に位置付ける。

第3節 事業所の防災力の向上

消防法に定める自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者、その他事業所の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画等を作成し、防災訓練等を行う。

また、事業所は、災害時に企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

奥多摩消防署は、これらの事業所の防災体制について指導する。

第4節 消防団の活性化

1 消防団員の強化

奥多摩町は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防団活動についてPR活動等を行い、消防団員の確保に努める。

これらの消防団員は、各種訓練等を通じて対応能力向上等に努める。

2 装備の充実

奥多摩町は、消防団活動の拠点となる詰所の整備、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ、必要な装備品等の充実に努める。

3 消防少年団の育成

奥多摩消防署は、防火・防災に関する知識、技術を習得することにより、将来の防災を担う人材として消防少年団員を確保し、育成を図る。

第5節 災害ボランティア活動体制の整備

1 ボランティア活動体制の整備

奥多摩町社会福祉協議会は、様々な研修の場、広報等を活用し、平常時から災害ボランティア活動について啓発を行うとともに、災害ボランティアセンターの設置場所、役割分担の明確化、相互の連携方法等、活動体制の整備を図る。

2 災害ボランティア訓練の実施

奥多摩町社会福祉協議会は、奥多摩町等と連携して、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受け入れ等の訓練を実施する。

3 各機関の災害ボランティア活動体制

各機関は、次のとおり、災害ボランティアを募集し、登録、研修を行い、活動体制を整備している。

(1) 東京都災害ボランティア

種類	内容
応急危険度判定員 (都市整備局)	余震等による建築物の倒壊等、二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ、短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物に対する当面の使用の可否を判定する。
防災(語学)ボランティア (生活文化スポーツ局)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
東京都建設防災ボランティア (建設局)	東京都建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等を行う。
被災宅地危険度判定士 (都市整備局)	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(2) 東京消防庁

種類	内容
東京消防庁災害時支援ボランティア (消防署(東京消防庁))	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施する。

(3) 警視庁

種類	内容
交通規制支援ボランティア	大震災の発生時(震度6弱以上)に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う。平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災の発生時に、署長が指定する箇所にこれらを設置する。

(4) 日本赤十字社東京都支部

種類	内容
赤十字災害救護ボランティア (日赤東京都支部)	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識・技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録する。登録したボランティアは、平常時は救護に関する勉強会、訓練等の活動を行い、災害時には赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。
赤十字奉仕団及び個人ボランティア (日赤東京都支部)	○ 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者への支援をはじめ、他のボランティアに対する支援活動を行う。 ○ 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 ○ 赤十字個人ボランティア

	日赤東京都支部、病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。 ※日赤東京都支部は、地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア、周辺住民等の協力を得て、災害発生直後から 36 時間以内に、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を主要道路に設置し、都心部から郊外へ徒歩で帰宅する人に対し、炊出食及び飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報及び通過情報の提供等を必要に応じ、組み合わせて行うこととしている。
--	--

第4章 火災の予防

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 出火の防止	総務課	奥多摩消防署
第2節 危険物施設等の安全化		奥多摩消防署、東京都

第1節 出火の防止

1 出火等の防止

奥多摩消防署は、出火防止について、次の対策を実施する。

(1) 火気設備・器具の安全化等

奥多摩消防署は、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔、固定等、各種の安全対策を推進する。

また、電気設備等の耐震化の指導、電気火災の防止に向けた普及・啓発を推進する。

(2) 立入検査等

奥多摩消防署は、飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

その他の事業所、一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

(3) 防災計画の作成指導

奥多摩消防署は、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画作成を指導する。

(4) 住宅用火災警報器等の設置促進

奥多摩消防署及び奥多摩町は、各家庭からの出火及び火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置について普及を図る。

2 初期消火体制の強化

奥多摩消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、住民及び事業者に対策措置を指導する。

3 火災の拡大防止

奥多摩町は、消防水利の基準（昭和39年12月消防庁告示第7号）に基づき、耐震性を有する防火水槽を整備する。

また、奥多摩消防署及び奥多摩町消防団と連携し、防火水槽、消火栓以外に活用可能な水

利を整理・把握する。

第2節 危険物施設等の安全化

1 石油等危険物施設の安全化

奥多摩消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止対策の推進を図る。

また、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

2 液化石油ガス消費施設の安全化

東京都は、所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講じるよう指導する。

- （1）学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- （2）料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

3 高圧ガス取扱施設の安全化

東京都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。

また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び安全性確保に努める。

4 毒物・劇物取扱施設の安全化

東京都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的防災訓練の実施等を指導する。

また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、奥多摩町教育委員会を通じ「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を小中学校に周知し、事故防止に努める。

奥多摩町は、小中学校で使用する薬品類の管理を徹底する。

5 放射線等使用施設の安全化

東京都は、RI*による、環境汚染に伴う被ばく、医療及び職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

※放射性同位元素（ラジオアイソトープ）

第5章 情報収集・伝達体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 通信設備の整備	総務課	
第2節 その他の情報伝達手段の確保	総務課	

第1節 通信設備の整備

奥多摩町は、災害時の通信を確保するために、防災行政無線（同報系）のデジタル化、消防団に IP 無線機、衛星無線機等を導入済である。

これらの設備を継続的に活用するために、定期的な点検等の維持管理、使用方法の習熟等に努める。

第2節 その他の情報伝達手段の確保

奥多摩町は、防災行政無線以外を活用して情報を伝達するため、防災情報のメール配信サービスの導入、その他 SNS の導入を検討する。

第6章 土砂災害の予防

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 土砂災害警戒区域等の対策	総務課、環境整備課、要配慮者利用施設所管課	東京都（西多摩建設事務所）
第2節 土砂災害対策		東京都（西多摩建設事務所）

第1節 土砂災害警戒区域等の対策

1 土砂災害警戒区域等の指定等

東京都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、基礎調査を実施し、がけ崩れ、土石流、地すべりから住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定する。

土砂災害特別警戒区域が指定された場合、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる。

〈土砂災害警戒区域等〉

区分	内容
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

2 警戒避難体制の整備

奥多摩町は、土砂災害警戒区域等の指定があった場合は、避難情報の伝達方法、避難所等を記載したハザードマップを作成し、住民に配布する。

3 住宅・建築物の新築・改修補助

奥多摩町は、町内の土砂災害特別警戒区域内において、住宅等建築物を新築又は改修しようとする者に対し、東京都都市整備局多摩建築指導事務所と連携し、国都財源を活用した補助を実施する。

4 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

奥多摩町は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、奥多摩町長に報告するとともに、避難確保計画に

基づき避難訓練を実施する。

奥多摩町は、避難確保計画の作成、避難訓練に関する助言等、必要な支援を実施する。

第2節 土砂災害対策

1 土石流対策

東京都は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

2 地すべり対策

東京都は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

3 急傾斜地崩壊対策

東京都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

4 山地災害危険地の安全化

東京都は、土砂流出防止、土砂崩壊防止等、森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、山地災害危険地区対策の計画的な推進を図る。

第7章 生活関連物資等の確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 物資の確保体制の整備	総務課	
第2節 家庭内備蓄の促進	総務課	

第1節 物資の確保体制の整備

1 町の備蓄

奥多摩町は、家庭内備蓄を補完するため、備蓄目標を定め食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。備蓄目標は、概ね次のとおりである。

なお、その際には、女性や高齢者、アレルギー等に対応した備蓄について検討する。

〈備蓄目標（目安）〉

（1）備蓄目標数

○ 食料

多摩東部直下地震の想定避難者が223人であること及び令和元年台風第19号の避難者が278人であったことを考慮し、備蓄の基準となる避難者数を300人とし、その3日分（1日3食）、災害2回分を備蓄する。

$$300人 \times 3食 \times 3日 \times 2回 = 5,400食$$

○ 飲料水

食料と同様に、300人の3日分（1日1人あたり3リットル）、災害2回分を基準とする。

$$300人 \times 3リットル \times 3日 \times 2回 = 5,400リットル$$

○ 簡易トイレ

食料と同様に、300人が1日5回使用で3日分、災害2回分を基準とする。

$$300人 \times 3日 \times (使用) 5回/1日 \times (災害) 2回 = (使用) 9,000回分$$

（2）備蓄品目

食料、飲料水、簡易トイレ、毛布、簡易寝袋、発電機又は蓄電池、投光器、乳幼児用品、介護用品、感染症対策用品、簡易ベッド、パーティション、暖房器具等

上表の備蓄の考え方をもとに、各地域の人口や孤立可能性等の地域特性を勘案し、地域ごとの備蓄目標を設定する。

2 流通備蓄の活用

奥多摩町は、事業者、各種団体等と食料・物資の調達に関する協定を締結し、緊急時の物資確保を図る。

3 物資受入体制の整備

奥多摩町は、救援物資を受け入れ、避難所へ搬送するための仕分け・一時的保管機能を持

つ場所として、地域内輸送拠点を指定する。

また、大量の物資を扱う場合に備え、民間物流事業者のノウハウを活用できるよう協定の締結に努める。

第2節 家庭内備蓄の促進

奥多摩町は、家庭及び事業所において、「自助」として災害時に必要とする飲料水、食料等を備蓄するよう啓発する。

家庭に対しては、最低3日分（推奨1週間分）の備蓄、ローリングストック方式※による備蓄方法等について啓発する。

事業所に対しては、従業員の3日分を備蓄するよう啓発する。

※ローリングストック方式

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

第8章 避難体制の整備

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 避難所等の選定	総務課	
第2節 避難環境の整備	総務課、環境整備課	
第3節 要配慮者対策	総務課、福祉保健課	
第4節 帰宅困難者対策	総務課、観光産業課	青梅警察署、JR東日本、観光事業者

第1節 避難所等の選定

1 一般の避難所の選定

奥多摩町は、次の種別の避難所を選定する。

〈避難所の種別〉

種別	内容
地区避難所	各地域に所在する生活館、集会所等の地域集会施設に開設する避難所
広域的避難所	福祉会館、文化会館、水と緑のふれあい館に開設する避難所
学校施設避難所	小中学校（旧学校施設含む）に開設する避難所 原則として、広域的避難所を補完する役割を担う。

なお、各避難所は、緊急避難場所※¹と避難所※²の機能を兼ね備えたものとする。

※1 緊急避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、異常現象の種類ごとに指定する。

※2 避難所

災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

2 福祉避難所の確保

（1）福祉避難所の確保

奥多摩町は、避難所での滞在が困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉法人等と災害時の要配慮者の受け入れに関する協定を締結し、福祉避難所を確保する。

（2）福祉避難スペースの確保

奥多摩町は、広域的避難所を開設する際に、要配慮者を受け入れる専用スペースを施設内に確保するよう検討する。

3 避難場所等の周知

奥多摩町は、ハザードマップ、ホームページ等で避難所を住民に周知する。

4 避難路の指定

奥多摩町は、地域の特性上、避難路を特定できないため、各住宅、観光施設等から避難所までを結ぶ全ての公道を、避難路として位置付ける。

第2節 避難環境の整備

1 非常用電源の整備

奥多摩町は、停電時に備え、避難所に発電機や蓄電池等の非常用電源を整備するよう努める。

2 避難誘導標識の整備

奥多摩町は、避難所の周辺に誘導標識を設置する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

3 避難所管理運営体制の整備

奥多摩町は、避難所の開設、運営が円滑に行われるよう、避難所の開設・運営の方針、基本的な行動、町・施設管理者・避難者の役割を明示したマニュアル等の作成を検討する。

4 ペット同行避難体制の整備

奥多摩町は、ペットの同行避難に備え、ワクチンの接種、マイクロチップの装着、最低限のしつけ等の適正な飼養、ケージ、ペットフード等の資器材の準備に関して、飼い主への普及・啓発を実施する。

第3節 要配慮者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

奥多摩町は、避難行動要支援者の名簿を作成する。名簿作成に係る事項は、次のとおりである。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- | |
|--|
| ○ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護5から要介護3までのいずれかである者 |
|--|

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- 東京都愛の手帳交付要綱の規定により愛の手帳の交付を受け、その障害の程度が1度又は2度である者
- 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- 75歳以上で構成する世帯に属する者
- その他避難の支援が必要であると町長が認める者

（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

なお、個人情報は、町の関係課で把握している要介護認定者、障害者等の要配慮者の情報を集約する。

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ○ 氏名 | ○ 生年月日 |
| ○ 性別 | ○ 住所又は居所 |
| ○ 電話番号その他の連絡先 | ○ 避難支援等を必要とする事由 |
| ○ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 | |

（3）名簿の更新に関する事項

名簿の更新は、年1回、避難行動要支援者の最新の状況を把握して、更新する。

また、更新にあたって、町関係課と連携し、転出・転入、死亡、障害の出現等について可能な限り把握するとともに、町長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

（4）避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次の者とする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ○ 青梅警察署（奥多摩交番・町内駐在所） | ○ 奥多摩消防署 |
| ○ 民生・児童委員 | ○ 社会福祉協議会 |
| ○ 自治会（自主防災組織） | ○ 消防団 |

（5）情報漏えいの防止

名簿を提供する際には、情報漏えいを防止するために名簿取扱者の限定、保管方法、秘密の保持等を指導する。

（6）情報の伝達の配慮

情報は、メール、戸別訪問等により行い、的確に伝達する。

（7）避難支援等関係者の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、災害の状況によって避難支援が必ずしも行えない場合があること、支援者による支援が法的な責任及び義務がないことを周知する。

2 個別避難計画の作成

奥多摩町は、自治会、民生・児童委員等の協力を得て、あらかじめ避難行動要支援者一人一人について、その避難誘導等に必要な情報をまとめた「個別避難計画」を作成し、避難行動要支援者名簿とともに活用する。

（1）個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間

避難行動要支援者に掲載する者の範囲のうち、特に、優先度が高い者の個別避難計画を令和7年度末までに作成する。

（2）計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、町の関係課で把握している、計画作成者の情報を集約する。

また、必要に応じて、災害対策基本法に基づき東京都知事その他の者に対して、情報の提供を求めることとする。

（3）避難支援等関係者となる者

個別避難計画を提供する避難支援等関係者は、次の者とする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ○ 青梅警察署（奥多摩交番・町内駐在所） | ○ 奥多摩消防署 |
| ○ 民生・児童委員 | ○ 社会福祉協議会 |
| ○ 自治会（自主防災組織） | ○ 消防団 |

（4）情報漏えいの防止

個別避難計画を提供する際には、情報漏えいを防止するために名簿取扱者の限定、保管方法、秘密の保持等を指導する。

（5）個別避難計画が作成されていない者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。

第4節 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者対策

奥多摩町、青梅警察署、J R 東日本及び観光事業者等は、災害時の各機関の役割や行動方針等を定める。

また、徒歩帰宅時に支援を受けることができる災害時帰宅支援ステーション※等の情報を周知する。

※災害時帰宅支援ステーション

東京都は、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、全都立学校（島しょを除く）及び東京武道館を災害時帰宅支援ステーションとして位置づけ、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行うこととしている。

また、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の店舗と徒歩帰宅者支援のための協定を締結しており、トイレ、水道水、道路交通情報等、可能な範囲で徒歩帰宅の支援が行われる。

2 一時滞在施設の確保

奥多摩町は、災害時に公共施設又は民間事業者の施設を一時滞在施設として活用できるよう、検討、調整する。

第9章 災害時の医療確保

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 災害時の医療体制の構築	総務課、福祉保健課、奥多摩病院	
第2節 医薬品等の確保体制の構築	福祉保健課	

第1節 災害時の医療体制の構築

1 災害医療体制の構築

奥多摩町は、西多摩医療圏での地域災害医療連携会議による協議を受けて、医療救護所の設置、医療救護班の編成等の災害医療体制について、青梅市立青梅総合医療センター、奥多摩病院、西多摩医師会、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会と連携を図る。

2 町災害医療コーディネーターの選任

奥多摩町は、災害時の医療救護活動を統括する町災害医療コーディネーターを選任する。

第2節 医薬品等の確保体制の構築

1 医薬品等の確保

奥多摩町は、災害医療救護に必要な医薬品等について、町で備蓄を行うほか、西多摩薬剤師会、医薬品販売事業者等と応援協力の協定締結等により確保を図る。

2 町災害薬事コーディネーターの選任

奥多摩町は、災害時の医療救護活動における薬事に関する調整を担う町災害薬事コーディネーターを選任する。

第10章 町の防災対応力の向上

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 町の活動体制の整備	総務課	
第2節 広域連携体制の構築	総務課	

第1節 町の活動体制の整備

1 災害対策本部組織の見直し

奥多摩町は、組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び事務分掌等の見直しを行う。
また、災害対策業務の詳細を定めたマニュアル等を作成し、町職員に周知する。

2 業務継続計画の策定の検討

奥多摩町は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画（BCP）を策定するよう検討する。

第2節 広域連携体制の構築

1 相互応援体制の構築

奥多摩町は、自治体との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供、広域避難等での協力体制を構築する。

2 受援体制の整備

奥多摩町は、自治体、関係機関等、全国からの応援を受け入れるために、受援を担う部門の明確化、応援要請・受け入れの手順、ルール等を明確にした災害時受援応援計画の策定を検討する。

3 事業者等との協力体制の構築

奥多摩町は、災害時に人員、応急資機材、救援物資、要配慮者の支援等の協力活動を迅速かつ円滑に行えるよう、民間事業者・団体等との応援協定を締結する。

第2部 災害応急対策計画

地震時のフェーズ区分と災害対策							
	地震発生～6時間		7時間～72時間（3日間）		4日～1週間	2週間～1か月	2か月～3か月
住民	初期消火活動		家庭内備蓄の活用		危険解消後の帰宅・自宅での生活継続		
	地区での人命救助活動			避難所生活（親戚・知人宅、ホテル、旅館を含む）		仮設住宅への入居	
自治会 （自主防災組織）	負傷者の応急手当・医療救護所への搬送			広域的避難所の運営補助			
	情報確認・地区住民での避難誘導		地区避難所での避難者受け入れ・備蓄物資の配布				
	避難行動要支援者の安否確認の避難支援						
事業所	初期消火活動		帰宅の抑制（事業所内で滞在）		従業員等の帰宅		
	従業員・利用者の安否確認		事業所内備蓄の活用				
	人命救助活動（事業所内・地域への協力）						
奥多摩町	人命救助活動・搜索活動・消火活動（消防団） ※消防署・警察署と連携			受援		災害復興計画の策定	
	安否情報の収集			被災者の心のケア			
	医療救護活動			保健衛生活動・防疫			
	被害情報の収集		地域内輸送拠点の確保		救援物資の受入・配布		
			食料・生活必需品の供給、応急給水				
	避難所の開設		安全な避難所への避難者の誘導		避難所等での避難者への生活支援		避難所の統合・閉鎖
	要配慮者の状況確認		福祉避難所の開設・要配慮者の支援				
			遺体の検視・検案・安置		遺体の火葬		
	一時滞在施設（帰宅困難者用）の確保			応急仮設住宅等（賃貸型・建設型等）の供給（東京都）、入居者の募集・選定、入居支援			
			建築物の応急危険度判定		支援金等の周知・受付		
			住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付				
			仮設トイレ設置・し尿処理				
			災害廃棄物の仮置き・解体撤去		災害廃棄物の処理		
			災害ボランティアセンターの開設運営（社会福祉協議会）				
関係機関 ※道路管理者、ライフ ライン機関、自衛隊、 国の機関等	緊急輸送路の確保（交通規制）						
	ライフライン・道路・橋りょう・崖崩れ等の被害調査・応急復旧					本復旧	
	広域応援・災害派遣						

※フェーズ区分と災害対策は、これまでの全国の災害実績をもとに目安として示したものであり、災害の規模、被害状況等によっては、必ずしも示したとおりにはならないことに留意すること。

第1章 応急活動態勢

第1節 配備態勢

1 配備態勢

地震発生時の配備態勢は、次のとおりである。

〈地震発生時の配備態勢〉

種別	配備基準	内容	配備要員
情報監視態勢 又は 情報連絡態勢	① 町域で震度 4 の地震が発生したとき。【自動配備】 ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表されたとき。【自動配備】	防災担当が情報収集及び連絡調整を行う態勢	・総務課長 ・総務課防災担当
災害対策本部	① 町域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき。【自動配備】 ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表されたとき。【自動配備】 ③ 町長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する態勢	・全職員

2 配備の決定

配備の決定は、震度による自動配備を基本とする。その他の場合は、奥多摩町長が決定する。

3 職員の参集

各職員は、地震が発生した場合、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、その情報（震度）又は町からの連絡に基づき参集する。

また、参集する際は、各課連絡網等により、速やかに各職員の参集の可否、参集場所へ到着する見込み時刻等について把握する。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、原則として各職員の勤務場所とする。

第2節 災害対策本部

1 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の設置基準は、次のとおりである。

- ☐ 町で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ☐ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ☐ その他、町長が必要と認めたとき。

(2) 設置の通知

奥多摩町長は、本部を設置又は廃止したときは、次に掲げる者のうち、必要と認めた者に、本部の設置を通知する。

- | | |
|---|------------------------------|
| ☐ 東京都知事 | ☐ 青梅警察署長 |
| ☐ 奥多摩消防署長 | ☐ 消防団長 |
| ☐ その他防災関係機関等の長又は代表者 | |

(3) 本部の設置場所

本部は、奥多摩町役場（庁議室）に設置する。

ただし、奥多摩町役場が被災し、本部の設置が困難な場合は、福祉会館又は文化会館に設置する。

(4) 防災関係機関連絡室

奥多摩町長は、必要に応じて、防災関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(5) 現地災害対策本部の設置

奥多摩町長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、被災地に近い公共施設を利用して設置する。

2 本部の運営

(1) 指揮

奥多摩町長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

町長が指揮監督できない場合は、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 総務課長

※総務課長不在時は、奥多摩町の課に関する条例（昭和62年条例第10号）第1条に規定する課の順序による課の長の職にある者とする。

（2）本部長室の設置

本部の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部長室を設置する。

本部長室の構成及び所掌事務は、次のとおりである。

〈本部長室の構成及び所掌事務〉

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	本部長は、次の者のうち必要と認めるものを本部員に任命する。 ○ 町長部局の課長級職員 ○ 教育長、教育課長、議会事務局長 ○ 奥多摩病院長、奥多摩病院事務長 ○ 消防団長 ○ その他町職員のうち本部長の指名する者 ○ 奥多摩消防署長又はその指名する消防吏員
所掌事務	○ 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。 ○ 災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○ 避難指示等に関すること。 ○ 東京都知事に応援を求め、又は応急措置の実施を要請すること。 ○ 他市町村の相互応援に関すること。 ○ 前各号にかかげるほか重要な災害対策に関すること。

（3）各班の配置

本部の組織及び各班の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況や職員の参集状況に応じて、本部長の命により職員配置を調整する。

また、災害対策の必要性に応じて、必要な対策班を編成し、職員を配置する。その際、各対策班の班長となるべき課長職の参集状況によっては、本部長の命により、課長補佐職又は係長職を班長とする。

3 本部機能の維持

（1）庁舎機能

本部長は、役場等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

（2）災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

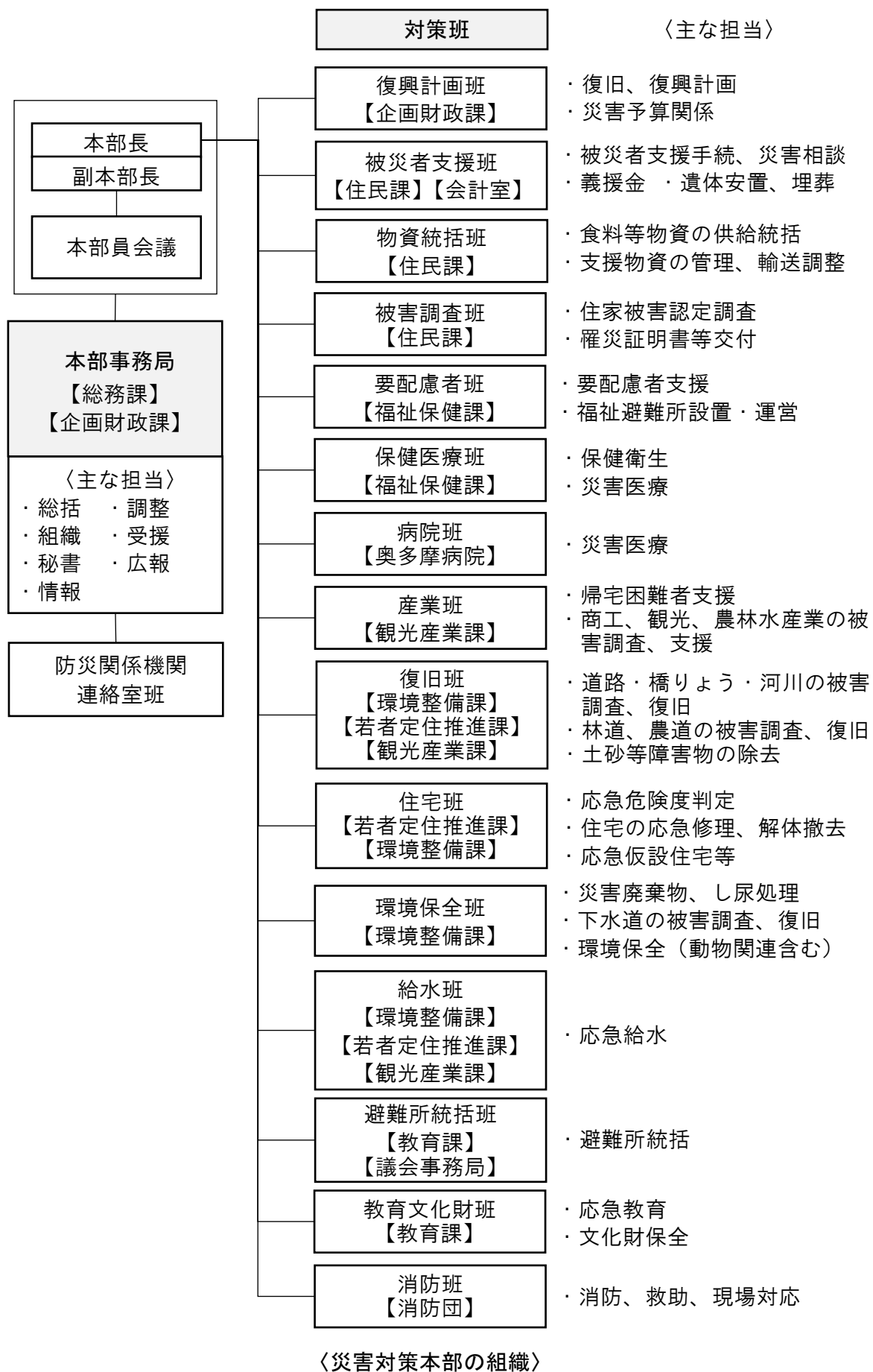
4 災害対策本部の廃止

(1) 本部の廃止

本部長は、全庁的な体制での災害応急対策の必要が認められないと判断した場合は、本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の廃止後の関連業務

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で対応に当たる。



■共通の事務分掌

1	各班の動員配備に関すること。
2	所管する関係機関・団体等への要請及び連絡調整に関すること。
3	所管の被害調査、応急対策及び災害時の活用に関すること。
4	所管施設の利用者等の安全確保に関すること。
5	避難所の開設・運営に関すること。
6	本部長の指示による特命事項に関すること。

■班別の事務分掌 ◎は、対策のリーダーとなる課

対策班	担当課	事務
本部事務局	◎総務課 企画財政課	1 本部の設置、運営に関すること。 2 国、東京都への報告に関すること。 3 国、東京都、自治体等への応援要請に関すること。 4 自衛隊の災害派遣に関すること。 5 受援に関すること。 6 防災関係機関との調整に関すること。 7 気象情報、地震情報等の収集に関すること。 8 職員の配置及び支援に関すること。 9 災害広報に関すること。 10 視察者等への対応に関すること。 11 災害救助法に関すること。 12 防犯に関すること。 13 庁舎の維持に関すること。
復興計画班	◎企画財政課	1 災害対策関係予算の編成に関すること。 2 復旧復興計画に関すること。
被災者支援班	◎住民課 会計室	1 安否情報の提供に関すること。 2 被災者台帳に関すること。 3 被災者生活再建支援金等に関すること。 4 被災者相談に関すること。 5 義援金等に関すること。 6 遺体の安置、埋火葬に関すること。
物資統括班	◎住民課	1 食料等物資の供給、輸送の調整に関すること。 2 支援物資に関すること。
被害調査班	◎住民課	1 住家の被害認定調査に関すること。 2 罹災証明書等の交付に関すること。
要配慮者班	◎福祉保健課	1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 2 要配慮者の生活支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。
保健医療班	◎福祉保健課	1 応急医療救護に関すること。 2 保健衛生に関すること。 3 防疫に関すること。
病院班	◎奥多摩病院	1 応急医療救護に関すること。
産業班	◎観光産業課	1 商工観光業の被害調査及び支援に関すること。 2 農林水産業の被害調査及び支援に関すること。 3 帰宅困難者に関すること。
復旧班	◎環境整備課 若者定住推進課 観光産業課	1 道路、橋りょうその他土木施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 農道、林道等の被害調査及び復旧に関すること。 3 障害物の除去に関すること。

対策班	担当課	事務
住宅班	◎若者定住推進課 環境整備課	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 被災宅地の応急危険度判定に関する事。 3 住宅の応急修理、解体撤去に関する事。 4 応急仮設住宅等に関する事。
環境保全班	◎環境整備課	1 災害廃棄物、し尿の処理に関する事。 2 下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 3 環境保全（動物、ペット含む）に関する事。
給水班	◎観光産業課 若者定住推進課 環境整備課	1 応急給水に関する事。
避難所統括班	◎教育課 議会事務局	1 避難者の把握に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 避難所運営の統括に関する事。
教育文化財班	◎教育課	1 児童・生徒の安全確保に関する事。 2 応急教育に関する事。 3 学用品等の給与に関する事。 4 文化財の保護に関する事。
消防班	◎消防団	1 救出、救助及び避難に関する事。 2 行方不明者の捜索の協力に関する事。 3 火災、その他災害の警戒及び防ぎよに関する事。

※実際の災害の際は、状況に応じ、上記を基本として臨機応変に班編成を行う。

また、次の避難所運営チームのように、横断的に関係する班員で、臨機にチームを形成して対応にあたる。

○避難所運営チーム：避難所統括班、要配慮者班、保健医療班等のメンバーで編成し、避難所生活にかかわる諸問題を協議し対応に当たる。

※令和7年4月1日付の町の組織変更により、「若者定住推進課」が廃止され「子育て定住推進課」が新設されるため、上の図表においても同様に置き換えるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 情報通信体制	本部事務局	
第2節 情報の収集、報告	本部事務局	
第3節 広報・広聴活動	本部事務局、被災者支援班	

第1節 情報通信体制

1 通信手段

奥多摩町は、次の手段を用いて通信を確保する。

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）を活用し、関係機関・団体・自治会長と連絡を行う。
町防災行政無線	町役場（親局）から戸別受信機への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
IP 無線機 衛星無線機	町役場と地域の防災拠点（避難所）との通信、現場の職員・消防団員との連絡を行う。
都防災行政無線	東京都防災行政無線により、東京都、各関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、町に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、町等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民等に災害情報が一括配信される。

2 通信手段が使用不可能な場合の措置

奥多摩町は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

第2節 情報の収集、報告

1 地震情報の収集

気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。奥多摩町は、これらの情報を受理・収集し、必要な情報を住民、関係団体等に伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、奥多摩町の区域は、「東京都多摩西部」）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名・地点を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

2 異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、具体的な情報を速やかに奥多摩町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を奥多摩町長に通報する。

奥多摩町は、通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- 東京都
- 東京管区気象台
- 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者

3 被害情報の収集

奥多摩町は、現地調査班を編成し、家屋の倒壊、道路・橋りょうの被害、土砂災害の発生状況等の現地調査を実施する。

また、奥多摩町消防団に配備している IP 無線機、衛星無線機等を用いて、避難者、消防団員から被害情報を収集する。

4 東京都等への報告

奥多摩町は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被害状況等について、次のように東京都に報告する。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び東京都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

（１）報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害発生した場所又は地域
- 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定）
- 災害に対して既に執った措置及び今後執ろうとする措置
 - ・ 災害対策本部の設置状況
 - ・ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
 - ・ その他必要事項
- 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

（２）報告の方法

東京都への報告は、原則として、災害情報システム（DIS）への入力による。

ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAX 等あらゆる手段により報告する。

（３）報告の種類、期限等

報告の種類、期限等は、次のとおりである。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第18章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

5 国への報告

奥多摩町は、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、町域で震度5強以上の地震が発生した場合は、第一報として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、直接即報は、被害の有無を問わず行う。

第3節 広報・広聴活動

1 広報活動

(1) 広報手段

奥多摩町は、次の手段で広報活動を行う。

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 防災行政無線 | ☐ ホームページ | ☐ 広報紙の配布 |
| ☐ SNS | ☐ 広報車 | ☐ 避難所等での掲示 |

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- | |
|--|
| ☐ 地域の被害状況に関する情報
☐ 避難に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報 ☐ 地域の応急対策活動に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設等、医療に関すること。 ・通行止め、道路の復旧に関すること。 ・ライフラインの状況に関すること。 |
|--|

- 安否情報
- その他住民に必要な情報
 - ・給水、食料、物資の配布に関する事。
 - ・二次災害防止に関する事。
 - ・保健衛生に関する事。
 - ・相談に関する事。
 - ・災害廃棄物に関する事。
 - ・被災者への生活再建支援に関する事。

2 報道機関への情報提供

（１）災害情報共有システム（Ｌアラート）

奥多摩町は、災害情報共有システム（Ｌアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設等の災害情報等を発信し、報道機関を通じて住民へ伝達する。

（２）報道発表

奥多摩町は、必要に応じて役場内に記者発表場所を設け、適宜、記者発表を行う。

（３）報道機関への要請

奥多摩町は、テレビ、ラジオの放送による広報が必要な場合、東京都に要請する。

また、報道機関から取材活動に関して受付等の調整を行う。取材は、本部長の許可を得た者のみとし、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう要請する。

なお、避難所等における被災者への取材は、避難所運営委員会等が許可したものとす

る。

3 被災者相談・広聴活動

奥多摩町は、町役場に被災者相談窓口を設置し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。

また、必要に応じて被災地区を巡回する移動相談を実施する。

4 安否情報の提供

奥多摩町は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者及び第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

照会への回答に当たっては、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて青梅警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。

第3章 応援要請

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 東京都・防災関係機関等への応援要請	本部事務局	
第2節 事業者・団体等への応援要請	各班	
第3節 自衛隊の災害派遣	本部事務局	陸上自衛隊
第4節 受援体制の確立	本部事務局	

第1節 東京都・防災関係機関等への応援要請

1 東京都に対する要請

奥多摩町長は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、東京都知事に対し、応援の要請又は応援のあつせんを求める。

その場合、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

2 指定地方行政機関等への応援要請

奥多摩町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、東京都知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条2
指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条2

3 区市町村への応援要請

奥多摩町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の区市町村長に対し、応援を求める。

また、奥多摩町との相互応援協定等を締結する自治体に応援を要請する。

4 応急対策職員の派遣要請

奥多摩町長は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に、東京都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請する。

第2節 事業者・団体等への応援要請

奥多摩町は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定を締結する事業者・団体等に対し応援要請を行う。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 東京都知事への災害派遣要請の要求

(1) 要求の手続き

奥多摩町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、東京都知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求する。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 災害の情况及び派遣を要請する事由 | ☐ 派遣を希望する期間 |
| ☐ 派遣を希望する区域及び活動内容 | ☐ その他参考となるべき事項 |

(2) 部隊への通知

奥多摩町長は、災害が発生し、通信の途絶等により(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接部隊長に通知する。

この場合、速やかにその旨を東京都知事に通知する。

部隊名	連絡責任者		活動内容
	課業時間内 8:15～17:00	課業時間外 17:00～翌8:15	
陸上自衛隊 第1施設大隊	第3係主任	第1施設大隊当直室	部隊による地上からの各種災害の救援活動
航空自衛隊 作戦システム運用隊	防衛班長	作戦システム運用隊当直室	部隊による上空からの偵察・人員物資の輸送

2 受入体制の確立

奥多摩町は、次のとおり災害派遣部隊の受入体制を確立する。

(1) 応援協議

奥多摩町の連絡職員を定め、派遣部隊指揮官と応援を求める業務等必要な事項について協議する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう関係する機関とで協議し、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

作業実施に必要な資機材の準備を行う。

また、施設の使用に際して施設管理者の了解を取り付ける等の留意を行う。

(4) 活動拠点

自衛隊の派遣部隊の宿営地は、登計原山村広場運動公園とする。

また、被災地の状況により次の活動拠点を指定する。

〈活動拠点〉

施設名	所在地	連絡先
古里小学校	小丹波 75	0428-85-2016
旧古里中学校	川井 594	
氷川小学校	氷川 278	0428-83-2514
奥多摩中学校	氷川 760	0428-83-2156
旧日原小学校	日原 768-3	
旧小河内小・中学校	留浦 1237	
登計原山村広場運動公園	氷川 940	

〈ヘリコプター発着可能地点〉

施設名	所在地	発着場規模 (m×m)	ヘリコプター機種による発着 適否		
			HU-1J	OH-6D	CH-47
古里小学校 校庭	小丹波 75	85×75	○	○	○(×)
氷川小学校 校庭	氷川 278	70×50	○	○	○(×)
奥多摩中学校 校庭	氷川 760	95×55	○	○	○(×)
旧小河内小・中学校 校庭	留浦 1237	60×60	○	○	×
登計原山村広場運動公園	氷川 940	70×50	○	○	○(×)

※ () は夜間の発着可能の有無である。

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

4 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

奥多摩町は、派遣部隊の長と活動について調整を行う。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

奥多摩町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、知事及び派遣部隊の長と協議する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた奥多摩町が負担する。

- 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 海上輸送料等
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた奥多摩町とで協議する。

第4節 受援体制の確立

1 受援体制

奥多摩町は、町を代表して応援要請、受け入れ、調整等を行う受援総括担当を指定する。
また、各班は、班を代表する受援担当を指定する。
受援担当の役割は、次のとおりである。

種別	役割
受援総括担当 (本部事務局)	○ 各班からの受援ニーズの把握 ○ 町を代表する応援要請手続き（協定自治体、東京都、国等）、連絡調整 ○ 応援隊の受け入れ、各部への引き渡し ○ 受援調整会議の開催
受援担当 (各班に指定)	○ 班の受援ニーズ把握 ○ 受援調整会議への出席 ○ 各専門対策に関連する東京都各局、関係機関、団体等への応援要請、連絡調整 ○ 配置された応援者の配置、支援

2 応援要請の手続

受援総括担当は、町を代表する応援（国、東京都、協定締結自治体への総合的な応援に関する要請、調整等）を担当する。

一方、各班の受援担当は、各災害対策における専門的な応援（関係機関、団体、事業者等への要請、調整等）を担当する。

3 応援の受け入れ

奥多摩町は、応援隊を受け入れるため、氷川キャンプ場の町営駐車場を集結地とする。

応援隊の宿泊施設については、奥多摩町から活用可能な施設のリストを提供し、応援側で確保するよう要請するほか、可能な範囲で公共施設等を提供する。

また、応援者の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。奥多摩町は、可能な範囲で車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第4章 消火・救助・救急活動

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 消防活動	消防班	奥多摩消防署
第2節 救助・救急活動	消防班	奥多摩消防署、青梅警察署
第3節 災害警備活動		青梅警察署

第1節 消防活動

1 奥多摩消防署の活動態勢

奥多摩消防署は、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。

東京消防庁の震災消防活動態勢は、次のとおりである。

震災第一非常配備態勢	東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 震災消防活動

（1）活動方針

- ア 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- イ 震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

（2）部隊の運用等

- ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

(3) 消火活動

- ア 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。
- イ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動及び避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。
- ウ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自治会等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

3 奥多摩町消防団の活動

奥多摩町消防団は、消防活動の原則に基づき地域住民の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行い、奥多摩消防署と協力して大規模地震による二次的な被害の発生及び拡大を最小限にとどめるよう努める。

消防活動の原則は、次のとおりである。

(1) 出火防止

- ア 地震発生により、火災等の災害発生が予想される場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を呼びかける。
- イ 火災が発生した場合には、住民と協力して、初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について、消防隊と協力して行う。

(3) 情報収集

火災発見が困難な地区の発見通報、道路障害の状況、その他必要と思われる情報の収集を行う。

(4) 救急救助

救助が必要な者の救助と負傷者に対しての応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4 住民等による初期消火活動

住民、事業所、自治会等は、各住家、事業所等で出火した場合、直ちに消防署への通報を行った上で、常備してある消火器等により初期消火活動を行う。

第2節 救助・救急活動

1 奥多摩消防署の活動

奥多摩消防署は、次の方針で救助・救急活動を実施する。

- (1) 救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 奥多摩町消防団、警視庁、自衛隊、東京 DMAT[※]、自治会等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

※大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場に、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師が医療器材を携えて現場に急行し、その場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことで、東京都により創設されたものである。

2 青梅警察署の活動

青梅警察署は、次の方針で救出・救助活動を行う。

- (1) 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- (2) 救出した負傷者は、重症者の順から速やかに医療救護班及び医療機関に引き継ぐ。
- (3) 救出・救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 奥多摩消防署、奥多摩町消防団、自治会、自衛隊等と連携協力し、救出・救助の万全を期する。

3 奥多摩町消防団の活動

奥多摩町消防団は、かけ込み通報、団員からの情報、その他関係機関等からの情報を総合して、被害の状況を把握し、活動体制を整える。

- (1) 傷病者の救助・救急活動について、各分団が相互に連携し効率的な活動を行う。
- (2) 救助・救急活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先し、傷病者の迅速かつ安全な搬送を行う。
- (3) 奥多摩町、医療機関、警察、その他関係機関との連携を図り、傷病者の効率的な救護に当たる。

第3節 災害警備活動

1 災害警備態勢の確立

青梅警察署長は、青梅警察署に現場警備本部を設置する。

災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編制し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置を取る。

2 警備活動

青梅警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の搜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

第5章 危険物施設等応急対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 危険物施設の応急措置	本部事務局	奥多摩消防署、青梅警察署、東京都、所管機関・団体
第2節 放射性物質対策	本部事務局、保健医療班、病院班、産業班	東京都（保健医療局）
第3節 危険動物の逸走時対策	本部事務局、環境保全班	奥多摩消防署、青梅警察署、東京都（総務局・保健医療局・産業局）

第1節 危険物施設の応急措置

1 避難の措置

奥多摩町は、必要に応じ、危険物施設等の近隣住民に対して、次の避難の措置を実施する。

- | | |
|-----------|------------|
| ○ 避難指示等 | ○ 避難誘導 |
| ○ 避難場所の開設 | ○ 避難者の保護 |
| ○ 情報提供 | ○ 関係機関との連絡 |

2 危険物施設への応急措置

関係機関、事業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

施設の種類の各機関の応急措置は、次のとおりである。

（1）石油等危険物施設の応急措置

機関名	対策内容
東京消防庁 （奥多摩消防署）	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

（2）液化石油ガス消費施設の応急措置

機関名	対策内容
東京都 （環境局）	○ 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対策内容
東京都 (環境局)	○ 危険防止措置を指導 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
関東東北産業 保安監督部	○ 危険防止措置の監督又は指導 ○ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(4) 高圧ガス取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
東京都 (総務局)	○ 都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
東京都 (環境局)	○ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○ 安全維持等のため必要な場合は、事業者緊急措置を命令
警視庁 (青梅警察署)	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区市町村からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁 (奥多摩消防署)	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
関東東北産業 保安監督部	○ 危険防止措置の監督又は指導 ○ 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス 地域防災協議会	○ 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	○ 出動要請を受けて応援出動

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
東京都 (保健医療局)	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者へ指示 ○ 災害情報の収集、伝達
東京都 (下水道局)	○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○ 災害情報の収集、伝達
東京都 (教育庁)	○ あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導

警視庁 (青梅警察署)	○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁 (奥多摩消防署)	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等及びその後の区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 化学物質関連施設の応急措置

機関名	対策内容
東京都 (環境局)	○ 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB対策 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告
事業者等	○ 危険が想定される場合等は区市町村等関係機関への通報等、応急措置

(7) 放射線等使用施設の応急措置

機関名	対策内容
東京消防庁 (奥多摩消防署)	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
東京都 (保健医療局)	○ RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施

(8) 危険物輸送車両の応急措置

機関名	対策内容
東京都 (環境局)	○ 関係機関との密接な情報連携 ○ 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○ 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁 (青梅警察署)	○ 事故の状況把握、住民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁 (奥多摩消防署)	○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策の実施

関東東北産業 保安監督部	○ 都及び関係機関との密接な情報連絡 ○ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	○ 危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第2節 放射性物質対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に奥多摩町は含まれていない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、住民の心理的動揺及び混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

そのため、放射性物質対策について、迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

1 情報提供

奥多摩町は、東京都と連携し、放射線量及び放射性物質の測定・検査と内容・結果の公表を実施する。

2 放射線等使用施設の応急措置

第1節2（7）「放射線等使用施設の応急措置」と同様の対策を実施する。

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

奥多摩町は、核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国、東京都等の関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

4 保健医療活動

東京都は、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口の設置、保健所及び都立病院において外部被ばく線量等の測定を行う。

奥多摩町は、住民の求めに応じ、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

5 放射性物質への対応

東京都及び奥多摩町は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針、都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 危険動物の逸走時対策

1 危険動物の逸走時の対応

奥多摩町は、住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合、関係機関の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

各機関の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東京都 (総務局)	情報の収集、国、他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
東京都 (保健医療局)	情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。
東京都 (産業労働局)	産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指示を行う。
警視庁 (青梅警察署)	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法（昭和29年法律第136号））を行う。
東京消防庁 (奥多摩消防署)	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

2 避難措置

奥多摩町は、必要に応じ、次の避難措置を実施する。

- (1) 住民に対する避難指示等
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

第6章 医療救護

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 初動医療体制	保健医療班、病院班	西多摩医師会、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部
第2節 医薬品等の確保	保健医療班、病院班	西多摩薬剤師会
第3節 保健衛生活動	保健医療班、病院班	西多摩医師会、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都（西多摩保健所）
第4節 防疫活動	保健医療班	東京都（西多摩保健所）

災害時における医療救護は、奥多摩町が一次的に実施する。

東京都では、より迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入している。

奥多摩町は、西多摩二次保健医療圏（青梅ブロック）に属しており、青梅市立青梅総合医療センターの災害医療コーディネーターと連携して医療救護を実施する。

なお、災害医療救護は、次のフェーズ区分で行われる。

〈医療救護活動におけるフェーズ区分〉

区分	想定される状況
0 災害発生直後 （災害発生～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2 急性期 （72時間～1週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 （1週間～1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 （3か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第1節 初動医療体制

1 初動医療体制

（1）医療救護活動拠点の設置

奥多摩町は、保健福祉センターに医療救護活動拠点を設置し、奥多摩病院（町災害医療コーディネーター）と連携して、西多摩医師会、西多摩薬剤師会（青梅支部）、西多摩歯科医師会、柔道整復師会西多摩支部への支援要請等を行う。

(2) 医療救護所等の設置

奥多摩町は、多数の傷病者が発生した場合は、保健福祉センター（又は奥多摩病院前）に医療救護所を設置する。

また、傷病者の発生状況に応じて被災現場に医療救護所を設置する。

医療救護所では、傷病者のトリアージ、軽症者の応急手当、一般の傷病者の診療を行う。

(3) 医療救護班等の派遣要請

奥多摩町は、西多摩医師会等に医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の派遣を要請する。

奥多摩町により十分な医療体制が構築できない場合は、青梅ブロックの災害医療コーディネーター（市立青梅総合医療センター）を通じ、東京都に医療救護班等の派遣を要請する。

区分	活動内容
医療救護班	○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

2 医療救護活動

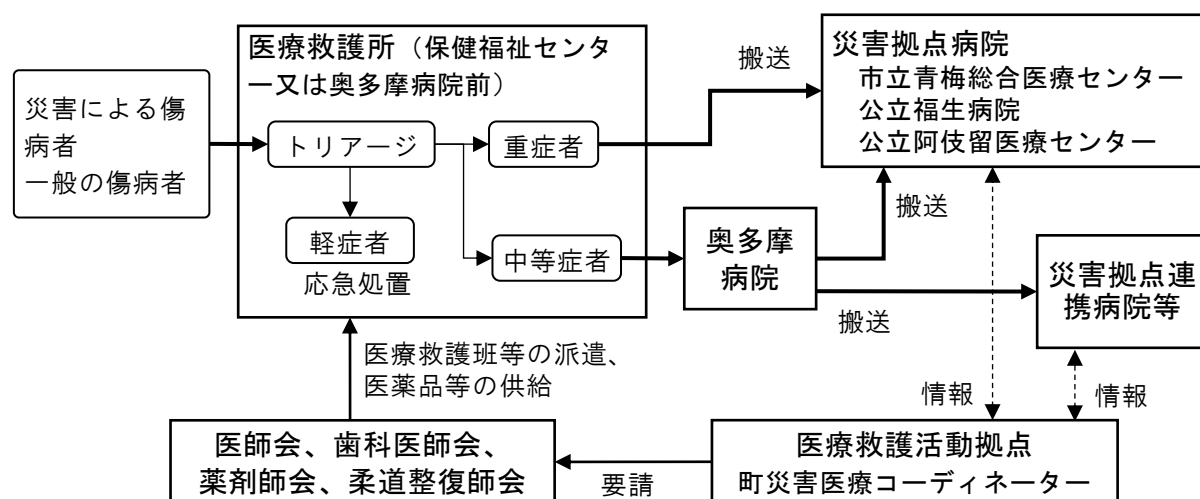
(1) 災害による傷病者への対応

災害による傷病者は、救助現場又は医療救護所等でトリアージを行い、重症者、中等症者は災害拠点病院、災害拠点連携病院に搬送する。

軽症者は、医療救護所等で応急手当を行う。

(2) 一般の傷病者への対応

災害の影響で診療が受けられない一般の傷病者、妊婦等は、医療救護所で対応する。



〈初動期の医療救護活動の概要〉

（３）後方医療機関への搬送

重症者及び中等症者等は、町外の災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に収容する。医療救護所からの搬送は、救急車、ヘリコプター等で行う。

〈西多摩二次保健医療圏の後方医療機関〉

区分	説明	医療機関
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療	市立青梅総合医療センター、公立阿伎留医療センター、公立福生病院
災害拠点連携病院	中等症者や容態の安定した重症者の治療等	高木病院、大聖病院、目白第二病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応等	上記以外の医療機関

3 在宅医療機器使用者への対応

奥多摩町は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」、「個別避難計画」等を基に、在宅の医療機器使用者の安否確認を行う。

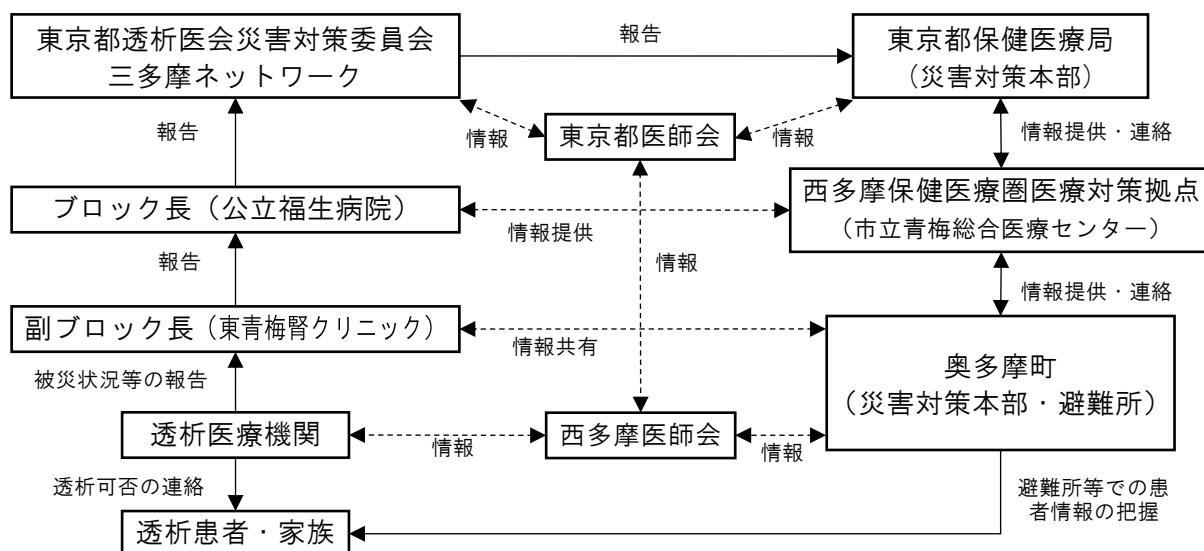
また、医療機器使用者及びその家族に対し、被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、事業者等と連携して、在宅療養の継続を支援する。

4 透析患者等への対応

災害時の透析医療は、東京都が定める「災害時における透析医療活動マニュアル」によるものとする。

奥多摩町は、災害時透析医療ネットワークの三多摩ネットワーク西多摩ブロックの副ブロック長（青梅市・奥多摩町担当）、西多摩医師会等と連携して、医療機関の情報を把握する。

また、災害時の透析医療は、透析医療機関と透析患者との連携で実施されるが、副ブロック長と連携して情報を収集し、患者への情報提供、透析医療機関への受け入れを要請する。



〈災害時の透析医療情報連絡系統〉

第2節 医薬品等の確保

1 災害薬事センターの設置

奥多摩町は、医療救護所、避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを奥多摩病院に設置する。

また、災害薬事センターの管理・運営のため、奥多摩病院の薬剤師に災害薬事コーディネーターを要請する。

2 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の確保

奥多摩町は、薬剤師会（薬局）に医薬品等の提供を要請する。

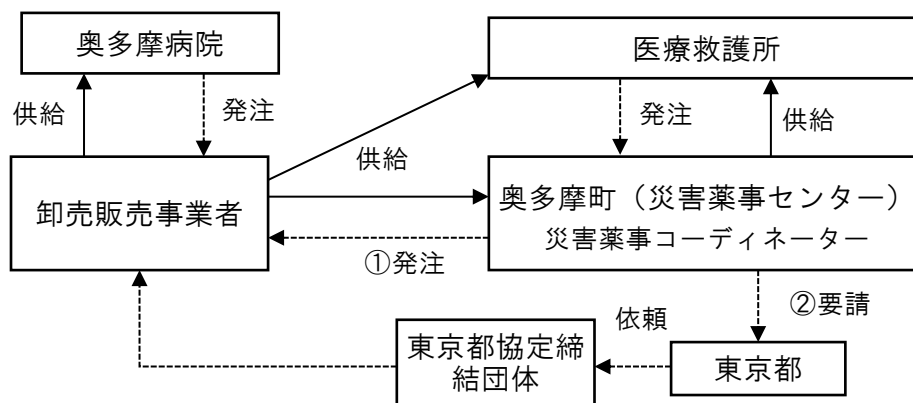
また、東京都に対し備蓄品を供出するよう要請する。

奥多摩病院で使用する医薬品等は、平常時と同様に販売事業者から確保する。

(2) 卸売販売業者からの調達

奥多摩町は、薬剤師会（薬局）からの提供及び東京都の備蓄品だけでは医薬品等が不足する場合には、災害薬事センターから医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

調達が不可能な場合には、東京都に調達を要請する。



〈医薬品等の確保の流れ〉

（３）血液製剤の確保

奥多摩町は、血液製剤が必要な場合、東京都に要請する。

3 山間部孤立における医療救護活動

奥多摩町は、道路の寸断及び通信線の断線が発生し、集落が孤立した場合、ヘリコプターにより孤立地区への医師等の派遣、医薬品、資器材の搬送を東京都に要請する。

第3節 保健衛生活動

1 避難所における医療救護活動

奥多摩町は、広域的避難所に医療救護スペースを設置し、西多摩医師会等から派遣された医療救護班、歯科医療救護班等の巡回により、健康調査及び診療を行う。

2 保健活動

奥多摩町は、西多摩保健所の「西多摩圏域 市町村災害時保健活動ガイドライン～保健師の活動を中心に～」等に基づき、奥多摩町社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携して、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

保健活動班は、保健師を中心とし、介護福祉士等の福祉専門職、民生・児童委員等から編成し、医療救護班、環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携した活動を行う。

- 避難所のアセスメント（施設の衛生状況の確認及び対策の検討、指導）
- 要配慮者のトリアージ（健康状況の確認及び対応措置の検討）
- 避難者の健康調査
- 健康に関する相談、カウンセリング
- 避難者の健康指導 等

3 精神医療活動

奥多摩町は、避難所等での巡回健康相談等により、メンタルヘルスケアの必要性等について把握する。メンタルヘルスケアの必要がある場合は、東京都に DPAT（災害派遣精神医療チーム）※の派遣を要請し、保健活動班等との連携により、避難所等で精神保健相談等を実施する。

また、必要に応じて健康福祉センターに電話相談窓口及び外来相談窓口を設置する。

※DPAT（災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム

第4節 防疫活動

1 防疫体制

奥多摩町は、必要に応じて、町職員、他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班及び保健活動班を編成する。

また、東京都の食品衛生指導班及び環境衛生指導班と連携し、食品の安全確保及び防疫活動を実施する。

班名	機関	役割
防疫班	奥多摩町	○ 健康調査及び健康相談 ○ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○ 感染症予防のための広報及び健康指導 ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	奥多摩町	○ 患者発生時の消毒（指導） ○ 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	奥多摩町	○ 健康調査及び健康相談の実施 ○ 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	○ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○ 食品集積所の衛生確保 ○ 避難所の食品衛生指導 ○ その他食品に起因する危害発生の防止 ○ 食中毒発生時の対応 ○ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等 [食品衛生管理体制の確立] ○ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ○ 手洗いの励行 ○ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ○ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ○ 情報提供 ○ 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	○ 飲料水の塩素による消毒の確認 ○ 消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

		○ 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
--	--	---

2 防疫活動

奥多摩町が編成する防疫班は、医療救護班、保健活動班等と連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地及び避難所の感染症発生状況を把握する。

また、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

消毒班は、東京都の「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」等に基づき、防疫班と連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合は、東京都に協力を要請する。

3 感染症対策

奥多摩町は、インフルエンザ又は麻疹等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

なお、一類・二類感染症等の入院対応が必要な感染症が発生した場合は、保健所が受け入れ先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

第7章 避難

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 避難の基本方針		
第2節 避難指示等の発令	本部事務局	
第3節 警戒区域の設定	本部事務局	
第4節 避難誘導		
第5節 避難所の開設	本部事務局、避難所統括班	
第6節 広域的避難所の管理運営	避難所統括班	
第7節 多様な避難先の確保	本部事務局、避難所統括班	
第8節 要配慮者対策	要配慮者班	奥多摩町社会福祉協議会
第9節 避難所以外の避難者への支援	本部事務局	
第10節 被災者の他地区への移送	本部事務局	
第11節 帰宅困難者対策	産業班	
第12節 動物救護	環境保全班、避難所統括班	

第1節 避難の基本方針

1 避難活動の基本方針

地震における避難の基本方針は、次のとおりとする。

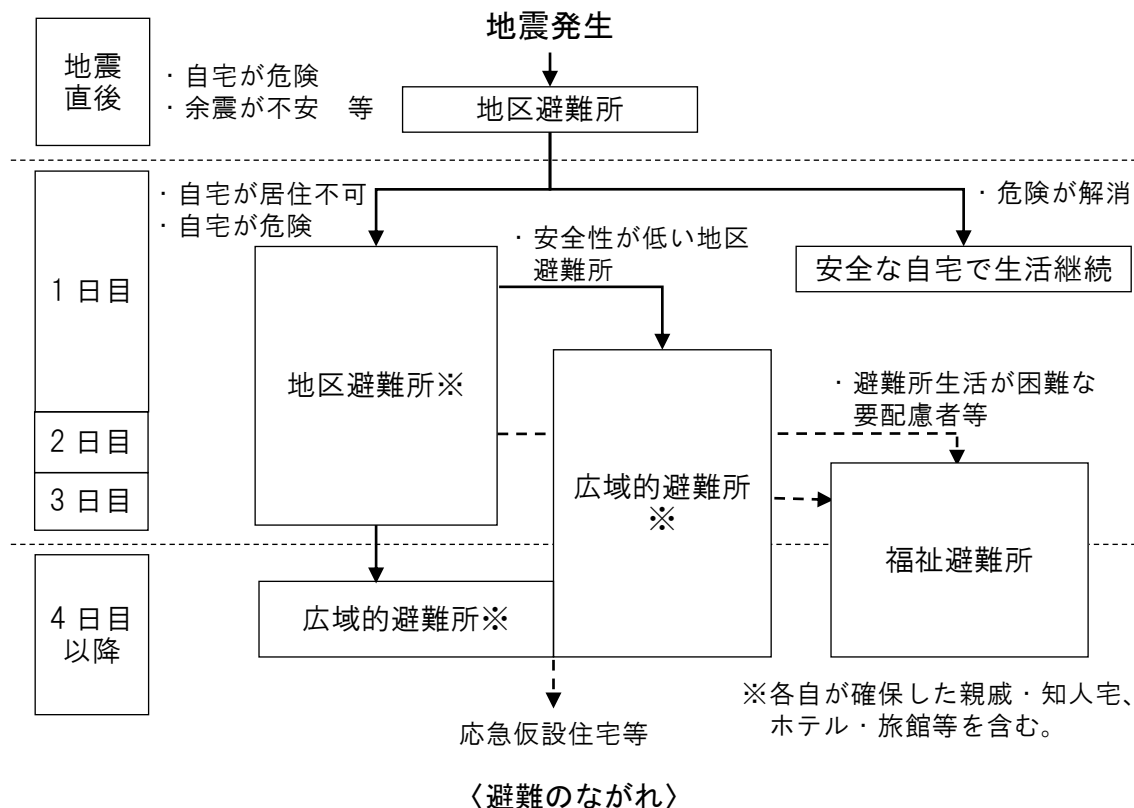
- 地震後、地区住民で互いの安全、家屋倒壊・道路被害・がけ崩れ・火災等の地域の危険性の確認、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 自宅に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅で生活を継続する。
- 自宅が被災した場合、延焼火災・がけ崩れが危険な場合、余震が不安な場合は、自治会等の誘導により地区避難所に一時的に避難する。
- 自宅の危険が解消した場合は、自宅（耐震性確保、土砂災害の危険なし）で生活を継続する。
- 自宅が被災し居住できない場合は、地区避難所で生活する。ただし、地区避難所の安全が確保されない場合は、広域的避難所に移動する。
- 一般の避難所での生活に支障のある要配慮者は、福祉避難所で生活する。
- 地区避難所での生活が4日以上にわたる場合は、広域的避難所に移動する。

2 避難先

地震直後の避難先は、地区避難所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、広域的避難所の他、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、生活する。

※緊急的な避難者の受け入れにあたっては、避難した全ての者を受け入れる。



第2節 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

- 火災が発生し、延焼拡大するおそれのあるとき。
- 余震により建物の倒壊、土砂災害の拡大のおそれのあるとき。
- 危険物等の流出、爆発、炎上等が発生又は予想され、被害のおそれがあるとき。
- 斜面に変状等が発見され、今後、余震や降雨により土砂災害が発生することが予想されるとき。
- その他住民の生命及び身体を保護する必要が認められるとき。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
町長	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項

知事	○ 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○ 町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。	災害対策基本法第61条
	○ 町長から要求があったとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

2 避難指示等の伝達

奥多摩町は、防災行政無線、SNS、広報車による呼び掛け等で、避難指示等を避難対象者等に伝達する。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| ○ 避難対象地域 | ○ 避難先 |
| ○ 避難指示等の理由 | ○ その他必要な事項 |

第3節 警戒区域の設定

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

第4節 避難誘導

1 避難誘導

避難誘導は、原則として、自治会等が行うものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、自分自身、家族等の安全を確認した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

第5節 避難所の開設

1 地区避難所の開設

地震直後の地区避難所の開設は、自治会等の判断により地区住民が行うものとする。

地区住民又は地区の消防団は、地区避難所を開設した場合は、電話、消防団の衛星無線機等で町役場に連絡する。

2 広域的避難所の開設・移動

奥多摩町は、地区住民が土砂災害特別警戒区域内の地区避難所又は耐震性が確保されていない地区避難所に避難している場合は、広域的避難所を開設し、移動するよう伝達する。

また、安全な地区避難所であっても、4日目以降も避難生活を継続する場合は、広域的避難所に移動するよう伝達する。

第6節 広域的避難所の管理運営

1 広域的避難所の運営組織

(1) 避難所運営委員会

奥多摩町は、広域的避難所に職員等を配置し、初期の運営を支援する。

その後、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、自治会長等の地域住民の代表者を長とする避難所運営委員会を組織し、広域的避難所の自治・運営にあたる。

運営にあたっては、避難所運営委員会に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、様々な避難者の視点やニーズに対応できるよう配慮する。

(2) 外部支援者等との連携

奥多摩町は、奥多摩町社会福祉協議会と連携し、避難所運営に専門性を有した NPO・NGO・ボランティア団体等の外部支援者等との連携を図り、広域的避難所の運営支援を行う。

(3) 避難所運営チームの対応

奥多摩町は、災害対策本部内に避難所生活にかかわる各担当から成る避難所運営チームを編成し、情報の共有、各対策の検討、実施を協力して行う。

2 避難所の整備

奥多摩町は、避難の長期化等による必要性に応じて、生活に配慮した整備を行う。

(1) スペースの確保

次のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○ 救護場所 | ○ 要配慮者の専用室 |
| ○ 妊産婦、母子等のスペース、授乳室 | ○ 男女別更衣室・物干し場 |
| ○ 談話室 | ○ 児童・生徒の学習場所 |
| ○ ペットの飼養場所 | ○ 感染者の隔離室 等 |

(2) 設備の設置

次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策等を行う。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ○ 組立式簡易ベッド | ○ 間仕切り |
| ○ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用） | ○ エアコン（冷暖房機器） |
| ○ テレビ・ラジオ | ○ 掲示板 等 |

3 防犯対策

奥多摩町は、広域的避難所の防犯のため、避難者への注意喚起、必要に応じ警察官による巡回の要請、警備員の配置を行う。

また、青梅警察署と連携して、避難した地区の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

4 避難生活の支援

奥多摩町は、避難者に対し、給水、食料・生活物資の供給、医療救護・保健衛生活動、情報提供等の生活支援を行う。

5 感染症対策

奥多摩町は、感染症の流行等に配慮した避難所運営を行う。

(1) 隔離室等の専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(2) 健康状態の確認等

避難時の検温、問診等により健康状態を確認し、感染者等の隔離、医療機関等への移送等の措置を保健所と連携して行う。

(3) 衛生環境の確保

避難所のトイレ等の衛生状況の確認、手洗い、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等の指導、実施に努める。

第7節 多様な避難先の確保

1 避難所以外の避難先の確保

奥多摩町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化、感染症の流行等を踏まえ、必要に応じて、避難所以外の避難先（公共施設、宿泊施設等）を確保する。

2 親戚・知人宅等への避難促進

奥多摩町は、避難所の過密を防ぐため、避難者各自が親戚・知人宅への避難、ホテル・旅館等への避難を検討するよう周知する。

第8節 要配慮者対策

1 要配慮者の把握

奥多摩町は、保健師による保健活動班の他、地域包括支援センター、奥多摩町社会福祉協議会等と連携して、福祉関係者によるチームを編成し、要配慮者の状況を把握し、必要な措置をとる。

2 福祉避難所の設置

奥多摩町は、協定等に基づき、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、当該施設に要配慮者の受け入れを要請する。

受け入れ施設が不足する場合は、福祉施設の確保、医療機関への入院等の措置を東京都に要請する。

第9節 避難所以外の避難者への支援

1 避難所以外の避難者の所在把握

奥多摩町は、在宅避難、車中泊、テント泊等、避難所以外の被災者の所在を自治会等からの情報で把握する。

また、各地区を巡回し避難所以外の避難者の情報を収集する。

親戚・知人宅、自力で確保したホテル・旅館等への避難者については、避難者自らが所在を町に知らせるよう、ホームページ等で周知する。

2 生活支援

奥多摩町は、避難所以外の避難者に対し、広報紙の配布、SNS 等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回等の支援に努める。

第10節 被災者の他地区への移送

1 広域避難

奥多摩町は、避難指示等の発令時に、町内での避難所確保が困難となった場合、都内の他の区市町村への住民の受け入れについて、当該区市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受け入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、東京都に報告したうえで、自ら他の道府県の市町村に協議する。

2 広域一時滞在

奥多摩町は、大規模な災害が発生し、町内での居住場所の確保が困難となり、町外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の区市町村へ

の受け入れについて、当該区市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受け入れについては、東京都に対し協議を求める。

第11節 帰宅困難者対策

1 観光施設、事業所等における帰宅困難者対策

観光施設、事業所等の責任者は、施設利用者、従業員等の安全確保を行い、周辺の安全を確認した上で施設内又は他の安全な場所に待機させる。

また、交通情報等を収集して被害状況を把握し、一斉に帰宅して駅、幹線道路等が混乱・渋滞しないよう留意する。

2 一時滞在施設の開放

奥多摩町は、交通機関の運行が停止した場合は、可能な限り駅近くの施設を一時滞在施設として開放する。

また、災害時帰宅支援ステーションの利用、交通の状況等の情報を提供する。

第12節 動物救護

1 避難所での適正飼育

(1) 動物の専用スペースの指定

避難所においては、原則として、盲導犬、介助犬等を除いた動物を避難スペースへ持ち込むことを禁止する。

奥多摩町は、広域的避難所において、避難所運営委員会と連携して同行避難した動物のスペースを指定し、飼養のルールを定める。

(2) 動物の飼養

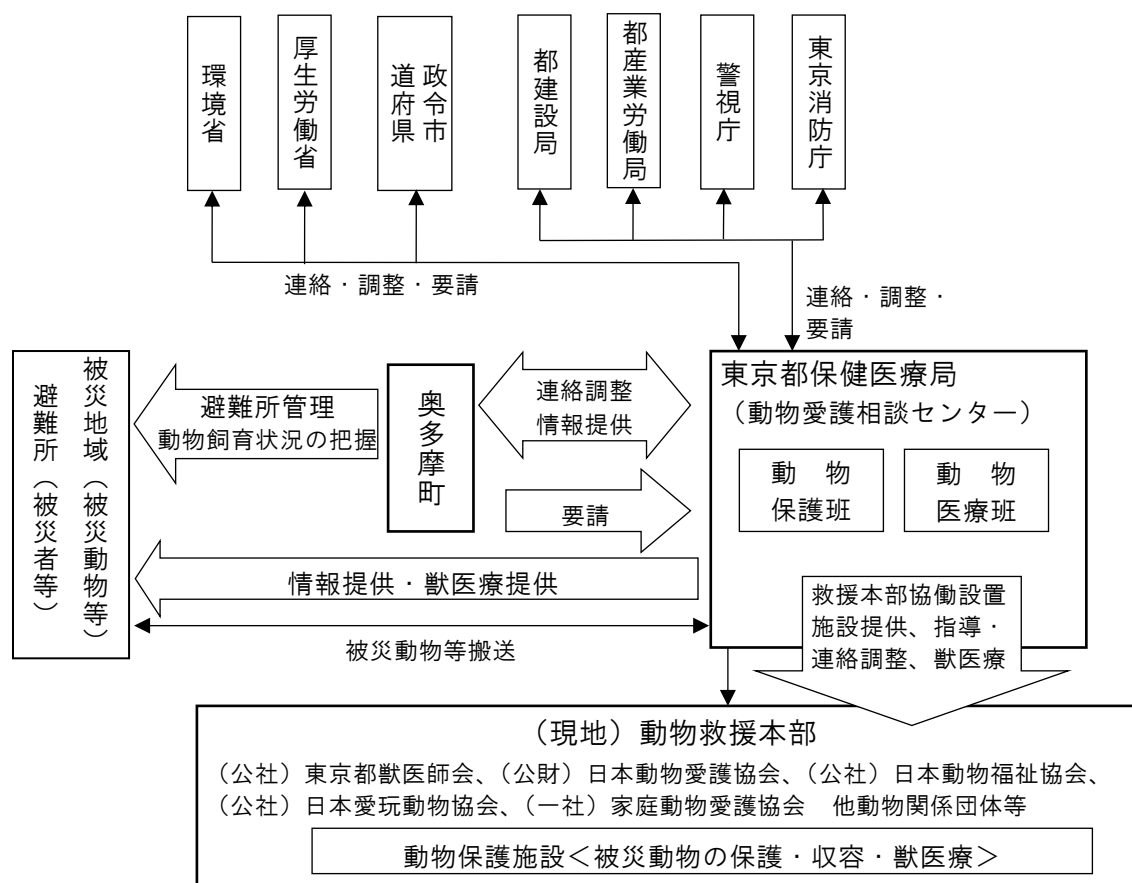
同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を行うものとする。

奥多摩町は、避難所での動物の飼養を指導する。

2 動物愛護の活動

被災動物については、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、保護、援護を行うこととなっている。東京都が設置する東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、災害発生後72時間を目途に体制の充実が図られる。

奥多摩町は、東京都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、獣医師の派遣、情報の提供、被災動物の保護等を行うよう努める。



〈動物愛護活動の体系〉

第8章 輸送

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 交通規制		青梅警察署
第2節 緊急輸送路の確保	復旧班	
第3節 輸送車両等の確保	本部事務局	

第1節 交通規制

警視庁は、道路交通法第4条及び災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。

1 第一次交通規制（災害発生直後）

震度6弱以上の大地震が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動を最優先するため、次の交通規制が行われる。

- （1）環状7号線から都心方向に流入する車両の通行を禁止する。
- （2）環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- （3）次の緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

国道4号（日光街道他）	国道17号（中山道・白山通り他）
国道20号（甲州街道他）	国道246号（青山通り・玉川通り他）
都道8号他（目白通り・新目白通り）	都道405号他（外堀通り他）
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・中央自動車道・東名高速道路・関越自動車道・東京外環自動車道・首都圏中央連絡自動車道・京葉道路（高架部）・第三京浜道路	

2 第二次交通規制

前記の緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、次のその他の路線についても被災状況等に応じて、緊急交通路に指定される。

国道1号（永代通り・第二京浜他）	国道6号（水戸街道他）	国道14号（京葉道路）	国道15号（第一京浜他）
国道17号（新大宮バイパス）	国道122号（北本通り他）	国道254号（川越街道他）	国道357号（湾岸道路）
都道2号（中原街道）	都道4号他（青梅街道他）	都道7号他（井の頭通り他・陸橋通り）	都道312号（目黒通り）
都道315号（蔵前橋通り他）	国道16号（東京環状他・大和バイパス他）	国道20号（日野バイパス他）	国道139号（旧青梅街道）
国道246号（大和厚木バイパス）	都道9号（稲城大橋通り他）	都道14号（東八道路）	都道15号他（小金井街道）
都道17号他（府中街道他）	都道18号（鎌倉街道他）	都道20号他（川崎街道）	都道29号他（新奥多摩街道他）

都道 43 号他（芋窪街道他）	都道 47 号他（町田街道）	都道 51 号（町田厚木線）	都道 59 号（八王子武蔵村山線）
都道 121 号（三鷹通り）	都道 153 号他（中央南北線他）	都道 158 号（多摩ニュータウン通り）	都道 169 号他（新滝山街道他）
都道 173 号（北野街道）	都道 248 号他（新小金井街道）	都道 256 号（甲州街道）	

第2節 緊急輸送路の確保

1 被害状況の把握

奥多摩町は、緊急輸送道路（青梅街道）等の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路の被害状況については、東京都（西多摩建設事務所）に報告し、道路啓開を要請する。

2 道路の啓開

（1）障害物の除去

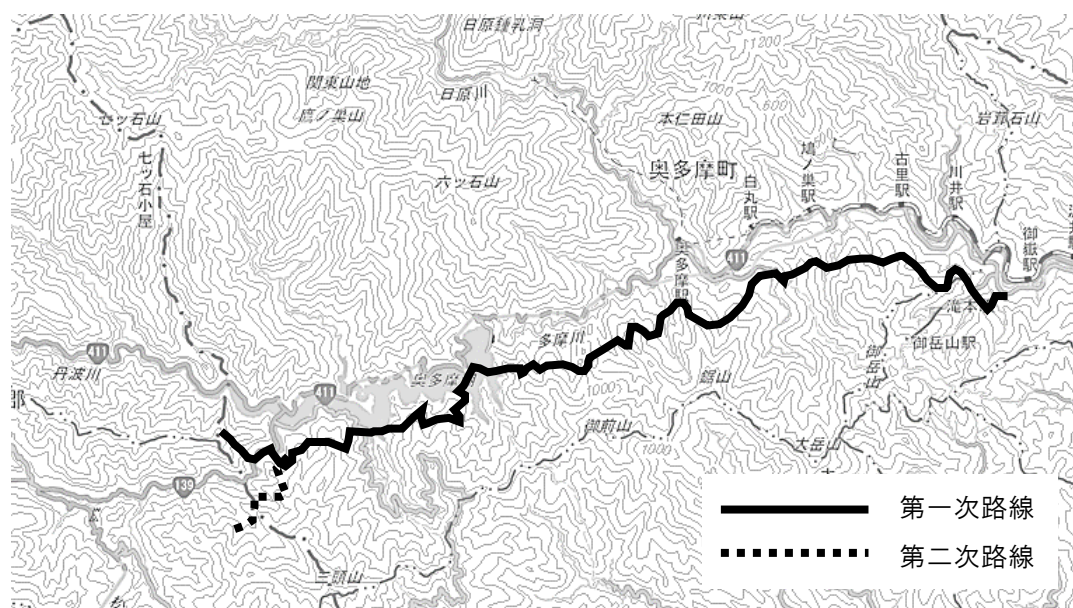
緊急輸送道路の啓開は、東京都（西多摩建設事務所）が行う。

奥多摩町は、その他の道路の啓開を奥多摩建設業協会に要請する。

（2）放置車両の移動

奥多摩町は、災害対策基本法第76条の6の規定により、町道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。



〈東京都の緊急輸送道路〉

第3節 輸送車両等の確保

1 緊急輸送車両等の確保

(1) 輸送車両の確保

奥多摩町は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、町有車両を活用する。

不足する場合は、東京都を通じて、東京バス協会及び東京トラック協会加盟事業者に要請する。

(2) 燃料の確保

奥多摩町は、車両の燃料が必要な場合は、町内の石油販売事業者に供給を要請する。

2 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急通行（輸送）車両の確認

奥多摩町は、事前に緊急通行（輸送）車両の確認を受けた町有車両について、あらかじめ交付されている標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書を当該車両に備え付ける。

事前に緊急通行（輸送）車両の確認をしていない車両及び災害対策を行う他機関、団体の使用する車両については、緊急通行（輸送）車両確認申出書、車検証又は軽自動車届出済証の写し、防災計画書（抜粋可）、指定行政機関等との協定書を車検証記載の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両である。

- ☐ 警報の発表及び伝達並びに避難の指示
- ☐ 消防、水防その他の応急措置
- ☐ 被災者の救難、救助その他の保護
- ☐ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ☐ 施設及び設備の応急復旧
- ☐ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ☐ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ☐ 緊急輸送の確保
- ☐ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、(1)と同様の措置をとる。

なお、規制除外車両の対象は、次のとおりである。

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 ヘリコプターによる輸送

奥多摩町は、傷病者等の緊急輸送が必要な場合は、東京都及び自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

第9章 障害物の除去

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 道路関係の障害物の除去	復旧班	
第2節 河川関係の障害物の除去	復旧班	東京都（西多摩建設事務所）
第3節 住宅関係の障害物の除去	住宅班	

第1節 道路関係の障害物の除去

第8章第2節による。

第2節 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川区域内の流下阻害のおそれがある障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。

第3節 住宅関係の障害物の除去

奥多摩町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づき元の住家に引き続き住むことを目的として、その除去を行う。

1 対象者

対象者は、次の全てに該当する者とする。

なお、応急仮設住宅の供与との併給はできない。

- ☐ 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ☐ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- ☐ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

2 手続き

奥多摩町は、住民からの障害物除去申請により、奥多摩建設業協会に依頼し、障害物の除去を実施する。

第10章 飲料水・食料・生活関連物資の供給

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 飲料水の供給	給水班	東京都（水道局）
第2節 食料の供給	物資統括班	
第3節 生活関連物資の供給	物資統括班	
第4節 支援物資の受け入れ	物資統括班	

第1節 飲料水の供給

1 備蓄等の活用

断水した場合、災害発生直後から3日間は、各家庭の家庭内備蓄の飲料水を活用することとする。

また、奥多摩町は、町が備蓄している飲料水の供給、又は協定を締結した事業者、自治体、企業、団体等から供給を受けた飲料水を活用する。

2 給水の準備

（1）需要の把握

奥多摩町は、給水活動の規模を決定するため、断水地域、断水人口、避難所の避難者数等、給水需要の把握を行う。

また、東京都水道局から浄水所の被害等の給水状況を把握する。

（2）給水資器材等の確保

奥多摩町は、給水が必要な場合、東京都、自衛隊の派遣部隊、他の水道事業体等に、給水車、給水タンク、給水袋等の資器材、給水要員等の要請を行う。

3 給水活動

（1）優先給水

奥多摩町は、東京都に奥多摩病院、社会福祉施設に対する優先給水を要請する。

（2）住民への給水

給水方法は、次のとおりである。

ア 給水車による給水

奥多摩町は、給水場所、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成し、東京都、応援機関等に給水を要請する。給水場所では、周辺の住民が協力して給水袋等への給水を行う。

イ 応急給水栓の活用

避難者は、避難所に設置された応急給水栓を活用する。

第2節 食料の供給

1 備蓄の利用

災害発生直後3日間は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄の食料を活用することとする。

奥多摩町は、家庭内備蓄を補完するため、町が備蓄する食料、東京都から委託されて保管する備蓄食料を供給する。

また、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システム等により、東京都に備蓄物資の支援を要請する。

2 必要量の把握

奥多摩町は、避難者数、避難所外の避難者数等を基に、食料の必要量を把握する。

3 食料の調達

(1) 食料の調達

奥多摩町は、次の方法で食料を調達する。

- 東京都に物資調達・輸送調整等支援システムを通じて、食料の供給を要請する。
- 自治体、企業、団体等からの救援物資を受け入れ、活用する。
- 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する。

(2) 栄養指導等

奥多摩町は、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

また、栄養士等によるメニューの監修、食品の衛生状態の確認等を行う。

4 食料の搬送

奥多摩町は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、町の指定した場所（避難所）まで搬送するよう要請する。

事業者の搬送が困難な場合は、町役場で受け入れ、輸送業者に搬送を要請する。

東京都を通じて確保した救援物資は、地域内輸送拠点で受け入れるよう物流事業者にも搬送を要請する。

5 食料の配布

避難所に搬送した食料は、避難者の代表者が配布する。

奥多摩町は、配布にあたって、避難所の避難者のみならず、避難所以外の避難者にも配布するよう、避難者の代表者に要請する。

6 炊き出し支援

炊き出しは、避難者、支援団体等による自主的な活動と位置付ける。

奥多摩町は、避難者等が炊き出しを実施する際に、支援要請があった場合は、可能な限り燃料、食材等の確保に努める。

第3節 生活関連物資の供給

第2節 食料の供給と同様とする。

災害発生後3日間は、家庭内備蓄、行政備蓄（町、東京都寄託物資）で対応し、その後、東京都、協定事業者等から物資を調達する。

第4節 支援物資の受け入れ

1 地域内輸送拠点の開設

奥多摩町は、支援物資を受け入れるために、町役場等の公共施設に地域内輸送拠点を開設する。

2 物流事業者への要請

奥多摩町は、大量の支援物資を受け入れる必要がある場合は、民間の物流事業者のノウハウを活用するため、施設、物資の受け入れ、仕分、避難所への配送を物流事業者に支援を要請する。

3 物資の受入方法

奥多摩町は、大量の物資が集中することを抑制するため、次の方針を定め、全国に向け発信する。

- 個人等からの小口の物資は受け入れの対象外とする。
- 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、必要となった時点で、町から品目、数量等を連絡し、供給を受ける。
- 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受け入れの対象外とする。

第11節 災害廃棄物処理

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 建物の解体撤去	住宅班	
第2節 災害廃棄物処理	環境保全班	

第1節 建物の解体撤去

被災建物の解体は所有者が行うものであるが、解体撤去が国庫補助の対象となり、奥多摩町が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、奥多摩町が被災者の申請の受け付け、解体撤去の確認、業者への費用支払い等の手続を実施する。

第2節 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

奥多摩町は、あらかじめ定めてある「奥多摩町災害廃棄物処理計画」に基づき、被害状況を踏まえて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

この計画の方針に基づき、災害廃棄物処理を実施する。

なお、対象とする廃棄物は、次のとおりである。

種類	概要
し尿等	○ 使用済みの携帯トイレ・簡易トイレ ○ 被災施設の仮設トイレからのし尿
生活ごみ	○ 被災した住民の排出する生活ごみ
避難所ごみ	○ 避難施設で排出される生活ごみ
災害廃棄物	○ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ○ 損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ） ○ 損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物 ○ その他、災害に起因する廃棄物
事業系一般廃棄物	○ 被災した事業場からの廃棄物

2 生活ごみ・避難所ごみの処理

奥多摩町は、生活ごみ及び避難所ごみを通常と同様に収集し、西秋川衛生組合高尾清掃センター熱回収施設（焼却施設又はリサイクル施設）へ搬入して処理する。

焼却施設から生じる溶融飛灰は、西秋川衛生組合第2御前石最終処分場で埋立処分する。

3 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

奥多摩町は、断水地域の避難所等に仮設トイレを設置し、必要な資機材を確保する。

また、仮設トイレの清掃等の管理は、使用者自らが行うこととし、自治会等に要請する。

なお、仮設トイレ等を設置する際には、女性、要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリースイールの確保、設置場所の選定等を行う。

(2) し尿の収集・処理

ア 災害用トイレのし尿

奥多摩町は、災害用トイレ（携帯トイレ）をごみ集積所又は避難所等で収集し、西秋川衛生組合高尾清掃センター熱回収施設（焼却施設）へ搬入して処理する。

イ 仮設トイレのし尿

奥多摩町は、仮設トイレのし尿をバキュームカーで収集し、小河内浄化センター、西秋川衛生組合汚泥再生処理センター又は多摩川上流水再生センターへ運搬して処理する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 仮置場での処分

奥多摩町は、一次仮置場を設置し、被災者が持ち込んだ災害廃棄物を一次仮置場で分別し保管する。

また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理する。二次仮置場では一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化、焼却等を行う。

種別	内容
一次仮置場	町民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため町が設置する仮置場
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で、仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

(2) 最終処分

前処理された可燃物は可能な限り西秋川衛生組合で処理する。処理しきれない場合は、東京都内区市町村の支援による処理又は都内の事業者による処理を行う。

解体系廃棄物は、東京都を通じて東京都産業資源循環協会に都内産業廃棄物処理施設での処理を要請する。

第12章 行方不明者の搜索、遺体の処理・火葬

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 行方不明者の搜索	本部事務局、消防班	青梅警察署、奥多摩消防署
第2節 遺体の検視・検案	被災者支援班	青梅警察署
第3節 火葬	被災者支援班	

第1節 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索

奥多摩町は、青梅警察署、奥多摩消防署及び奥多摩町消防団と連携して、行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）の情報を収集し、搜索活動を行う。

また、必要に応じて、奥多摩建設業協会に建設機械等の出動を要請する。

2 情報の公開

奥多摩町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（災害により所在不明となったと考えられ、連絡のとれない者）の氏名を公表する。

公表にあたっては、東京都、奥多摩消防署、青梅警察署等と情報を共有する。

第2節 遺体の検視・検案

1 遺体収容所の開設

奥多摩町は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体収容所の責任者を配置し、関係者との連絡調整を行う。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕等で対応する。

遺体収容所を開設した場合は、東京都及び青梅警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

2 資器材等の確保

奥多摩町は、遺体安置に必要な納棺用品、シート等を葬儀業者から確保する。

また、納棺作業等の遺体の取扱いについても、葬儀業者に要請する。

3 遺体の搬送

奥多摩町は、家族等で搬送が困難な遺体を、遺体発見現場から遺体収容所まで搬送する。

また、状況に応じて、青梅警察署等に要請する。

4 検視・検案

青梅警察署は、検視班等を編成し遺体収容所に派遣し、警察等が取り扱う死体の死因・身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、検視規則、死体取扱規則及び「多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。

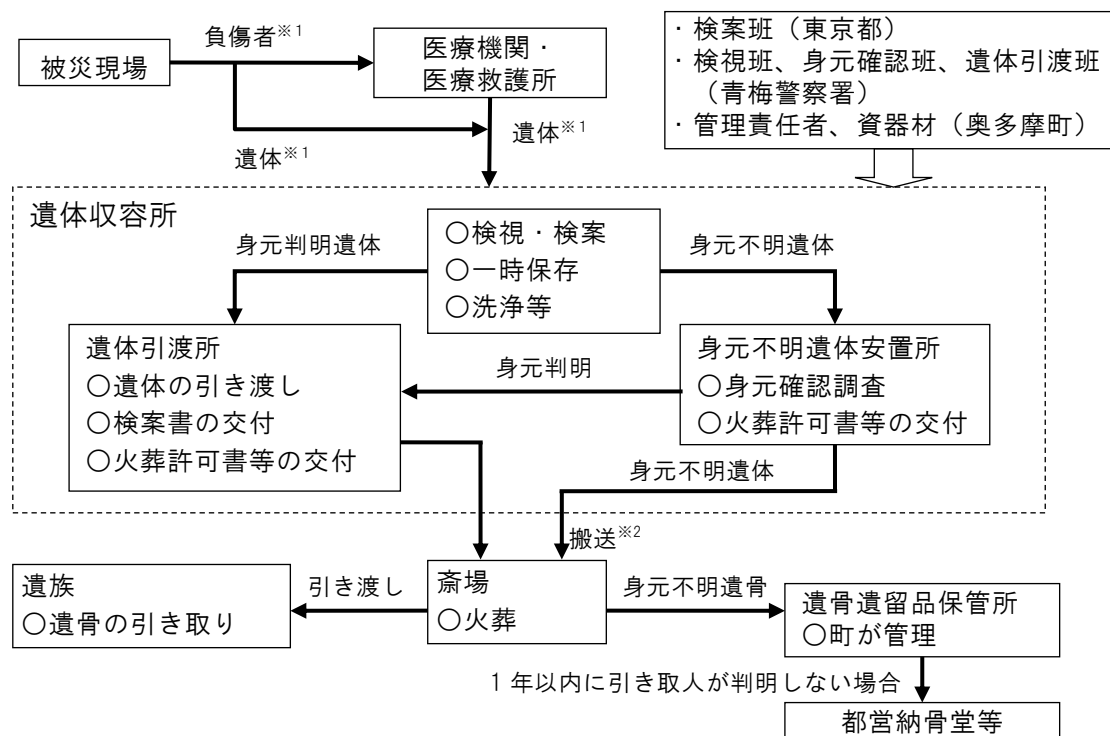
東京都は、遺体収容所に検案班を派遣する。検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。

医師会及び歯科医師会は、東京都又は警視庁の要請により、検案及び身元確認に協力する。

5 身元確認

青梅警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。身元が確認された遺体は、遺族に引き渡す。

奥多摩町は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引き渡しを実施する。



※1 青梅警察署は、町が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、東京都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 町の要請に基づき、東京都が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

〈遺体の取り扱いの流れ〉

6 死亡者に関する情報提供

奥多摩町は、死亡者に関する広報に関して、東京都及び青梅警察署と連携を保ち、役場及び遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口で情報提供を実施する。

第3節 火葬

1 火葬許可証の発行

奥多摩町は、遺族等に引き渡された遺体について、死亡届を受理し火葬許可証を発行する。

発行が困難な場合等は、それに代わって特例許可を行う。

2 火葬場の確保

奥多摩町は、火葬場の情報を収集し、遺族等に周知する。

通常の火葬が困難な場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請し、東京都の調整により割り振られた火葬場と必要な事項、手順等を確認する。

また、遺体の搬送に必要な車両を確保する。

3 身元不明者の対応

奥多摩町は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

第13章 住宅対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 被災建築物の応急危険度判定	住宅班	
第2節 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第3節 住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付	被害調査班	奥多摩消防署
第4節 住家の応急修理	住宅班	
第5節 応急仮設住宅の供与	住宅班	

第1節 被災建築物の応急危険度判定

奥多摩町は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 判定実施体制

奥多摩町は、被災建築物危険度判定実施本部を町役場に設置し、応急危険度判定士の有資格者、資機材を確保する。

町職員で確保することが困難な場合は、東京都を通じ、応急危険度判定士、資機材の確保を要請する。

2 判定調査

奥多摩町は、災害拠点となる町役場、奥多摩病院、避難所等を優先して応急危険度判定を行い、その後、住宅の判定を行う。

結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

あわせて、本調査結果は、人命にかかる二次災害を防止することが目的であり、被害認定調査とは異なることを周知する。

第2節 被災宅地の危険度判定

奥多摩町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止するために宅地の危険度判定を実施する。

※対象は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び町長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

1 判定実施体制

奥多摩町は、被災宅地危険度判定実施本部を町役場に設置し、被災宅地危険度判定士、資機材の確保を東京都に要請する。

2 判定調査

「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者及び居住者のみならず、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

なお、宅地の変状が拡大する場合は、変状の監視、危険区域への避難指示、通行規制等の措置をとる。

第3節 住家の被害認定調査・罹災証明書等の交付

1 被害認定調査実施体制

奥多摩町は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

町職員で実施することが困難な場合は、東京都を通じ、全国の自治体職員等の調査員の確保を要請する。

2 被害認定調査

被害認定は、第1次・第2次・再調査に区分して行い、結果は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査結果は、被災者生活再建支援システムに入力し、罹災台帳を作成する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

3 罹災証明書の交付

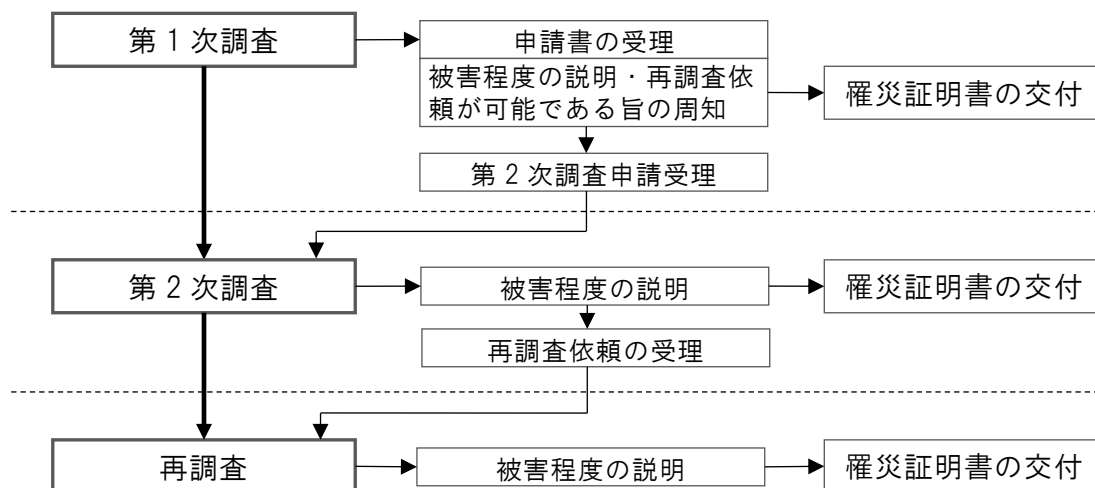
奥多摩町は、町役場で被災者生活再建支援システムを活用し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を交付する。

また、奥多摩消防署と連携して、火災による罹災証明書の交付も実施する。

奥多摩消防署は、奥多摩町との協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。

また、火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、奥多摩町と連携を図り、必要に応じて発行手続きの支援を行う。

罹災証明書交付の流れは、次のとおりである。



〈被害認定調査及び罹災証明書の交付の流れ〉

4 被災証明書の交付

奥多摩町は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明書を交付する。

第4節 住宅の応急修理

奥多摩町は、災害救助法が適用され、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、被害の拡大を防止するための緊急の修理又は居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

また、応急修理を行うことで、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 対象者の調査及び選定

奥多摩町は、被災者の資力その他生活条件の調査及び罹災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により対象者の募集、受付、審査等の事務を行う。

なお、対象者は、次のとおりである。

- 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

- 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- ・ 災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者（半壊及び準半壊）
 - ・ 大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

2 修理

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、対象者への資材の支給又は事業者の施工により実施する。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、事業者の施工で実施する。

東京都は、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う事業者のリストを作成する。

奥多摩町は、リストより事業者を指定し、事業者との請負契約を締結して、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

第5節 応急仮設住宅の供与

東京都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

奥多摩町は、東京都に協力し、住宅建設における工事監理への協力、入居者の募集、受付、審査等の事務を行う。

1 避難者の意向調査

奥多摩町は、避難者に対し、住宅の再建について意向調査を行い、応急仮設住宅への入居を希望する者を把握し、その数を東京都に報告する。

2 応急仮設住宅等の種類

応急仮設住宅等の種類は、次のとおりである。

（1）公的住宅の活用による一時提供型住宅

東京都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、区市町村等に空き住戸の提供を求め供給する。

（2）借上型仮設住宅

東京都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

（3）建設型応急住宅

奥多摩町は、接道、用地、ライフライン等の状況から建設候補地を決定し、東京都に報

告する。東京都は建設候補地の中から建設地を選定し、関係団体に工事を発注する。

奥多摩町は、東京都からの委任により工事の監督を行う。

なお、建設型応急住宅は、必要に応じて、集会所の設置、バリアフリー対応にする等、被災者コミュニティ、高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

3 入居者の募集・選定

東京都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当て、入居者の募集及び選定を奥多摩町に依頼する。

奥多摩町は、広報紙等で被災者に周知、募集し、東京都が作成した選定基準に基づき、入居者を選定する。

なお、入居者対象者は、次の全てに該当する者のほか、東京都知事が必要と認める者とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が全焼、全壊又は流失した者○ 居住する住家がない者○ 自らの資力では住家を確保できない者 |
|--|

4 応急仮設住宅等の管理

応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。

奥多摩町は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

また、入居者のコミュニティが形成されるよう配慮する。

第14章 ボランティア活動

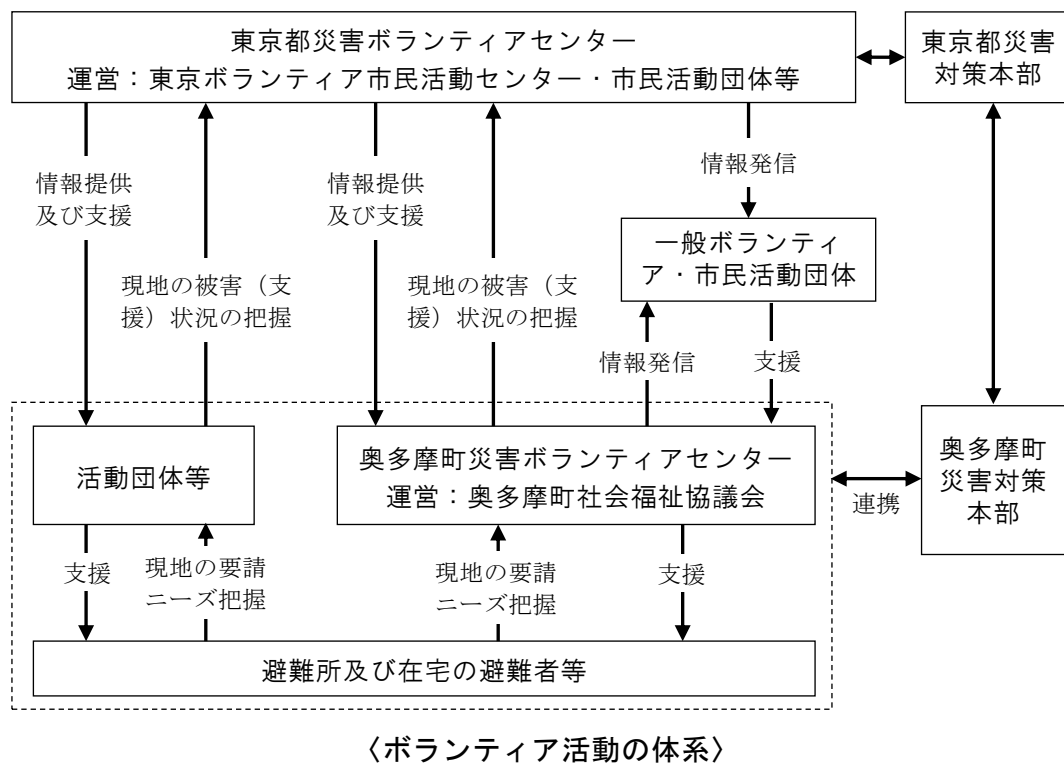
■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 災害ボランティアセンターの開設		社会福祉協議会
第2節 ボランティア活動の調整	要配慮者班	社会福祉協議会

第1節 災害ボランティアセンターの開設

奥多摩町社会福祉協議会は、奥多摩町福社会館に災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集、受付、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート等を行う。

運営に当たっては、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援について、必要に応じて東京都災害ボランティアセンターと調整する。



第2節 ボランティア活動の調整

1 ボランティア活動方針

ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、町と連携を図りながら、災害ボランティアセンター自らが決定し行う自主運営とする。

災害ボランティアセンターは、自らが被災者のニーズの掘り起こしを行い、必要な活動を

行う。

2 ボランティア活動の調整

奥多摩町は、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者の状況把握、活動の調整、必要な支援等の調整を図る。

また、被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動が行なえるよう努める。

3 費用の負担

奥多摩町は、ボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第15章 文教施設の応急対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 園児・児童・生徒の安全確保	要配慮者班、教育文化財班	
第2節 応急教育	教育文化財班	
第3節 応急保育	要配慮者班	
第4節 文化財の対策	教育文化財班	

第1節 園児・児童・生徒の安全確保

保育園・小学校・中学校の管理者は、園児・児童・生徒の安全を確保する。

また、災害発生後、園児・児童・生徒は、保育園・学校において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、道路・交通機関の途絶等により引き取りが困難である園児・児童・生徒は、各施設において保護する。

第2節 応急教育

1 教育の再開

奥多摩町は、学校等が被災した場合は、東京都教育委員会と連携し、臨時休校、代替施設の確保等の適切な対応を取る。

2 教科書・学用品等の給付

奥多摩町は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている小中学校の児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

奥多摩町で確保が困難な場合は、東京都へ学用品等の給付の実施、調達について応援を要請する。

3 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

奥多摩町は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第3節 応急保育

奥多摩町は、保育園の被害状況を把握し、事業者に対し早期に保育を再開するよう要請する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう要請する。

第4節 文化財の対策

1 文化財の応急措置

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は被害の拡大防止に努め、被災状況を奥多摩町に報告する。奥多摩町は、東京都教育委員会に報告する。

また、関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

2 文化財の修復等

奥多摩町は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、文化財管理者等と修復等について協議を行う。

第16章 ライフライン施設の応急対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 水道施設	給水班	東京都（水道局）
第2節 下水道施設	環境保全班、復旧班	
第3節 電力施設		東京電力パワーグリッド株式会社
第4節 通信施設		通信事業者

第1節 水道施設

東京都（水道局）は、異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底するとともに、施設の点検・被害調査を実施する。

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合は、応急措置を実施する。

第2節 下水道施設

奥多摩町は、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

また、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

第3節 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社の対策は、次のとおりである。

- （1）地震時においても送電を継続することを原則とする。
- （2）水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- （3）応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

第4節 通信施設

通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集する。

また、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

第17章 土砂災害対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	復旧班	東京都（西多摩建設事務所）
第2節 治山施設等	本部事務局、復旧班	東京都（東京都森林事務所）

第1節 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

1 施設の応急対策等

東京都は、砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）及び急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

また、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、奥多摩町が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

2 町の措置

奥多摩町は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都（建設局）に報告する。

また、土砂災害の危険性が高い箇所について、青梅警察署、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、住民等に周知を図り、道路の交通規制等の応急対策を行う。

災害のおそれがある場合は、避難指示等を発令し、危険地域住民の避難を促す。

第2節 治山施設等

1 施設の応急対策等

東京都は、治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等）の被害状況を把握するとともに、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

また、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、奥多摩町が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

2 町の措置

奥多摩町は、被害の情報を収集し、東京都森林事務所を通じて、東京都に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。

災害のおそれがある場合は、避難指示等を発令し、危険地域住民の避難を促す。

第18章 災害救助法の適用

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 災害救助法の適用	本部事務局	
第2節 救助の方法等	本部事務局	

第1節 災害救助法の適用

奥多摩町長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を東京都知事に報告する。

また、災害救助法に基づき東京都知事が救助に着手したときは、東京都知事を補助し被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、東京都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合は、救助に着手し、その状況を直ちに東京都知事に報告し、その後の処理について指示を受ける。

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。
 - ・ 町内の住家滅失世帯数が、40 世帯以上になったとき。（基準 1 号）
 - ・ 都内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上になり、かつ、町内の住家滅失世帯数が 20 世帯以上になったとき。（基準 2 号）
 - ・ 都内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上になり、かつ、町内で多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準 3 号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合。（基準 4 号）

※住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は 2 世帯で滅失世帯 1 世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯で滅失世帯 1 世帯に、それぞれみなして換算する。

第2節 救助の方法等

1 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次の種類の救助がある。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索及び処理
- 障害物の除去

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、東京都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき東京都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

2 救助実施状況の報告

奥多摩町は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成を行う。

また、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、東京都知事に報告する。

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧事業

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 災害復旧事業計画の作成	復興計画班、所管の班	
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	復興計画班、所管の班	
第3節 激甚法による災害復旧	復興計画班、所管の班	

第1節 災害復旧事業計画の作成

奥多摩町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 災害の再発防止

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

奥多摩町は、国又は東京都が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定が速やかに行えるよう努める。

特に、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要項及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、東京都知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第69号）

第3節 激甚法による災害復旧

1 激甚法の指定

大規模な自然災害が発生した場合には、東京都知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、東京都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

なお、激甚災害の基準には、「激甚災害指定基準」と「局地的激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

2 特別財政援助額の交付手続等

奥多摩町長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調査書等を作成し、東京都各局へ提出する。

第2章 災害復興

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 震災復興本部の設置	復興計画班	
第2節 震災復興方針・復興計画の策定	復興計画班	
第3節 震災復興事業の実施	復興計画班	

第1節 震災復興本部の設置

奥多摩町は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、奥多摩町長を本部長とする震災復興本部を設置する。

第2節 震災復興方針・復興計画の策定

1 震災復興方針の策定

奥多摩町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 震災復興計画の策定

奥多摩町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

震災復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3節 震災復興事業の実施

奥多摩町は、震災復興に関する専管部署を設置し、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。

第3章 被災者等の生活支援

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 被災者生活の支援	被災者支援班	青梅公共職業安定所、青梅警察署、奥多摩消防署、奥多摩町社会福祉協議会
第2節 中小事業者への支援	産業班	東京都（産業労働局）、政府系金融機関

第1節 被災者生活の支援

1 生活相談の実施

奥多摩町は、町役場に被災者相談窓口を設置し、被災者生活の支援に関する相談、要望等の対応を実施する。

要望等については、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

奥多摩消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。

青梅警察署は、交番、駐在所その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。

2 義援金の募集・受付・配分

（1）募集・受付

奥多摩町は、義援金の受付口座を開設し、ホームページ、報道機関を通じて、町への義援金を募集する。

また、東京都の義援金の義援金募集に協力して、受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会に報告するものとし、指定する口座に送金する。

（2）義援金の支給

奥多摩町で募集した義援金については、町で配分委員会を設置し、配分計画等を策定し被災者に支給する。

東京都で募集し、町に送金された義援金は、東京都の配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況を東京都配分委員会に報告する。

3 生活再建資金援助等

（1）被災者生活再建支援金

東京都及び奥多摩町は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・災害援護資金の貸付け

奥多摩町は、奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災者に対し、その状況に応じ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金制度による貸付け

奥多摩町社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））の貸付けを行う。

4 職業のあっせん

青梅公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

5 租税等の徴収猶予

国、東京都及び奥多摩町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

6 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

奥多摩町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者生活再建支援システム等を活用し、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。

被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況
- 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

（２）被災者情報の提供

奥多摩町は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

なお、提供の際には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第2節 中小事業者への支援

1 中小企業への融資

東京都及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫等）は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

2 農林業者への融資

東京都は、被災した農林業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。

- 株式会社日本政策金融公庫による融資
- 経営資金等の融通
- 農林団体に対する指導

第4部 南海トラフ地震防災対策

第1章 基本方針

第1節 南海トラフ地震に関する対策の経緯

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

南海トラフで発生する地震に関しては、昭和53年に大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、駿河湾沖で発生する東海地震を対象に震度6弱以上が想定される市町村が強化地域として指定され、防災対策の推進、警戒宣言発令時の対応計画が策定されてきた。

奥多摩町は、東海地震の強化地域には指定されていないものの、警戒宣言時の社会的混乱を考慮し、地域防災計画に東海地震事前対策を位置付けてきた。

しかし、気象庁は平成29年11月1日から、予知を前提とした「東海地震に関連する情報」を停止し、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

さらに、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、その情報を活用して減災を図るために、地方公共団体等がとるべき防災対応計画をあらかじめ定めておくための参考として、国から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日 令和3年5月一部改定）が発表された。

このような経緯から、これまでの「東海地震事前対策」は、「南海トラフ地震防災対策」に移行する。

第2節 南海トラフ地震への基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5強以下であり、直下地震と比べると、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的と想定される。

そのため、南海トラフ地震に関する防災対策は、第2編第1部及び第2部に準拠して対応することを基本方針とする。

また、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠した対策をとるものとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

特に、「南海トラフ地震臨時情報」には、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

〈南海トラフ地震に関連する情報〉

情報名	内容
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

〈南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等と各キーワードを付記する条件〉

キーワード	内容
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード[*]7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード[*]8.0以上の地震が発生したと評価した場合

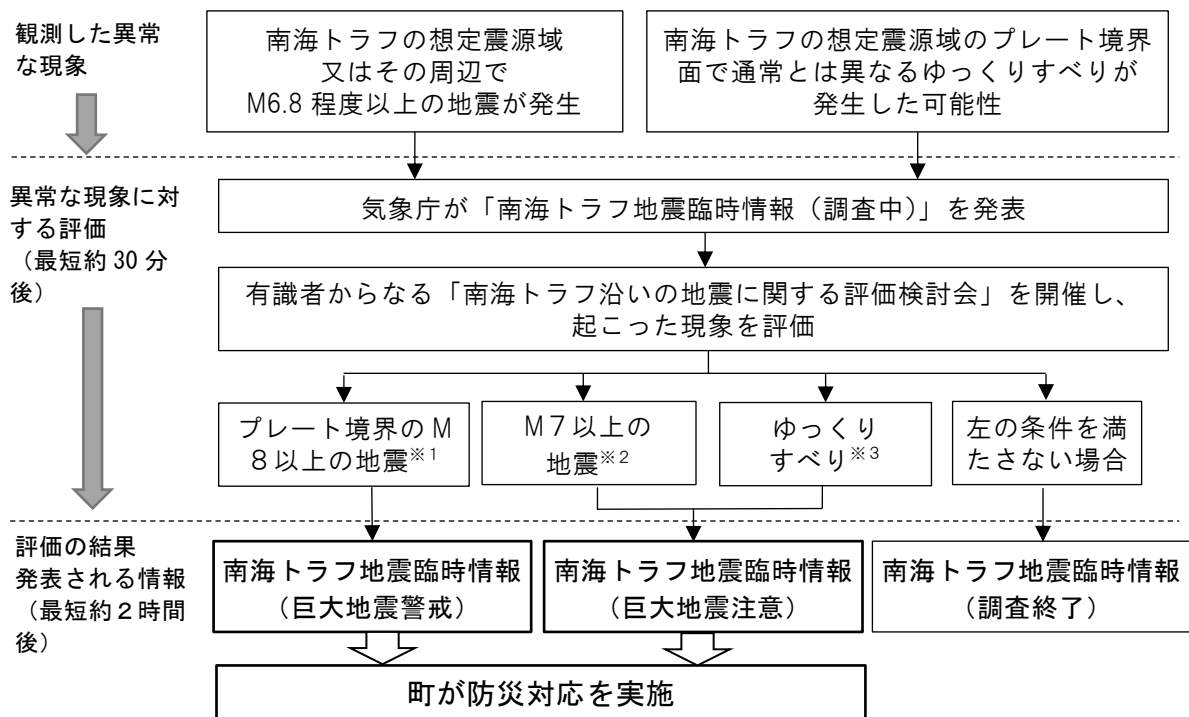
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
------	--------------------------------------

※地震は地下の岩盤がずれて起こるものである。一般にマグニチュードは地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。そのため、大きな地震については、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したモーメントマグニチュード（Mw）を用いる。

なお、気象庁は、地震計で観測された速度波形の最大振幅等を用いた気象庁マグニチュード（Mj）を用いて、発生した地震の規模を表す代表値としているが、南海トラフ地震臨時情報の判断には、物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても適切な値を求めることができることから、モーメントマグニチュードを基準に用いている。

第2節 情報発表の流れ

南海トラフで異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

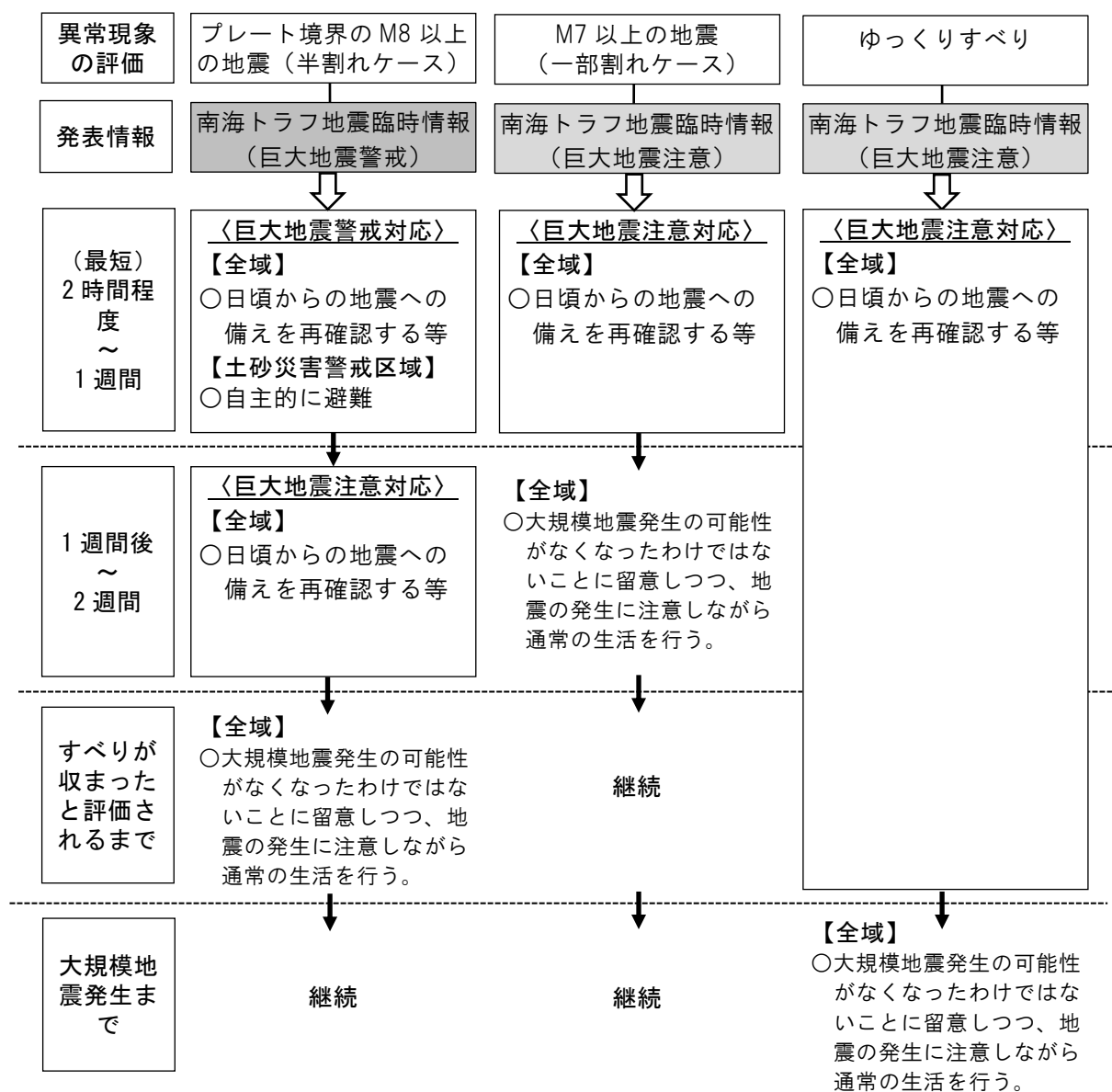
第3章 町の防災対応

第1節 対応の基本

1 防災対応

南海トラフで先発地震が発生し、奥多摩町が被災した場合は、第2部にに基づき災害応急対策を実施する。

その後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、後発地震に備えるため、次の防災対応をとる。



〈町の防災対応の流れ〉

2 住民への周知

奥多摩町は、住民、事業所等に対し、後発地震の発生に備え、室内の危険防止、水の汲み置き、備蓄の確認等の備えを呼び掛ける。

3 避難への対応

奥多摩町は、自主的な避難のために、土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難所として開放し、住民の自主避難に対応する。

なお、避難の期間は、おおむね1週間程度である。

第3編 風水害等対策編

第 1 部 災害予防計画

※本計画に記載のない事項は、第 2 編 震災対策編を準用する。

第1章 風水害に強いまちづくり

風水害に強いまちづくりについては、次に定める対策のほか、第2編第1部「災害予防計画」を準用する。

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 避難体制の整備	総務課	
第2節 風害の防止	総務課、環境整備課	
第3節 土砂災害の防止	—	—

第1節 避難体制の整備

奥多摩町は、東京都が公表した「霞川及び多摩川上流圏域洪水浸水想定区域図」に基づき、多摩川及び日原川の浸水区域、避難所等を記載したハザードマップを作成し、住民に配布する。

また、土砂災害警戒区域等の指定があった場合も同様の措置をとる。

多摩川及び日原川の洪水浸水想定区域図の想定条件

- 対象とした河川
多摩川上流圏域（多摩川上流、日原川）
- 対象とした降雨
多摩川上流圏域の1時間最大雨量 153mm、24時間総雨量 690mm

その他の警戒避難体制の整備については、第2編第1部第6章第1節「土砂災害警戒区域等の対策」、第2編第1部第8章「避難体制の整備」を準用する。

第2節 風害の防止

奥多摩町は、倒木等により道路、送電設備、通信設備が途絶することを防止するため、道路管理者、ライフライン機関と連携し、沿道の樹木の剪定や伐採、工作物等の飛散防止に努める。

第3節 土砂災害の防止

第2編第1部第6章第2節「土砂災害対策」を準用する。

第3編	風水害等対策編	第1部	災害予防計画
第1章	風水害に強いまちづくり		

第2部 災害応急対策計画

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 応急活動態勢

第1節 配備態勢

1 配備態勢

風水害等（大規模事故を含む）の配備態勢は、次のとおりである。

〈風水害等の配備態勢〉

種別	基準	内容	配備要員
情報監視態勢 又は 情報連絡態勢	① 早期注意情報の[中]又は[高]が発表された場合で、総務課長が必要と認めたとき。 ② 局地的大雨（ゲリラ豪雨）、大規模事故が発生し、総務課長が必要と認めたとき。	防災担当が情報収集及び連絡調整を行う態勢	・総務課長 ・総務課防災担当
課長会議	次の場合には、課長会議を開催し、態勢を協議する。 ① 次の気象警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ○大雨警報 ○洪水警報 ○大雪警報 ○暴風警報 ○暴風雪警報 ② おおむね24時間後に台風接近等による暴風雨が予想され、総務課長が必要と認めたとき。 ③ 各課長から要請があり、町長が必要と認めたとき。	町長、副町長、教育長、各課長により配備態勢及び対策方針を検討	(会議参加者) ・町長、副町長、教育長 ・各課長 ・総務課防災担当



課長会議で次のいずれかの態勢を決定



情報連絡態勢	課長会議で決定	小規模被害、事前準備のため、総務課を中心に対応する態勢	・総務課長 ・総務課防災担当
災害警戒態勢	課長会議で決定 [目安] ○気象警報が発表され、大雨、土砂災害等が予想されるとき（自主避難を行うとき）。 ○延焼火災が発生したとき。 ○大規模事故が発生したとき。 ○町長が必要と認めたとき。	自主避難（避難所開設）、避難行動要支援者の避難支援、道路等の警戒等、災害発生に備えた態勢	・総務課長 ・総務課防災担当 ・課長会議で配備が必要とされた職員
災害対策本部	課長会議で決定 [目安] ○人的被害、住家被害、ライフラインの大規模被害等が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、人的被害、住家被害、ライフラインの大規模被害発生の可能性が高いとき。 ○町長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する態勢	全職員

2 配備の決定

配備の決定は、課長会議を開催し、今後の気象状況の推移、被害状況等を踏まえ決定する。

その他は町長が決定する。

3 職員の参集

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話等により配備態勢の伝達を行う。

配備態勢の伝達を受けた課長は、所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に配備が必要な場合は、所属長から電話等で連絡する。

なお、激しい降雨の場合は、参集途上での危険があるため自宅待機又は避難の措置をとる。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、原則として各職員の勤務場所とする。

第2節 災害対策本部

1 災害対策本部等の設置

(1) 設置基準

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の設置基準は、次のとおりである。

- 人的被害、住家被害、ライフラインの大規模被害等が発生したとき
- 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、人的被害、住家被害、ライフラインの大規模被害発生の可能性が高いとき。
- その他、町長が必要と認めたとき。

その他は、第2編第2部第1章第2節「災害対策本部」を準用する。

第2章 災害情報の収集・伝達

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 情報通信体制	—	—
第2節 情報の収集、報告	本部事務局	
第3節 広報・広聴活動	—	—

第1節 情報通信体制

第2編第2部第2章第1節「情報通信体制」を準用する。

第2節 情報の収集、報告

1 気象情報等の収集

気象庁は、次の情報を発表する。

奥多摩町は、これらの情報を収集し、防災行政無線、SNS等で住民等に伝達する。

（1）気象注意報・警報

注意報・警報等の種類は、次のとおりである。そのうち、特別警報は、数十年に一度の現象が予想される場合に発表される。

〈気象注意報・警報の種類〉

注意報	気象注意報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。）	
警報	気象警報	大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、暴風警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。）	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風、高潮、高波	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風、高潮、高波が予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（２）気象情報

注意報・警報・特別警報の発表に先立って注意を喚起する場合や注意報・警報・特別警報が発表された場合において、その後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

（３）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

（４）顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する。

（５）大雨警報・洪水警報等を補足する情報

注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

（７）火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として気象台が東京都知事に対して通報し、東京都から奥多摩町に伝達される。

（８）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の２段階で発表される。

(9) 土砂災害警戒情報

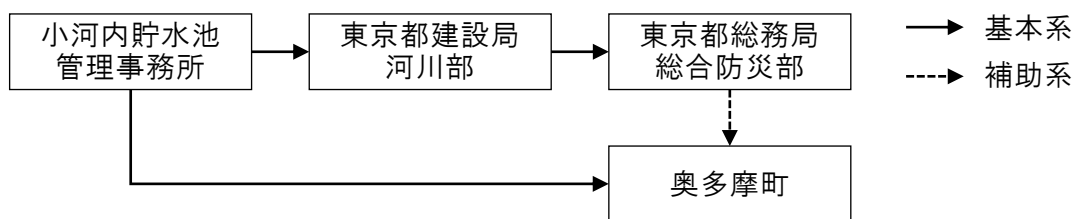
大雨（土砂災害）警報発表中において、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、避難指示の発令判断、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる区市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、東京都と気象台が共同で発表する。

2 ダム放流通報

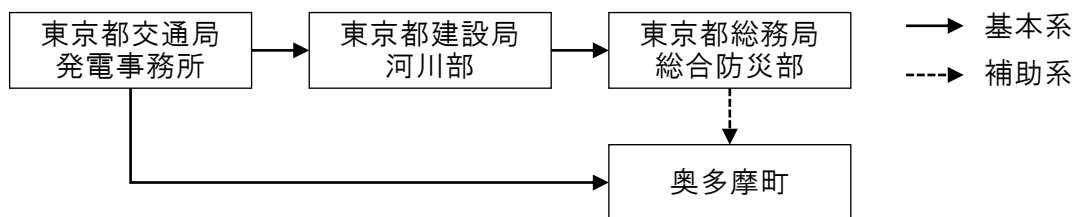
奥多摩町は、ダムの水門等の操作に伴う情報を、東京都から受理する。

伝達系統は、次のとおりである。

(1) 小河内ダム放流通報



(2) 白丸ダム放流通報



その他は、第2編第2部第2章第2節「情報の収集、報告」を準用する。

第3節 広報・広聴活動

第2編第2部第2章第3節「広報・広聴活動」を準用する。

第3章 避難

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 避難の基本方針		
第2節 自主避難	本部事務局、避難所統括班	
第3節 避難指示等の発令	本部事務局	
第4節 警戒区域の設定	本部事務局	
第5節 避難誘導		

第1節 避難の基本方針

1 避難の基本方針

風水害における避難については、奥多摩町の地形的特性上、風雨が激しくなったからの避難は困難であるため、事前避難を基本とする。

基本方針は、次のとおりとする。

- 台風の接近等により危険が想定される場合（概ね警戒レベル2・3）、町は、広域的避難所を開設し、自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。
その場合、自主避難を希望する住民は、広域的避難所に避難する。
- 土砂災害の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、土砂災害警戒区域内の居住者等に対して避難指示を発令する。避難場所は、地区避難所とする。
- 危険が切迫した場合（概ね警戒レベル5）は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに近隣の堅牢建物の上層階、自宅の斜面とは反対側の部屋等へ移動する。
- 危険性が解消された場合は、帰宅する。
- 自宅が被災し居住不可能な場合は、広域的避難所に避難する。

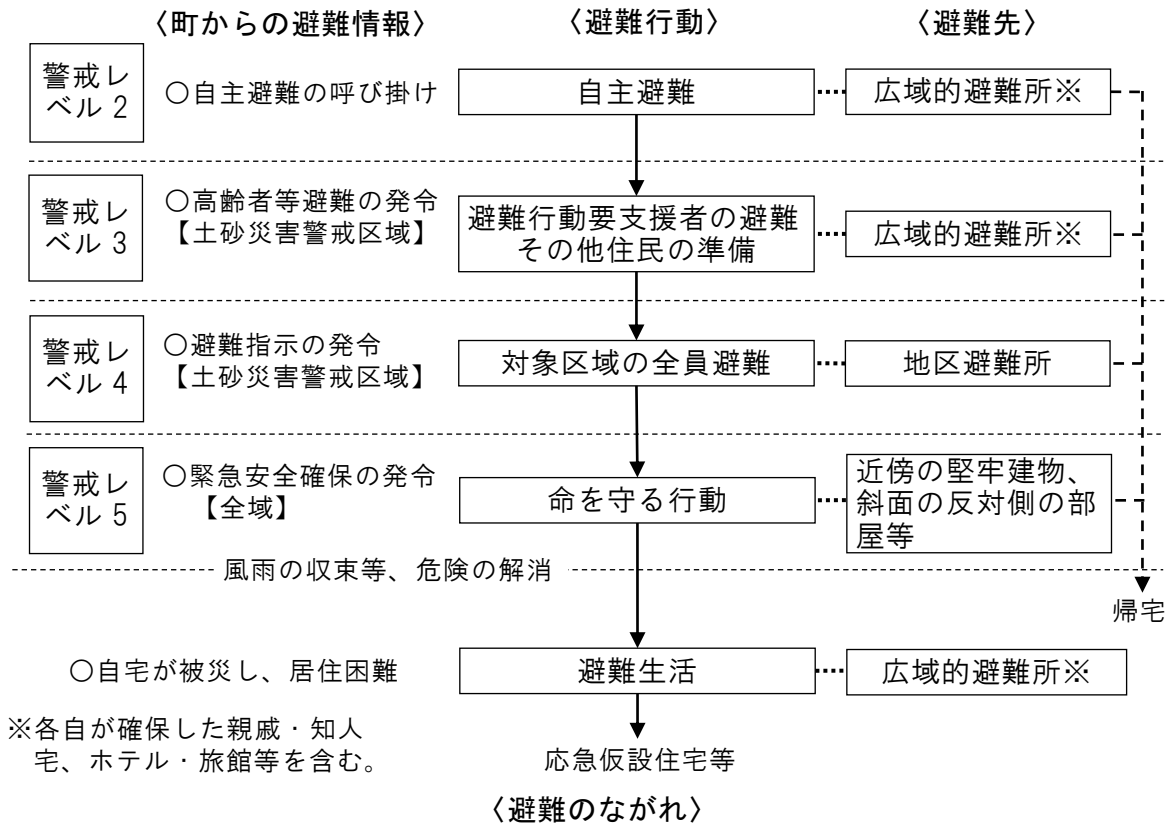
2 避難先

基本的に風雨が強まる前の事前避難（警戒レベル2・3）は、広域的避難所とする。

風雨が強まり避難指示（警戒レベル4）を発令した場合は、居住する地区の地区避難所とする。

なお、自宅が被災し居住が不可能な場合は、広域的避難所の他、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、生活する。

※緊急的な避難者の受け入れにあたっては、避難した全ての者を受け入れる。



第2節 自主避難

奥多摩町は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように広域的避難所を開放し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、可能な限り避難者自らが持参することとする。

第3節 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

(1) 土砂災害

避難情報	基準
自主避難	○ 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難【警戒レベル3】	○ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合

	○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
避難指示 【警戒レベル4】	○ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ○ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布が「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ○ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ○ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○ 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当[土砂災害])が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 ○ 土砂災害発生が確認された場合

(2) 洪水

避難情報	基準
自主避難	○ 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 【警戒レベル3】	○ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
避難指示 【警戒レベル4】	○ 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ○ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ○ 氾濫発生情報が発表された場合

	○ 溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
--	----------------------------------

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
町長	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	○ 災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○ 町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ○ 町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条

2 避難指示等の伝達

奥多摩町は、防災行政無線、SNS、広報車による呼び掛け等で、避難指示等を避難対象者等に伝達する。

避難指示等の内容は、次のとおりである。

○ 避難対象地域	○ 避難先
○ 避難指示等の理由	○ その他必要な事項

第4節 警戒区域の設定

奥多摩町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

なお、水防法第21条において、水防上緊急を要する場合は、消防機関に属する者にも、警戒区域の設定が認められている。

第5節 避難誘導

1 避難誘導

避難誘導は、原則として、自治会等が行うものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、自分自身、家族等の安全を確認した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

その他については、第2編第2部第7章「避難」を準用する。

第3部 災害復旧・復興計画

※第2編 震災対策編を準用する。

第4部 火山災害対策

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 火山情報の収集・報告

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 降灰情報の収集・報告	総務課	
第2節 住民への広報	総務課	

第1節 降灰情報の収集・報告

1 降灰予報の収集

奥多摩町は、富士山、浅間山等が噴火した場合、気象庁から発表される降灰予報を収集する。

気象庁が発表する降灰予報は、次のとおりである。

〈降灰予報〉

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（3時間区切り）までに噴火が発生した場合の降灰範囲、小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的（3時間ごと）に発表する。
降灰予報（速報）	噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布、小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で速やかに発表する。
降灰予報（詳細）	噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布、降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を噴火後20～30分程度で発表する。

2 降灰情報の報告

奥多摩町は、降灰を覚知した場合は、降灰状況の調査を行い、東京都を通じて気象庁に報告する。

〈降灰調査の項目〉

○ 降灰の有無及び堆積の状況	○ 時刻及び降灰の強さ
○ 構成粒子の大きさ	○ 構成粒子の種類、特徴等
○ 堆積物の採取	○ 写真撮影
○ 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合）	

また、降灰による被害の発生に際して、速やかに町内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、東京都等に報告する。

第2節 住民への広報

奥多摩町は、降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき又は自ら収集したときは、重要な施設の管理者、住民等に周知する。

第2章 降灰への対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 火山灰の収集・処分	環境整備課	東京都（西多摩建設事務所）
第2節 住民相談	総務課	
第3節 避難対策	総務課	

第1節 火山灰の収集・処分

火山灰の収集及び処分に関する対応は、次のとおりとする。

- （1）宅地等に降った火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- （2）火山灰の運搬は、奥多摩町が実施する。
運搬に際しては、一般廃棄物とは別に行う。
- （3）道路に降った火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
- （4）火山灰の処分は、奥多摩町が東京都及び関係機関と調整の上、仮置き場の設置、処分の方法を検討し行う。

第2節 住民相談

奥多摩町は、必要に応じて住民相談窓口を開設し、降灰による健康被害、火山灰の収集等の相談に対応する。

第3節 避難対策

奥多摩町は、降灰による生活への影響が予想される場合は、住民に外出を控えること等と呼び掛ける。

また、降灰後の降雨により土砂災害の危険性がある場合は、必要に応じ避難指示等を発令し、住民を避難させる。

※東京都大規模噴火降灰対応指針（令和5年12月）

降灰厚2cm以上の範囲において、「何らかの健康被害が発生するおそれ」を考慮し、屋内退避対象エリア、避難対象エリア、域外避難エリアを設定することとなっている。

降灰30cm未満は、屋内避難対象エリアとなり、在宅避難等が基本となる。

降灰厚	車両の影響	避難
【屋内避難エリア※】 2 cm以上 30 cm未満	・速度の低下 ・スリップの発生に留意 ・降灰厚が 10 cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能	○屋内退避対象エリア（在宅避難等） 降灰厚が 30 cm未満と想定される範囲
		○避難対象エリア（避難所等へ避難） 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難等により避難が必要となる地域について、噴火の推移や社会的影響等を火山専門家等の助言を踏まえ総合的に判断
【域外避難エリア】 30 cm以上	・四輪駆動車の通行不能 ・木造建物の倒壊のおそれ	降灰厚 30 cm以上が想定される影響域からの避難

※避難先は、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。

第4編 大規模事故等 対策編

第1部 災害予防計画

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 火災予防対策

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 火災の予防対策	総務課	奥多摩消防署
第2節 建築物等の防火対策		東京都（建築指導事務所）、奥多摩消防署
第3節 文化財の防火対策	教育課	奥多摩消防署
第4節 森林火災の予防対策	総務課	奥多摩消防署

第1節 火災の予防対策

1 防火思想の普及徹底

（1）住民に対する指導

奥多摩消防署及び奥多摩町は、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

また、自治会等の訓練を通じて防火意識及び防災行動力の向上を図る。

（2）事業所の防火管理及び防災管理指導

奥多摩消防署は、事業所の防火管理及び防災管理指導等を通じて、事業所の管理体制及び防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

奥多摩消防署は、消防法の規定に基づき、防火対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査、質問等を行い、火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

第2節 建築物等の防火対策

東京都は、建築物の位置、構造、設備について、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。

奥多摩消防署は、火災予防査察の実施、消防法、建築基準法及び火災予防条例の基準に適合させる等、防火上の観点から必要な指導を行う。

第3節 文化財の防火対策

奥多摩町は、毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。

奥多摩消防署は、消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。さらに、「文化財防火デー」に際し、文化財における消防演習、ポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施する。

第4節 森林火災の予防対策

1 火入れの許可

奥多摩町は、奥多摩町長が森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づき火入れを許可するときは、奥多摩消防署と協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を青梅警察署長に通報する。

2 広報、予防活動等

奥多摩消防署は、奥多摩町及び奥多摩町消防団と連携して、次の活動を実施する。

広報活動	火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に行楽客、住民、関係事業所等を対象として、林野火災の予防広報を実施する。
予防活動	火災予防運動期間を中心に、消防団等と連携して林野の防火パトロール及び林野に近接した民家の防火診断を実施する。
消防活動訓練	森林火災が発生しやすい時期に、町、消防団の協力を得て、消防活動訓練を実施する。
指導	1 林野等の火入れに際しては、消防署に届け出るよう指導する。 （火災予防条例 「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」） 2 森林法に基づき町が火入れの許可をするとき又は国、若しくは町が火入れするときは、消防署長と協議するよう指導する。 3 林野に防火線を設定するときは、設定者からあらかじめ消防署長が協議を受ける。

第2部 災害応急対策計画

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 応急活動態勢

大規模事故等の発生の情報を得た場合は、総務課防災担当を中心に情報監視態勢又は情報連絡態勢をしき、情報を収集する。

その後は、情報に基づき、課長会議を開催し、必要な体制をとる。

詳細は、第3編第2部第1章「応急活動態勢」を準用する。

第2章 危険物事故の応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設及び危険物輸送車両等の事故災害時に、関係機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助及び被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 石油类等危険物貯蔵施設等	本部事務局	奥多摩消防署
第2節 高圧ガス保管施設等	本部事務局	青梅警察署、奥多摩消防署
第3節 火薬類保管施設等	本部事務局	所管する機関
第4節 毒物・劇物取扱施設	本部事務局	所管する機関
第5節 放射線使用施設	本部事務局	所管する機関
第6節 危険物輸送車両	本部事務局	所管する機関

第1節 石油类等危険物貯蔵施設等

東京消防庁（奥多摩防署）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、これらの施設に対する災害応急対策は、第2編第2部第5章「危険物施設等応急対策」を準用する。

- （1）危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- （2）混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置及び応急対策
- （3）災害発生時の自主防災活動組織及び活動要領の制定
- （4）災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並びに関係機関との連携活動

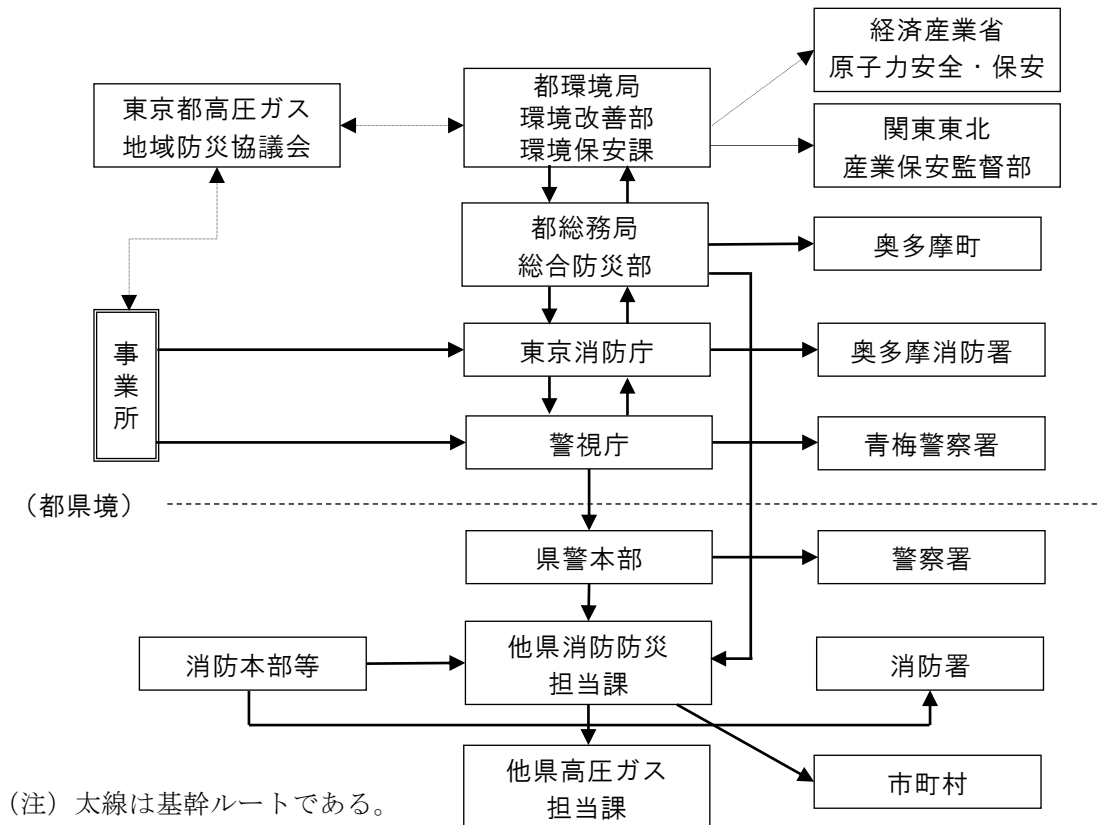
第2節 高圧ガス保管施設等

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合は、当該事業所は、全力をあげて防除活動を実施し、あわせて被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速及び的確な通報を行う。

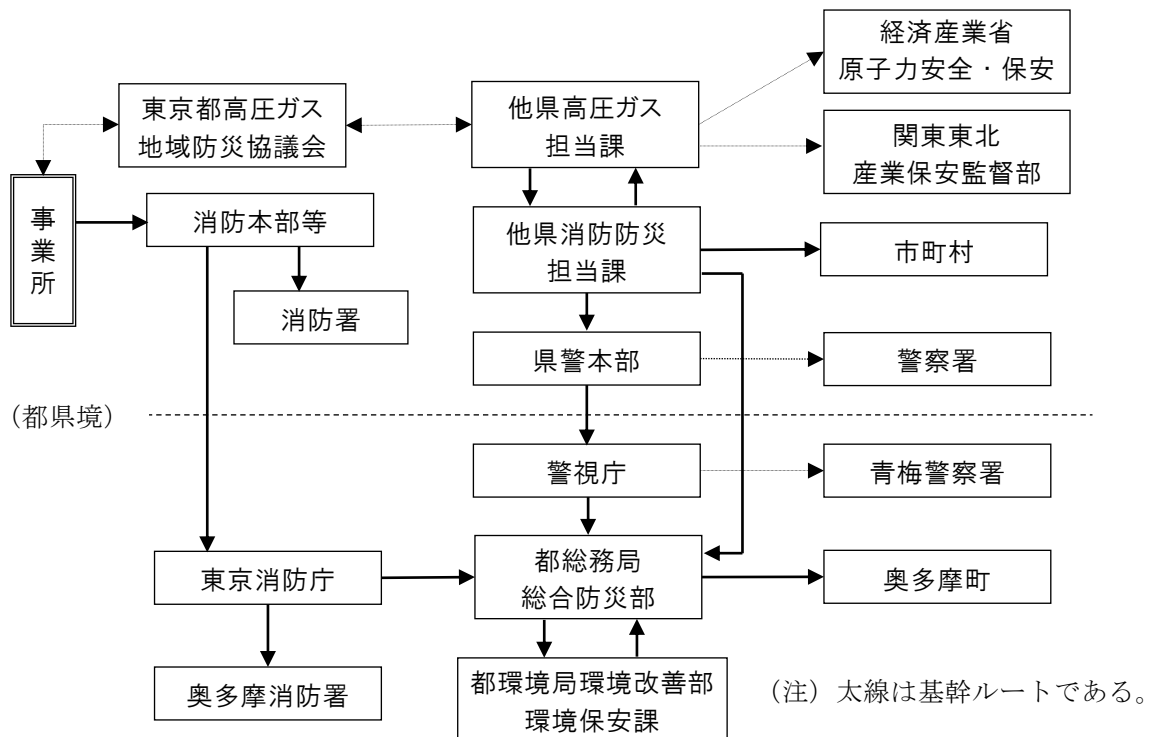
安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（東京都においては、塩素ガス、アンモニア及び酸化エチレン）とする。

都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年（1992年）10月に隣接都県間の合意に基づき定められている。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容及び各機関の対応措置は、次のとおりである。



〈東京都において事故が発生した場合の通報系統〉



〈隣接県において事故が発生した場合の通報系統〉

機関名	対応措置
奥多摩町	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難者の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都 (総務局)	都県境周辺で漏えい事故が発生した場合は、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都 (環境局)	① 事故時における措置 ・ガス漏れ等の事故が発生した場合は、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ・東京都（環境局）は、災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 ② 事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所及び部会ごとに置く準防災事業所が事故に対応する体制を整えている。 防災事業所は高圧ガスの移動、事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
東京消防庁 (奥多摩消防署)	① ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等を行う。 ② 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。その他応急対策は、第2編第2部第4章「消火・救助・救急活動」・第5章「危険物施設等応急対策」を準用する。
警視庁 (青梅警察署)	① ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ② 町長が避難の指示をすることができないと認めた場合、又は町長から要求があった場合は、避難の指示を行う。 ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業 保安監督部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 災害発生に伴い、東京都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設等

火薬類保管施設等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

なお、奥多摩町及び奥多摩消防署その他の関係機関は、高圧ガス保管施設に準じて対応措置を行う。

機関名	対応措置
東京都 (環境局)	被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 ① 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ② 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業 保安監督部	① 火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行い、必要と認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令を行う。 ② 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類は、緊急の場合、自主的保安管理体制の下に、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。
なお、奥多摩町の応急活動は、高圧ガス保管施設に準じて行う。

機関名	対応措置
東京都 (保健医療局) (西多摩保健所)	① 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ② 毒物・劇物が飛散し、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。
東京消防庁 (奥多摩消防署)	① 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等を行う。 ② 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、第2編第2部第4章「消火・救助・救急活動」・第5章「危険物施設等応急対策」を準用する。
東京都 (教育庁)	災害時の次の対策を計画し、これに基づく行動を指導する。 ① 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ② 出火防止及び初期消火活動 ③ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤ 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ⑦ 避難場所及び避難方法

第5節 放射線使用施設

災害、事故、テロ活動等により、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた場合は、放射線同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直にその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
奥多摩町	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難者の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京消防庁 (奥多摩消防署)	放射性物質の露出及び流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。 また、第2編第2部第4章により災害応急活動を行う。 ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出及び流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置
東京都 (保健医療局) (西多摩保健所)	RI 使用医療施設での被害が発生した場合は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止及び住民の不安の除去に努める。

第6節 危険物輸送車両

1 高圧ガス等輸送車両

高圧ガス等輸送車両の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
奥多摩町	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難者の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都 (環境局)	① 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 必要と認められる場合は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

	③ 災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警視庁 (青梅警察署)	① 施設管理者に対し、保安施設及び応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ② 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所に移動させる。 ③ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 (奥多摩消防署)	① 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 災害応急対策は、第2編第2部第4章・第5章により行う。
関東東北産業保安監督部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③ 災害が拡大するおそれのある場合は、必要に応じ、東京都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次の対策を推進する。 ① 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ② 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
奥多摩町	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難者の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
国の各省庁 (文部科学省) (経済産業省) (国土交通省) (警察庁) (総務省消防庁)	① 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。なお、会議の庶務は、陸上輸送にあつては文部科学省において、海上又は航空輸送にあつては国土交通省において行う。 ・事故情報の収集、整理及び分析 ・関係省庁の講ずべき措置 ・係官及び専門家の現地派遣 ・対外発表 ・その他必要な事項 ② 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官及び消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実

第4編 大規模事故等対策編 第2部 災害応急対策計画
第2章 危険物事故の応急対策

	施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁	事故の状況把握及び被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じて、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 (奥多摩消防署)	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都（総務局）に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東京都 (総務局)	事故の通報を受けた東京都（総務局）は、東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請、住民の避難等必要な措置を講ずる。
その他 (事業者等)	事業者等（輸送事業者、事業者及び現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官及び消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第3章 大規模事故発生時の応急対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 航空機事故	本部事務局	奥多摩消防署、青梅警察署、東京都（総務局）
第2節 鉄道事故	本部事務局	JR 東日本
第3節 道路事故災害	本部事務局、復旧班	奥多摩消防署、青梅警察署、東京都（西多摩建設事務所）
第4節 CBRNE※災害	本部事務局	東京消防庁、警視庁、東京都（保健医療局）

※CBRNE（シーバーン）とは、化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害（C（chemical））、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害（B（biological））、放射性物質に関する災害・核・放射能兵器による災害（R（radiological））、核物質（N（nuclear））、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害（E（explosive））の総称である。

第1節 航空機事故

1 米軍又は自衛隊の航空機事故

米軍又は自衛隊の航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

（1）緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次の事項を行う。

- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- 事故発生の日時及び場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要事項

（2）現地連絡所等の設置

- 航空事故等が発生した場合で、関係機関が事故の規模及び態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は、可能な限りこれに協力する。

〈米軍機・自衛隊機事故被災者救援活動分担表〉

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	奥多摩町	施設局
負傷者 救援	1 救急活動	○△	●▲	○△	○△	○△	○
	2 救急病院の引受確認		●▲	○△	○△	○△	○
	3 その他（転院等）			○▲	○△	○△	●
現場対策	1 消火活動		●▲	○△		○△	
	2 警戒区域の設定	○△	●▲				
	3 立入制限、交通整理	●▲	○△	△			
	4 現場保存	●▲	○△	△			○
	5 連絡所設置	○△	○△	○▲	○△	○△	●△
	6 通信輸送			○▲		○	●
財産被災 者救援	1 財産保護、警備	●▲		△			
	2 仮住居のあっせん提供			▲	○△	○△	●
	3 生活必需品支給			▲	○△	○△	●
備考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省の間の 緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。 （注）●は米軍機事故の、▲は自衛隊機事故の主務機関を示す。○は米軍機事故の、△ は自衛隊機事故の援助協力機関を示す。						

2 民間航空機事故

民間航空機事故が発生した場合の措置は、米軍又は自衛隊の航空機事故発生時に準じて行う。

第2節 鉄道事故

JR 東日本は、事故等の発生に迅速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し、訓練を実施する等、常に復旧体制を整備している。

- （1）応急処置方法
- （2）情報の伝達方法
- （3）事故復旧対策本部の設置方法
- （4）非常招集の範囲及び方法
- （5）救援車の配備並びに復旧用具の整備及び使用方法

第3節 道路事故災害

道路・橋りょう等における大規模事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東京都 （建設局） （西多摩建設 事務所）	東京都（建設局）が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 ① 関係機関への連絡、調整 ② 応急措置の実施 ③ 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁 （青梅警察 署）	事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。

東京消防庁 (奥多摩消防署)	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT※と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
奥多摩町	① 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握及び応急措置・復旧体制を確保する。 ② 事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ③ 事故の発生又は被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、東京都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保、避難者の誘導等を行う。

※大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場に、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師が医療器材を携えて現場に急行し、その場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことで、東京都により創設されたものである。

第4節 CBRNE災害

CBRNE 災害の被害を最小限にとどめるため、関係防災機関は、平常時から次のような備えを実施している。これに基づき、関係防災機関が連携して応急対策を行う。

なお、西多摩保健所においては、地域の関係機関と現地調整所を設置し、連携して応急対策を実施する。

機関名	対応措置
警視庁	○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災態勢の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施する。
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し CBRNE 災害対応の充実強化を図る。
東京都 (保健医療局)	東京都災害拠点病院に対し、CBRNE 災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備する。

第5編 雪害対策編

第1部 雪害予防計画

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 雪に強いまちづくり

■対策項目及び担当

項目	町	関係機関
第1節 除雪体制の整備	環境整備課、施設を所管する課	
第2節 孤立防止対策	総務課	
第3節 避難所における防寒対策	総務課	

第1節 除雪体制の整備

1 除雪優先道路の選定

奥多摩町は、積雪により道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除雪を優先する道路を選定する。

2 除雪体制の整備

奥多摩町は、道路の除雪作業が行えるよう建設事業者等との協力体制を構築する。
また、車両のスリップ防止のため、凍結防止剤等の備蓄に努める。

3 公共施設の備え

奥多摩町は、公共施設において除雪を行い、利用者の安全を確保するため、スコップ、凍結防止剤、融雪剤等の資機材を備蓄する。

第2節 孤立防止対策

奥多摩町は、積雪による道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、各住宅、施設等が孤立した場合であっても、生活への支障を可能な限り低減するため、住民や事業者等に対し、備蓄等を行うよう啓発する。

また、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）が降積雪時に備えて行う沿線の立竹木等の事前伐採に対し、当該立竹木等の所有者等に関する情報提供に協力する。

第3節 避難所における防寒対策

奥多摩町は、積雪により避難所が停電等となった場合を想定し、防寒対策として暖房器具の備蓄を進める。

第2部 雪害応急対策計画

※本計画に記載のない事項は、第2編 震災対策編を準用する。

第1章 応急活動態勢

第1節 雪害配備態勢

積雪が予想される場合の職員の配備態勢は、次のとおりである。

〈積雪が予想される場合の配備態勢〉

配備態勢	基準	配備要員
情報監視態勢	気象庁から 24 時間以内に町内に 15cm 以上の積雪予想があり、大雪注意報が発令された場合	・総務課長 ・総務課防災担当
情報連絡態勢	気象庁から 24 時間以内に町内に 30cm 以上の積雪予想があり、警報発令が想定される場合	・総務課長 ・総務課防災担当
災害警戒態勢	気象庁から大雪警報が発令され、30cm 以上の積雪があり、局地的な交通支障が発生した場合	・総務課長 ・総務課防災担当 ・各課の積雪対応において必要とされた職員
災害対策本部	・積雪により孤立地域が発生した場合 ・大規模な交通支障が発生した場合	全職員

第2節 災害対策本部の設置

奥多摩町は、災害対策本部を設置して交通対策、孤立対策を実施する。

災害対策本部の組織及び事務分掌は、第2編第2部第1章「応急活動態勢」を準用する。

第2章 除雪対策

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 除雪体制	復旧班	
第2節 道路の除雪	復旧班、消防班	東京都（西多摩建設事務所）
第3節 屋根雪の除雪	本部事務局、要配慮者班	

第1節 除雪体制

奥多摩町は、道路の除雪作業を行う場合は、あらかじめ協力事業者ごとの作業区域を定め、除雪を要請する。

第2節 道路の除雪

1 除雪計画

奥多摩町及び東京都は、道路の優先順位をつけて、重要度の高い道路から除雪を行う。除雪路線の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位1：国道及び都道
優先順位2：国道及び都道へアクセスする町道及び林道
優先順位3：その他の町道及び林道のうち、傷病者の緊急搬送等医療上の理由により除雪が必要となるもの

2 凍結防止剤等の散布

奥多摩町は、道路交通の安全確保のため、必要に応じて急坂、カーブ等危険箇所へ凍結防止剤、融雪剤等を散布する。

3 道路パトロール

奥多摩町は、管内を適時パトロールし、除雪作業の指示及び作業後の路面状況の確認を行う。

4 除雪による雪処分

奥多摩町は、除雪に伴う雪を処分する。

5 消防設備の除雪

奥多摩町消防団は、各詰所の出入口付近を除雪し、出動可能な体制をとるとともに、消火栓、防火水槽等の除雪を行い水利の確保を図る。

第3節 屋根雪の除雪

奥多摩町は、大雪となった場合、建築物の倒壊を防止するために適時、屋根の雪下ろしをするよう住民に呼びかける。

また、屋根雪等の除排雪が困難な世帯がある場合は、自治会、奥多摩町消防団、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の除排雪を実施する。

第3章 孤立対策

奥多摩町は、孤立した地区の住民の生命及び財産を保護するため、防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

■対策項目及び担当

項目	町（災害対策本部）	関係機関
第1節 孤立状況の調査等	本部事務局	
第2節 救援隊の派遣	本部事務局	
第3節 交通の確保	復旧班	東京都（西多摩建設事務所）

第1節 孤立状況の調査等

奥多摩町は、道路の積雪状況、自治会長等との連絡等により孤立の状況を把握する。

孤立地区が発生した場合は、東京都知事に報告する。

また、連絡隊の派遣や、地区住民との電話、消防団の衛星無線機等の連絡により、傷病者の発生の有無、食料保有の状況等を調査する。

第2節 救援隊の派遣

奥多摩町は、救急患者が発生した場合等、緊急の際は直ちに、青梅警察署及び奥多摩消防署、消防団等との連携により、当該地区に救援隊を派遣する。

また、東京都を通じた自衛隊の災害派遣要請等により、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣、医薬品、食料、生活必需品等の輸送、地区住民の避難救助等、必要な対策を講ずる。

第3節 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

資料編

1 奥多摩町防災会議条例

奥多摩町防災会議条例

昭和 38 年 5 月 17 日条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、奥多摩町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次にかかげる事務をつかさどる。

- (1) 奥多摩町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- (2) 町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命したものをもってあてる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の隊員
 - (3) 東京都の職員
 - (4) 警視庁の警察官
 - (5) 東京消防庁の消防吏員
 - (6) 町の職員のうちから町長が指名するもの
 - (7) 奥多摩町教育委員会の教育長
 - (8) 奥多摩町消防団員のうちから町長が任命するもの
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項の委員の総数は 30 人以内とする。
- 7 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員・実務委員)

第 4 条 防災会議に次の各号に定める委員を置くことができる。

- (1) 専門委員 地域防災計画に係る専門事項を調査する。
- (2) 実務委員 地域防災計画に係る実務事項を協議する。
- 2 専門委員及び実務委員は関係地方行政機関の職員、東京都の職員、町の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員及び実務委員は当該専門の事項及び実務事項に関する調査及び協議が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、地域防災計画に関する事項を諮問し、専門的、かつ実務的に協議のうえ、そ

の結果の答申を受けるため、町長が別に定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき専門委員及び実務委員は、町長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、町長の指名する実務委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会に属する実務委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月7日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月9日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 奥多摩町防災会議委員

※役職名のみ

※任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで（2年間）

委員役職名
奥多摩町長
東京消防庁奥多摩消防署長
警視庁青梅警察署長
東京都水道局小河内貯水池管理事務所長
東京都水道局水源管理事務所長
東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所あきる野給水事務所長
東京都交通局発電事務所長
東京都建設局西多摩建設事務所副所長
東京都産業労働局森林事務所長
東京都保健医療局東京都西多摩保健所長
陸上自衛隊第一施設大隊長
東日本旅客鉄道株式会社青梅駅長
西東京バス株式会社五日市営業所氷川支所長
東日本電信電話株式会社東京事業部東京西支店長
東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長代理
日本郵便株式会社羽村郵便局長
奥多摩町消防団長
奥多摩町自治会連合会長
奥多摩医師会会長
一般社団法人奥多摩観光協会会長
一般社団法人奥多摩建設業協会理事長
社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会会長
奥多摩町民生児童委員連絡協議会会長
奥多摩町副町長
奥多摩町教育長
奥多摩病院院長

以上26名

【事務局】

奥多摩町総務課長
奥多摩町総務課危機管理調整係長
奥多摩町総務課交通防災係長

3 奥多摩町災害対策本部条例

奥多摩町災害対策本部条例

昭和 38 年 5 月 17 日条例第 63 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、奥多摩町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室を置く。

2 本部長室に属すべき本部の職員（以下「災害対策本部員」という。）は規則で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 12 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 7 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 6 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 応援協定

協定名	締結先	締結年月日	概要
震災時等の相互応援に関する協定	東京都 27 市 3 町 1 村	平成 8 年 3 月 1 日	資機材の提供、収容施設の提供、職員派遣、ボランティア斡旋等
奥多摩町、丹波山村、小菅村消防団相互応援協定	奥多摩町、丹波山村、小菅村	昭和 42 年 12 月 16 日	消防活動
消防相互応援協定（西多摩 8 市町村）	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村	平成 17 年 7 月 1 日	消防活動
「西多摩地区で定める消防相互応援協定書」の特例に関する青梅市と奥多摩町との覚書	青梅市	平成 18 年 7 月 25 日	消防活動
「西多摩地区で定める消防相互応援協定書」の特例に関する奥多摩町と檜原村との覚書	檜原村	平成 18 年 9 月 28 日	消防活動
災害時における米穀調達に関する協定	西多摩米穀小売商組合奥多摩支部	昭和 58 年 12 月 25 日	米穀の提供
災害時における郵便局、奥多摩町の協力に関する覚書	奥多摩町郵便局、御岳郵便局	平成 10 年 9 月 1 日	緊急連絡車両、避難場所、物資集積場所等の提供、情報の提供等
災害時の医療救護活動についての協定	（一社）西多摩医師会	昭和 52 年 7 月 12 日	医療救護活動
災害時における応急救護活動についての協定	西多摩接骨師会	平成 8 年 2 月 20 日	傷病者に対する応急救護、衛生材料等の提供
災害時における福祉避難所（二次避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人双葉会、社会福祉法 グリーンウッド、社会福祉法人青梅白寿会	平成 27 年 1 月 8 日	福祉避難所の開設等
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 28 年 8 月 1 日	地図製品等の供給及び利用等
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 5 月 1 日	防災情報等のヤフーサービスへの掲載
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	令和 2 年 9 月 10 日	直通電話の設置、情報の連携等
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、都内区市町村	令和 3 年 12 月 27 日	職員の応援、避難施設の提供・あっせん、資機材の提供・あっせん
災害時における災害応急対策業務に関する協定	（一社）奥多摩建設業協会	令和 2 年 12 月 25 日	建設資材、労力等の提供
災害時における災害応急対策業務に関する協定・覚書	（一社）奥多摩建設業協会	令和 5 年 1 月	廃棄物の対応
災害時等における電気設備の応急対策業務に関する協定	西多摩電設工業協同組合	令和 5 年 11 月 9 日	電気設備の応急点検、応急修理、電気資機材の提供

資料編

協定名	締結先	締結年月日	概要
災害時における日原地域の 廃棄物処理に関する三社協 定書	宗教法人一石山神社、日 原保勝会	令和5年3月20日	廃棄物処理の仮置場の設 置

5 避難所

【地区避難所】

自治会名	施設名	所在地	開設可能な災害 ※1				施設面積	収容人員 ※2
			震災	風水害	雪害	大規模事故等		
川 井	川井生活館	川井 156-4	○	○	○	○	95 m ²	48 人
	沼沢集会所	川井 290-24	○	○	○	○	51 m ²	26 人
大丹波	大丹波会館	大丹波 122	△	○	○	○	132 m ²	66 人
梅 沢	梅沢コミュニティセンター	梅沢 106-ロ	○	○	○	○	98 m ²	49 人
丹三郎	丹三郎生活館	丹三郎 180	△	○	○	○	119 m ²	60 人
小丹波	小丹波コミュニティセンター	小丹波 501	○	○	○	○	145 m ²	73 人
	旧小丹波生活館	小丹波 472-2	△	○	○	○	152 m ²	76 人
	小丹波上集会所	小丹波 279-6	○	○	○	○	72 m ²	36 人
	寸庭集会所	小丹波 911	○	○	○	○	55 m ²	28 人
棚 沢	棚沢コミュニティセンター	棚沢 409	○	○	○	○	110 m ²	55 人
白 丸	白丸生活館	白丸 72-6	○	○	○	○	96 m ²	48 人
大氷川	氷川コミュニティセンター	氷川 178-1	×	×	○	○	417 m ²	209 人
常 磐	常磐生活改善センター	氷川 954-1	△	○	○	○	114 m ²	57 人
長 畑	長畑生活館	氷川 737	×	×	×	○	109 m ²	55 人
南氷川	南氷川生活館	氷川 1371	×	×	×	○	135 m ²	68 人
栃久保	栃久保自治会館	氷川 1806	○	○	○	○	114 m ²	57 人
大 沢	大沢生活改善センター	日原 198-ロ	△	○	○	○	96 m ²	48 人
日 原	日原生活館	日原 760	○	○	○	○	225 m ²	113 人
海 沢	海沢自治会館	海沢 779	△	○	○	○	148 m ²	74 人
境	境生活館	境 11-1	○	○	○	○	106 m ²	53 人
	境集会所	境 353	○	○	○	○	99 m ²	50 人
中 山	中山生活館	境 871-1	○	○	○	○	118 m ²	59 人
小河内	原生活館	原 268-2	×	×	×	○	168 m ²	84 人
	坂本コミュニティセンター	留浦 1252	○	○	○	○	59 m ²	30 人
	川野生活館	川野 261-1	○	○	○	○	187 m ²	94 人
	留浦生活館	留浦 619-1	○	○	○	○	114 m ²	57 人
	峰谷生活館	川野 529-1	○	○	○	○	152 m ²	76 人
	峰生活改善センター	留浦 891	△	○	○	○	77 m ²	39 人
	奥生活改善センター	留浦 1977-8	○	○	○	○	49 m ²	25 人
18 自治会	29 か所		合計				3,612 m ²	1,813 人

※1 「開設可能な災害」欄の「○」は開設可能、「×

※2 収容人員は、2 m²/人で計算しているが、避難が2日以上となる場合や感染症発生下において実際の収容人員が少なくなる場合がある。

【広域的避難所】

地区名	施設名	所在地	開設可能な災害				施設面積	収容人員 ※3
			震災	風水害	雪害	大規模事故等		
古 里	奥多摩文化会館	小丹波 82	○	○	○	○	1,920 m ²	320 人
氷 川	奥多摩町福祉会館	氷川 199-ロ	○	○	○	○	1,682 m ²	280 人
小河内	奥多摩水と緑のふれあい館※4	原 5	○	○	○	○	1,830 m ²	305 人
3 か所			合計				5,432 m ²	905 人

※3 収容人員は、6 m²/人で計算しているが、感染症発生下においては実際の収容人員が少なくなる場合がある。

※4 水と緑のふれあい館に避難所を開設する場合、原則として 3D シアター室のみを避難スペースとして使用することとする。ただし、災害時に 3D シアター室のみでは避難者を収容しきれない場合は施設内のその他のスペースも使用可能としているため、施設面積及び収容人員欄には施設全体の数値を記載している。

【学校施設避難所】

地区名	施設名	所在地	開設可能な災害 ※5				施設面積 ※6	収容人員 ※7
			震災	風水害	雪害	大規模事故等		
古 里	旧古里中学校	川井 594	○	○	○	○	3,424 m ²	571 人
	古里小学校	小丹波 75	○	○	○	○	4,006 m ²	668 人
氷 川	氷川小学校	氷川 278	○	○	○	○	4,254 m ²	709 人
	奥多摩中学校	氷川 760	○	○	○	○	3,101 m ²	517 人
日 原	旧日原小学校	日原 768-ロ	○	○	○	○	1,384 m ²	231 人
小河内	旧小河内小・中学校	留浦 1237	○	○	○	○	3,246 m ²	542 人
6 か所			合計				19,415 m ²	3,238 人

※5 学校施設避難所については、広域的避難所を補完する予備的な避難所と位置づけているため、災害発生時に必ず開設するものではない。

※6 施設面積は、各施設の校舎及び体育館の面積を合算している。

※7 収容人員は、6 m²/人で計算しているが、感染症発生下においては実際の収容人員が少なくなる場合がある。

6 要配慮者利用施設

施設種別	施設名称	住所
介護老人福祉施設	シルバーコート丹三郎	奥多摩町丹三郎 56-1
	グリーンウッド奥多摩	奥多摩町白丸 263
	琴清苑	奥多摩町氷川 1139
	寿楽荘	奥多摩町海沢 497
認知症高齢者グループホーム	ハッピーメイク白寿	奥多摩町丹三郎 55
軽費老人ホーム	幸房の家	奥多摩町海沢 570
通所介護	デイサービスセンター森の時計	奥多摩町白丸 263
	奥多摩町高齢者在宅サービスセンター	奥多摩町氷川 1111
障害福祉サービス施設	東京多摩学園	奥多摩町海沢 431
	ステップホームかつのり	奥多摩町海沢 438
	奥多摩町障害者地域活動支援センター	奥多摩町棚澤 378-4
病院・診療所（入院）	奥多摩病院	奥多摩町氷川 1111
	双葉会診療所	奥多摩町海沢 500
学校・保育施設	古里小学校	奥多摩町小丹波 75
	氷川小学校	奥多摩町氷川 278
	奥多摩中学校	奥多摩町氷川 760
	古里保育園	奥多摩町小丹波 528
	氷川保育園	奥多摩町氷川 1416

7 被害程度の認定基準

項目		被害程度の認定基準
人 的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

非住家被害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱う。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者	罹災世帯の構成員。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。

資料編

災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。	

8 警報・注意報発表基準

令和5年6月8日現在

府県予報区：東京都			
一次細分区域：東京地方			
市町村等をまとめた地域：多摩西部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 129
	洪水	流域雨量指数基準	多摩川流域＝41、日原川流域＝22.6、大丹波川流域＝10.7
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	92
	洪水	流域雨量指数基準	多摩川流域＝32.8、日原川流域＝18、大丹波川流域＝8.5
		複合基準※	多摩川流域 (8、32.8)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25% で実効湿度 50%	
	なだれ		
	低温	夏期：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	晩霜 最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

9 災害救助法による救助の内容等

(東京都災害救助法施行細則(令和6年10月17日)による。)

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
避難所の設置	1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり350円とする。 二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	1 建設型仮設住宅 (1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,330円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等							期間	
	2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。									
飲料水の供給	現飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。							飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	区分 単位百円		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	災害発生の日から10日以内とする。
				全壊・全焼・流失	夏	198	254	377	450	
		冬	328		424	590	690	870	120	
		半壊・半焼・床上浸水	夏	65	87	130	159	200	28	
			冬	104	136	194	230	290	38	
		医療	1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。						
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。							助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。	
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、							被災者の救出期間は、災害発生の日	

種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
		状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 51,500 円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次の額以内とする。 1 二に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 月以内に完了するものとする。
学用品の給与		1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき 5,200 円 中学校生徒一人につき 5,500 円 高等学校等生徒一人につき 6,000 円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については、15 日以内とする。
埋葬		1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり、大人 226,100 円以内、小人 180,800 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の捜索		死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,600 円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,700 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が 140,000 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。
	範 囲	費用の限度額(1人1日当たり)	期間
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第1号から第4号までに規定する者	医師 22,200 円以内、歯科医師 21,300 円以内、薬剤師等 18,400 円以内、保健師・助産師・看護師 17,300 円以内、准看護師 14,200 円以内、診療放射線技師等 15,300 円以内、歯科衛生士 14,900 円以内、救急救命士 17,700 円以内、土木技術・建築技術者 16,600 円以内、大工 28,800 円以内、左官 30,800 円以内、とび職 31,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内